

官報

号外 昭和三十九年四月十五日

○第四十六回 参議院會議録第十七号(その一)

昭和三十九年四月十五日(水曜日)

午前十時二十分開議

議事日程 第十七号

昭和三十九年四月十五日

午前十時開議

- 第一 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院回付)
- 第二 予防接種法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院回付)
- 第三 緊急質問の件
- 第四 鉱山保安法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
- 第五 道路交通に関する条約の締結について承認を求めるの件
- 第六 自家用自動車の一時期輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件
- 第七 道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律案(内閣提出)
- 第八 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、近畿圏整備

- 備本部大阪事務所設置に關し承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第九 オリニピック東京大会記念の千円の臨時補助貨幣の発行に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第一〇 地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第一一 日本貿易振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第一二 納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

- 一、請願の件
- 一、日程第一 簡易生命保険法の一部を改正する法律案
- 一、日程第二 予防接種法の一部を改正する法律案
- 一、日程第三 緊急質問の件
- 一、日程第四 鉱山保安法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

- 一、日程第五 道路交通に関する条約の締結について承認を求めるの件
- 一、日程第六 自家用自動車の一時期輸入に關する通関条約の締結について承認を求めるの件
- 一、日程第七 道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律案
- 一、日程第八 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、近畿圏整備本部大阪事務所設置に關し承認を求めるの件
- 一、日程第九 オリニピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に關する法律案
- 一、日程第十 地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案
- 一、日程第十一 日本貿易振興会法の一部を改正する法律案
- 一、日程第十二 納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案

○議長(重宗雄三君) 御報告いたします。

昨十四日、議長は、皇居において、天皇陛下並びに皇后陛下に拝謁し、また、義宮御殿において、正仁親王殿下にお目にかかり、正仁親王殿下納采の儀につき、お祝いのことは申し上げました。

その他諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員	上林 忠次君
法務委員	山本 利壽君
同	川野 三曉君
外務委員	鈴木 万平君
大蔵委員	追水 久常君
同	栗原 祐幸君
社会労働委員	牛田 寛君
農林水産委員	小平 芳平君
商工委員	安井 謙君
通信委員	小林 英三君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員	栗原 祐幸君
法務委員	鈴木 万平君
同	追水 久常君
外務委員	山本 利壽君
大蔵委員	川野 三曉君
同	上林 忠次君
社会労働委員	小平 芳平君
農林水産委員	牛田 寛君
商工委員	小林 英三君
通信委員	安井 謙君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

地方交付税法の一部を改正する法律案(川村憲義君外八名提出)

地方財政法の一部を改正する法律案(川村憲義君外八名提出)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を商工委員会に付託した。

電気事業法案

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

遺言の方式の準拠法に関する法律案

同日衆議院送付の左の内閣提出案を衆議院に回付した。

麻薬取締法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律

同日内閣総理大臣から議長宛、通商産業省企業局参事官馬郡巖君は去る一日付をもって同企業局産業立地部長に任命されたので政府委員は自然消滅となった旨の通知書を受領した。

去る九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 占部 秀男君
地方行政委員 山本伊三郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 山本伊三郎君
地方行政委員 占部 秀男君

同日法務委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 迫水 久常君(迫水久常君の補欠)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

経済協力開発機構条約の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

金属鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律案 商工委員会に付託
昭和三十七年度一般会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十七年度特別会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十七年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書

昭和三十七年度特別会計予算総則第十二條に基づく使用総調書(その2)

昭和三十七年度特別会計予算総則第十三條に基づく使用総調書

昭和三十八年度一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十八年度特別会計予算総則第十四條に基づく使用総調書(その1)

オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案

オリンピック準備促進特別委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。

よって議長は即日これを委員会に付託した。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

小型船舶運送法及び小型船舶運送組合法の一部を改正する法律案

運輸委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

税理士法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案が回付された。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。

道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律案可決報告書

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、近畿圏整備本部大阪事務所設置に關し承認を求めるの件議決報告書

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

麻薬取締法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

麻薬取締法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

去る十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 野溝 勝君
農林水産委員 大河原一孝君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員 大河原一孝君
農林水産委員 野溝 勝君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

森林基本法案(川俣清吾君外十二名提出)

工業整備特別地域整備促進法案(遠藤三郎君外十九名提出)

林業基本法案(稲富稜人君外一名提出)

同日衆議院から左の内閣提出案が回付された。

予防接種法の一部を改正する法律案

一昨十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 近藤 鶴代君
大蔵委員 大河原一孝君

農林水産委員 野溝 勝君
商工委員 大谷藤之助君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 大谷藤之助君
大蔵委員 野溝 勝君

農林水産委員 大河原一孝君
商工委員 近藤 鶴代君

同日議長から左の議案が提出された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。

農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(小林武君外四名発議)

同日内閣から左の議案が提出された。よって議長は即日これを建設委員会に付託した。

住宅地造成事業に関する法律案

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を農林水産委員会に付託した。

林業基本法案(稲富稜人君外一名提出)

同日委員長から左の報告書が提出された。

オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案可決報告書

昨十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

農林水産委員 野溝 勝君
商工委員 大谷藤之助君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 大谷藤之助君
大蔵委員 野溝 勝君

農林水産委員 大河原一孝君
商工委員 近藤 鶴代君

内閣委員	山本伊三郎君
地方行政委員	占部 秀男君
法務委員	高橋 衛君
外務委員	山本 利壽君
大蔵委員	島島徳次郎君
同	上林 忠次君
同	佐野 廣君
文教委員	二木 謙吾君
同	久保 勘一君
商工委員	八木 一郎君
同	近藤 鶴代君
同	吉武 恵市君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
内閣委員	占部 秀男君
地方行政委員	山本伊三郎君
法務委員	八木 一郎君
外務委員	近藤 鶴代君
大蔵委員	二木 謙吾君
同	久保 勘一君
同	吉武 恵市君
文教委員	島島徳次郎君
同	上林 忠次君
商工委員	高橋 衛君
同	山本 利壽君
同	佐野 廣君

一部を改正する法律案（小林武君外四名発議）
同日委員長から左の報告書が提出された。
道路交通に関する条約の締結について承認を求めるの件議決報告書
自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件議決報告書
地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案可決報告書
日本貿易振興会法の一部を改正する法律案可決報告書
納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案可決報告書
道路交通法の一部を改正する法律案可決報告書
同日内閣から左の報告書を受領した。
昭和三十一年度一・四半期における国庫の状況報告書

○議長（重宗雄三君） 日程第一、簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院回付）を議題といたします。
簡易生命保険法の一部を改正する法律案
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。
よつて国会法第八十三条により回付する。
昭和三十一年四月九日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三殿
（小字及び一は衆議院修正）
附 則
1 この法律は、公布の日、
昭和三十九年四月
一日から施行する。

○議長（重宗雄三君） 日程第二、予防接種法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院回付）を議題といたします。
予防接種法の一部を改正する法律案
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。
よつて国会法第八十三条により回付する。
昭和三十一年四月十日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三殿
（小字及び一は衆議院修正）
附 則
1 この法律は、公布の日、
昭和三十九年四月
一日から施行する。

○議長（重宗雄三君） 日程第三、緊急質問の件、
加藤武徳君から、労働組合の春季闘争に関する緊急質問が、
藤田藤太郎君から、春季闘争と最低賃金制度完全実施に関する緊急質問が、
渋谷邦彦君から、統一ストに関する緊急質問が、
田畑金光君から、公労協ストに関する緊急質問が、それぞれ提出されております。これらの緊急質問を行なうことに御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長（重宗雄三君） 御異議ないと認めます。順次発言を許します。加藤武徳君。
「加藤武徳君登壇、拍手」
○加藤武徳君 私は、自由民主党を代表いたしましたして、労働組合の春季闘争、特に公労協の違法ストライキについて、政府に対し二、三の点をだしたいと思つております。
ことしもまた、総評を中心とするスケジュール闘争が行なわれており、二五％アップ、平均六千円という、とてもない要求を掲げて、罷業権のない公社現業の諸君に、違法なストライキをやらせてでも、目的を貫徹しようとしておるのであります。公労法は第七十条において、公社現業の職員及びその組合に対し、同盟罷業、怠業、その他、業務の正常な運営を阻害する一

昭和三十九年四月十五日 参議院會議録第十七号(その一) 緊急質問の件

四三〇

切の行為を禁止しているにもかかわらず、公労協九組合は、去る四日、公然とストライキを宣言したのであります。が、元来ストライキは、民間の労働組合に対し、経営者に影響を与える手段としてのみ許されているのであります。国民全体の奉仕者である公務員や、鉄道、電信、電話等の、国民経済の動脈に当たる公共企業体の職員は、公務員に準すべき立場に置かれており、ストライキ権は与えられておらないのであります。

しかるに公労協は、宣言どおりストライキをやろうとしているのであります。して、全通労組は、郵便物がおくれ、国民に非常な迷惑をかけ、甚大な損害を与えるのが、あたかも当然であるかのごとき態度であり、全通労組は、電話もとめられ、電報も扱われないと宣言しております。また、国鉄や動力車労組は、安全輸送の美名のもとに、この春闘においても、すでに何回か大衆の足を奪っているであります。が、明後日は、一千万人に近い人の足を一挙に奪い、数十万トンの貨物輸送を不能にしようとしているのであります。世論はあげて公労協に対し、ごうごうたる非難を浴びせており、言論機関もこぞって反対し、許されざる暴力であると論難しているであります。法律の禁ずる違法ストライキを、それも、国民あげての反対を押し切つてやろうとする公労協の態度は、法秩序を

破壊しようとするものであり、明らかに国民に対する挑戦であつて、法治国家においては断じて許すことのできない行為であります。(拍手)

わが党は、ストライキをやめさせるよう政府を鞭撻し、国民にも公労協の無謀を訴えてまいりました。政府や当局も、連日熱心に勧告し、警告を発する等、あらゆる努力を続けているのであります。しかるに、総評や公労協の諸君に反省の色が見られないのは、きわめて遺憾であります。

ストライキに入るまでには、まだ数時間を残しておりますので、今日明日は、ストライキをめぐる、さらに活発な動きが予想され、組合は、政府や当局に対して妥協を求めてまいりま

しょうが、違法に対する妥協はあり得ないものであります。(拍手)しかしながら、スト宣言を撤回することを前提として、調停から仲裁に移すことが、争議解決の一方方法であるとの意見が一部にございます。大橋労働大臣は、職権による仲裁請求は行なわないことをすでに明らかにされておるのであります。が、ただ、当事者双方から話があり、労働大臣の職権による仲裁申請を条件としてストライキを中止する旨の申し出があつた場合には、労働大臣はいかなるおつもりなのか、お伺いしたいのであります。

また、公労委が総会において、仲裁に移すことを決議する動きがあるかどうか。もとより、公労委は自主性を持ち、政府が干渉がましき態度に出るべきものでは毛頭ないのであります。が、公労委の動きを御承知ならば承りたいのであります。

また、今日中でも、当局は、組合の同意のもとに、仲裁を申請する方法もあると思つておりますが、当局の一人として郵政大臣は、この方法による仲裁申請を考えておられるかどうか、お伺いしたいのであります。

もし、不幸にして、政府や当局の努力も水泡に帰し、世論を無視してストライキに突入した場合の、政府の対策や決意を承つておきたいのであります。

第一に、公労協の半日ストによつて、国民生活にいかなる影響を及ぼすのか、政府はこれに対して、いかなる対策を準備しておられるのか、まず承りたいのであります。大衆は足を奪われ、貨物輸送も不能となり、電話や電信もとめられた国民は、腹の底からの怒りを覚え、これを爆発させるおそれなしとしないのであります。国家公安委員長は、治安の責任者として、さうなことはないと言い切れるかどうか。また、不幸な事態を未然に防止する自信をお持ちであるかどうか、伺いたいのであります。

次に、政府は、法を犯した者に対し、嚴重なる処分を行ふ決意を固めておられるか、いなかの点であります。一罰

百戒の実をあげて、綱紀を肅正すべきであつたにもかかわらず、従来、政府や当局が、目先の温情におぼれて、寛大な処分にとどめたために、組合をしてかえつて、法をないがしろにし、違法な労働運動を誘発する結果を招いたきらいなしとしないのであります。いたゞらなる温情は禁物であり、関係大臣は、違反者を断固処分する決意をお持ちであるかどうか、伺いたいののであります。(拍手)処分はもとより懲戒処分にとどまらず、刑事処分についても同様であります。郵便法や電気通信法のごとき、刑事責任を明定している場合において、逮捕、処罰等を行なうことが当然であるにもかかわらず、労働運動であるゆゑをもつて刑事責任を免れしめようとする議論が、一部にあるのであります。政府の考え方を念のため承つておきたいのであります。

従来、懲戒処分の基準は、各省や公社で違つていたため、処分がまちまちで統一を欠いております。同一の事犯に対し、ある省においては、処分が寛大に失し、それが綱紀弛緩の原因になつてゐると指摘されているのであります。関係大臣は、連絡を密にされて、懲戒処分の基準を明確化し、統一化するお考えがあるか、伺いたいののであります。

わが党が、公労協のストライキについて最も遺憾に思ふ点は、違法なストライキであることと、いま一つは、公共企業体等労働委員会、いわゆる公労委で調停中であるという点であります。公労委は、公労協九組合の申請に基づいて、ただいま調停を行なつてゐる最中であり、みづから調停を申請しておきながら、委員会が鋭意調停に努力中であり、しかも、ごく近い時期に調停案が労使双方に示されるところまで進行しているのであります。しかるに公労協は、かねてから組んでいたスケジュールに従つて違法なストライキをやろうという態度が、民主主義のもとにおいて、はたして許されるやう方でありましようか。公労協が調停を申請したのは、公労委という第三者機関を尊重し、その判断を待とうとする民主的な考え方からではなく、総評の春闘ベースにはめ込んだスケジュールの一コマとして公労委に持ち込んだにすぎず、調停委員会は単なる団体交渉の場として活用するにすぎないのでと公言するに至つては、全く言語道断であります。労働大臣は、このことをいかうに見ておられるか、伺いたいののであります。

政府や当局のき然たる態度と世論のきびしさにあつては、総評や公労協は、政府や当局がストライキの回避を望むならば、賃上げの具体額を示せと言つております。申請者は静かに調停の結果を待つべきであるにもかかわらず、調停中に違法ストライキを宣言し、情

勢全く不利となるや、政府に向かつて賃上げ額を示せと言うがごときは、全く血迷っているとは思えないのであります。(拍手)政府は、調停委員会の結論が出る前に、総評の要求どおり賃上げ額を示すつもりなのかいなか、伺いたいのであります。

最後に、総理のお考えを承りたいのであります。総評の二五%、六千円アップの要求は、生産性とか賃金の持つ経済的合理性などは全く眼中になく、高い要求をぶつけて、違法なストライキでおどしをかければ、適当なところでおさまるであろうというような、全く無定見な要求であると思えないのであります。総評の要求どおり六千円のベースアップを行なえば、三公社五現業の約百万人の諸君のみについても、年間実に一千二百七十億円の予算増となるのであります。郵便料金や国鉄運賃の賃上げが必要となることは必至であります。また、生産性を無視し、それを上回る大幅な賃上げは、コスト・インフレを招き、物価値上がりの大きな原因となるのであります。総評は、年末から春の闘争で賃上げをもちとる。力づくで賃上げさせられたものを基礎にして、夏には人事院が公務員のベースアップを勧告する。政府はやむなくこの勧告のみ、それがまた、年末から春闘にかけての材料になり、物価にはね返るといふ、悪循環を繰り返しているのであります。

て、この悪循環は、いつの日にか断ち切らなければならないのであります。

労働者諸君の生活をより豊かにするためには、物価を安定させ、経済を安定的に成長させて、国民の所得をふやすことが先決であり、目の先の大幅な賃上げを行なうことは、かえって実質賃金を低下させる結果を招くと思うのであります。この点、総理はいかようにお考えでありますか。また、政府は、物価抑制策の一つとして、公共料金を一カ年間据え置いているのであります。賃金の一カ年の完全なストップが、かりに困難であるとしても、少なくともこの機会に、賃金と物価の悪循環を断ち切る決意が必要であると思ひのであります。このことが、長い目で見て、労働者諸君の生活水準を向上させるゆえんでもあると思ひのであります。この点、総理の所信を伺ひまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○国務大臣(池田勇人君) お答えいたします。

今回の公労協のストは、まことに遺憾なことで、国民全体がたいへんな迷惑を受けることになるのであります。政府といたしましては、極力これがないうようにわれわれは努力をしておるものであります。このことは、法律違反であると同時に、また公労協から申し込まれました公労委で調停中のごさいます。そのときにストが起るといふこ

とは、法律的にも、また常識からいってもあり得ないことだと、私は考えているのであります。したがって、政府といたしましては、できるだけ最大の努力をいたしまして、今回のストが起らないようにいたしたいと、いま懸命な努力をしておるところであります。なお、六千円の賃上げというところは、これは常識では考えられませう。私は、この点につきましては、いま、公労委で十分御検討になることと思ひます。また、そこで成立しないときには、仲裁裁定の判断に待つことにいたしておるのであります。もちろん、この賃金の大幅な上昇が物価に影響することは、これは世界の事情の示すところのごさいます。われわれは、経済の安定成長のためには、適正なやり方でいかなければ、国民全体が迷惑することとお考えでおるのであります。その意味におきまして、今後におきましても、公労委あるいは今後起こるべき仲裁裁定の判断を注視いたしたいと考えておるのであります。(拍手)

〔国務大臣大橋武夫君登壇、拍手〕
○国務大臣(大橋武夫君) まず第一に、公労委の調停の進行状況のごさいますが、公労委は二月中旬に組合側の申請を受けまして、その後今日まで労使双方について十分聞くべき事項は聞き終わった段階でございまして、本日以後、各事案につきまして調停案の作成について合議を始める段階に入つて

おるわけでございます。しかし、調停申請後二カ月を経過いたしました後にございましては、当事者の一方の申請によつて仲裁手続に入る事ができることになっておるのでございしますが、その二カ月の期間が終わりますのは、最も早く調停申請されました国鉄労組につきましては十八日でございます。十七日は二カ月の最後の日に当たつておる次第でございます。調停案がそれ以前に出るということは、現在のスケジュールから考えまして困難であると思ひるのでございします。

次に、仲裁の申請についての問題でございしますが、労働省といたしましては、ストを避けるために労働大臣の職権によつて仲裁を申請するということは、考えていないのでございします。労働使の紛争におきましては、労働使とその解決に努力し、その間において、産業人として国民に迷惑をかけるいように心がくべきものであるからでございまして、この十七日を含む十七日以前におきましては、仲裁に入りま

すためには労働使双方の同意が必要でございします。労働の一方から相手方の同意を得て仲裁に入りたいという要請がございしましたならば、労働省といたしましては、相手方の同意を得るためにできるだけのあつせんは申し上げたいと考えておるのでございします。しかし、労働大臣といたしましては、職権をもつて仲裁を申請する考えはござい

ません。なぜならば、仲裁につきましては、公労法において、ストをこれによつてやめなければならぬという規定はないからなのでございまして、ストは、公労法によりまゝと、いかなる段階においても禁止をされておるものなのでございします。(拍手)したがって、現在この違法なストをあえてしようという宣言をなさつておられます公労委が、仲裁の段階に入つたならば必ずストをやめるであろうという保証は、どこにも遺憾ながらないのでございまして、私どもは、そのような見地から申しまして、(公労委がストをするのか)と呼ぶ者あり(公労協のスト宣言の誤りでございします。公労協がこの態度を基本的に改めていただく)そうしてストというものは、国民に迷惑をかけることによつて、国民の大きな批判を招くことは必至であります。そうして、この問題を解決いたしますためには、いかに政府がその気になつても、国民の負担によつて賃金をまかなわれておる公務員の賃金問題の解決には、常に国民の絶大な同情と支持が必要であると確信いたしておるのでございまして、この違法なストは、国民の同情と支持を失ひ、かえつて問題の解決をみずから困難にいたすおそれがあるのでございまして、この点、私は、労働者の福祉を守るといふ立場から、ぜひ組合の諸君が思いをいたし、このストを避けられるよう、心か

昭和三十九年四月十五日 参議院會議録第十七号(その一) 緊急質問の件

ら念願をいたしている次第でございます。
(拍手)

〔国務大臣古池信三君登壇、拍手〕
○国務大臣(古池信三君) お答え申し上げます。

今回、公労協の企てております半日ストが計画のとおり実行された場合には、郵政関係等の業務についてどのような影響があるかという、まず第一のお問いに對しましてお答えいたしますが、

郵政の關係について申し上げますと、全通の組合が半日ストの準備指令を出した局は、中央郵便局、鉄道郵便局、定員二百名以上の普通局がそれぞれでございます。もし、計画どおりの半日ストを実施するといいたしますれば、通常郵便物において約二千万通、小包において約三千万個これが運送、配達、面での遅延し、郵便物の引き受けの面では、通常郵便物約三百万通、小包郵便物約四百万個に支障が生ずるものと推定されるのであります。もちろん、一番大きな影響を受けるのは、東京、大阪などの大都市であると考えます。

次に、電電公社の關係について申し上げますと、全電通の組合では、十七日の始業時から正午まで、東京、大阪の市外電話局をはじめ、全国の主要電話局、中継所、管理機關など約九百の事業所に対して、ストライキを実施するための指令を行なっております。この計画が完全に行なわれるとするならば、その間は、通信は、自動による通話を除いては多大の影響を受けるものと存じます。さらに、ストが終了いたしましたあとも、しばらくは通信の錯綜混乱が起こるものと思われるのであります。

そこで、かかるストが、国民の日常生活、経済活動に甚大な影響を与えることを憂慮いたしまして、まことにこの点は遺憾にたえないと存じます。よつて私は、このストの中止を強く組合側に要望をいたしまして、再三にわたつて警告を発しております。また、電電公社においても、總裁から再三警告を発している次第であります。

次に、もし万一かような事態が発生した場合には、業務の確保のためにどういうようなことを考えているかというところであります。まず、事前に、本務者に対しては、ストに入つた場合でも、あくまで正常の業務に従事するように業務命令を出します。そうして、でき得る限り業務の運行を確保すると同時に、もし万一要員の確保が困難な場合には、管理者を動員いたしまして、窓口事務、運送便等の受け渡し、郵便物取り集めの一部事務等を極力確保する覚悟でおります。また、万一このストの実施によつて滞留郵便物が発生した場合には、本務者のほかに、配送に必要な臨時雇員を十分確保して、でき得る限り早急に、事態が

平常に復するように努力する覚悟でございます。

さらに、かようなストライキに参加をした者がある場合に、これに對して処分はどうかというお尋ねであります。かような組合の違法な争議行為に對しましては、従来も、そのつど、争議行為の態様に照らしまして、指導者はもちろんのこと、これに参加をした人に対しても、厳正な処分を行なつてきたところであります。ただ今回の半日ストという大きな争議行為は、今日までかつて見ないところでありまして、したがつて、かような場合は、従来の例にとらわれることなく、最も厳正に処分を行なうたいと考えております。さらに、かような場合の処分は、あくまで、その行為の態様に應じて、そのつど厳重に調査し、公正な判断のもとに行なうということが適正を期するゆえんであると考えますので、今回もこの方針によつていたす考えであります。

次に、今回問題になつております賃金の問題は、組合側の申請に基づきまして、目下労使紛争の平和的処理機關であるところの公共企業体等労働委員会において、せつかく調停が進められております。したがつて、私どもとしては、あくまでこの調停の結論を待つて善処したいと考えておるのでありますが、もしも組合側においてこの調停を待つことができない、したがつて、組合側から仲裁の申請をしたいということであれば、私どもはこれに對し同意をいたしたいと考えております。

最後に、かようなストライキは郵便法等の關係はどうかというお尋ねでございます。郵政並びに電電公社の職員は、公共企業体等労働關係法第十七条によりまして、争議行為を禁止されておるのであります。したがつて、その争議行為は、労働組合法第一条第二項にいう、いわゆる正当な組合活動としての刑法上の免責事項は適用されないものと解しております。すなわち、違法性を阻却することはないのでございます。したがつて、今回の半日ストライキによつて、郵便法第七十九条または公衆電気通信法第一百条の刑罰規定に触れることとなる者が生ずることは、十分予想されるのであります。かような場合の対策につきましては、万遺憾なきを期して、厳正な態度をもつて臨む所存であります。(拍手)

〔国務大臣(赤澤正道君) 登壇、拍手〕
○国務大臣(赤澤正道君) お答えいたします。

ただいまの御質問は、今度のストの計画は、ちつとも世論が同情もしない、支持もしていない。国民大衆は非常に立腹をいたしまして、こういう状態のもとにストが行なわれた場合には、治安対策上一体どうなるのか心配だ。これは犯罪を未然に防止もしなきゃならぬと思うが、その対策は万全を期してあるかという意味であると、私は受け取つた次第でございます。今度の争議行為は、ただいま總理大臣は關係閣僚が申しておりますとおり、明らかに公労法十七条に禁止されておる違法な争議ではあります。その対象となつておる企業が、国民の日常生活に密着しておまして、かつ、重要な役割を持つておりますだけに、一般利用者と当局または労組員との間に、紛争やあるいは集団的な不法行為、また、道路、路面交通のふくそ

うなどの混雑が、当然予想されるわけでございます。警察といたしましては、適切な措置を講じて、これらの混乱や紛争、または不法行為を、極力防止するよう努力する所存でございます。また、今回の争議行為に伴ひまして、犯罪が発生いたします場合は、その予防にとめましますことは当然でございますが、嚴重な取り締まりは実施することになると考えます。事態は重大であります。警察といたしましては、全力を尽くして治安の重責を全ういたす所存であります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 藤田藤太郎君。
〔藤田藤太郎君登壇、拍手〕
○藤田藤太郎君 ただいま加藤君の意見を聞き、政府の答弁を聞いておりますと、労働者には弾圧によつて臨むこととでよいと言つておられるように思ひます。このようなことでは問題の解決

はできません。私は、国民生活、労働者の生活を守る立場より、日本社会党を代表して、政府に対し質問を行なうものであります。

まず、最初の論点は、池田総理の理論的背景をなしていると言われる下村治氏の論理によれば、「経済成長のプロセスにおいて重要なことは、卸売り物価である。これを安定しておれば、国際収支の観点からいって、その国の物価は安泰である。消費者物価は、物とサービスの価格を含んでいるが、物の価格を代表する卸売り物価が動かない限り、消費者物価、サービス価格の上昇は、人間の価値上昇にはならない。経済の高度成長には、消費者物価上昇は必然である」と言い切っているものであります。しかしながら、消費者物価の動きは、昭和三十六年に五・三、三十七年に六・八、三十八年に九・二増しと、政府の見通しをはるかに上回っているものであります。このような消費者物価上昇が、国民の生活をどのように圧迫しているか、いかに家庭の主婦を苦境に立たせているか、その家計簿の時点間比較等によっても実証されておるのであります。人間の価値が上昇したと言われるなら、数的価値判断の一例として、個人消費割合の各国比較をあげてみますと、昭和三十七年、比較的所得の高い国十七カ国平均は六五％で、これに比較すると、日本の五二％はあまりにも低く過ぎる

と言わざるを得ないのであります。これは投資割合が高いためで、つまり、高度経済成長のために国民生活が犠牲となつてゐるのが日本の現実の姿であります。ここにおいて池田内閣は、勤労国民犠牲の政策をいつまで続けるといふのか、国民の不安を解消するため、いかなる物価安定政策を行なおうとするのか、お尋ねしたのであります。

第二の論点は、国民の生活が豊かになるためには生産の上昇が必須条件であります。しかし、それにも増して重要なことは、すべての国民は生活水準の向上がもたらされることである。すなわち、工業化による生産上昇と生活向上とは、今日の生産社会の二つの支柱であります。しかしながら、池田内閣の所得倍増計画が押し進められて以来、国民のだれしもが、高い成長、低い生活水準という批判を、池田内閣に投じているのであります。このような条件をつくり出した要因をあげてみますと、

第一は、国民総生産に対する民間設備投資の割合にあります。欧米工業国は一〇％の水準であるのに、ひとり日本だけが二〇％の水準を示しているため、資本コストの上昇が強い圧迫となつてあらわれているのであります。さらに大資本中心の拡大方式は、生産

性格差の拡大を通して二重構造を強化しているものであります。

二番目に、このために生産と消費のバランスがくずれて、操業短縮と思惑の景気変動を繰り返すばかりでござい。ます。ことばをかえて言いますならば、設備資金を物価上昇と低賃金と長時間労働によつて調達していると言えらるでありません。

三は、活路を貿易に求め、これを伸ばそうとしても、貿易のフィフティ・フィフティの原則をくずすわけにはまいりません。やはり国民購買力を引き上げて、その上に輸出入のバランスをとるということが前提であります。しかしながら、高度成長は輸入依存度の高い設備がおもになつてしまつたので、国際収支の均衡が破れ、そのために、まづ先にそのおろしを受け替へてのが中小企業や労働者であります。

政府は、このような現実に対していかなる手を打とうとしているのか。金融、設備投資に規制を加えて、勤労国民のための政策に転換する決意があるかどうか、お尋ねしたのであります。

第三点としては、労働者の低賃金と低い生活水準の問題であります。

日本の工業がヨーロッパ並みの水準にまで達しているにもかかわらず、その賃金は後進国並みにきわめて低いのでございます。しかも、ここ三、四年

来、急激に高騰しました消費者物価の上昇によつて、家計が日に日に圧迫されております。労働者がみずからの生活不安を解消せよとするのは、いわば人間として当然の欲求でもあります。通産省の数字によりまして、

日本の付加価値生産性は、すでにイタリアを追い越し、西ドイツ、フランス、イギリス等、ヨーロッパの一流工業国の水準に達しているものであります。それにもかかわらず、日本の賃金水準は、イギリスの二・七分の一、西ドイツの二・五分の一、半分以上の低さであります。かりにこれを実質賃金と比較してみますと、イギリスの三・五分の一、イタリアに比べて二分の一であり、低賃金はすでに明らかとなつております。その結果、日本の労働分配率は、フランス、イギリス等の五七％に比べ、その半分にも近いわずか三三％というみじめなものであり、フィリピン、トルコ並みであることが、国連の統計にも明らかに示されているのであります。さらに、日本の労働生産性と賃金の関係を見ると、昭和三十年を一〇〇として、生産性は三十七年一六〇、実質賃金は一三〇であります。毎勤統計によると、三十五年を一〇〇として、三十八年十月生産性は一三〇近くであり、実質賃金は九三でござい。これを期末一時金でカバーしているというのが今日の労働者の生活実態でございます。政府はこの

言いわけに、一時金や福利厚生費の多いことをあげて、日本の労働者の賃金は低くないと宣伝をされております。賃金に対する福利厚生費の割合は、フランスの三〇・八％、西ドイツの二一・一％、イタリアの四二・四％に比べ、日本は、はるかに低い一一・八％であることを、労働省統計は明らかにしているものであります。日本の労働者がヨーロッパ並みの働きをしているのだから、ヨーロッパ並みの賃金があるべきという要求をするのは、しごく当然のことである。しかも、いま直ちに一挙にヨーロッパ並みの賃金をよこせと言っているのではなく、二五％、五千円から七千円程度を求め、いわば控えめな要求を行なっているのではありません。さらに、このうちから最近の消費者物価の上昇率九％を差し引けば、実質的にベースアップとして求めているのは、わずか一五・六％なのであります。総理は、このような日本の労働者の低賃金であるという実態を把握され、日本経済の正常な発展のために、経営者に対し、労働分配率の引き上げを指導すべきであると思ひ、政府の考えをお聞きしたのであります。

第四点は、最低賃金制の確立について伺いたのであります。

日本の労働者の低賃金は、昭和三十三年七月の就業構造調査によつても明らかであります。この低所得者の六〇％

以上は世帯主であるということであり、就業しながら低賃金で生活にあえいでいるのであります。大蔵省は、三十九年独身者免税点は十七万円、これが最低生活ぎりぎりであると言っております。人事院もこれと同じ考えであります。このような生活実態の中で進められた業者間協定を主にした最賃法では、一日四百円以上の決定は、たつた十四件しかありません。二百万人以上は、最賃法が適用されたと言っておりますけれども、ほとんどがこれ以下でございます。月に換算して幾らになるとお思いでございますか。このよつて来た根本原因は、労働条件は労使対等でできるという原則に、はずれて、法ができていないからであります。労働者の意見の入らない業者だけがきめるところに、人権無視の低賃金が生まれてくるのであります。現在の最低賃金法を、一は、労使対等で労働条件をきめるという原則に改めるといふことであります。二は、全国一律最低賃金制をつくる、最賃制をつくるということでもあります。三は、賃金額決定に際しては、労働再生産に必要な額であり、生計必需品を指定してきめる。これなくしては最低生活を守ることはできないと思ひます。政府の見解をお聞きしたいのであります。

具体的に国鉄に例をとつてみますと、国鉄の資本金は、政府出資金八十九億円でございす。これに比較いたしまして、固定資産は一兆七千五百億円をこえる膨大な企業体でありまして、独立採算制をとつております。このように国鉄が日本の産業の動脈的役割を果たすような急速な成長を遂げたのは、国鉄従業員の血と汗の結晶であると言つても過言ではありません。しかしながら、国鉄当局は百円の支出も政府の許可なしにはできず、建設資金の借り入れも七分以上の鉄道公債にたよつていけるのが現状であります。あまりにも一方的な政府の権力の支配下にあります。これに対して外国の例をあげてみますと、イギリス、西ドイツ、イタリア、フランス等の国有鉄道においては、すべての建設資金は国家予算でまかなわれているのでございますが、スト権の確立は厳格にいたしております。これに反して、日本の国鉄労働者はじめ公労協労働者のスト権は禁止されているのであります。政府はその理由に、公共の福祉を阻害するといふことをいっております。公共の福祉とは主観的判断の問題でございす。日本は国連の有力メンバーでございす。ILOの常任理事国でもございす。国際慣例にそぐわない公共福祉論を振り回してスト権を取り上げていることは、世界に例を見ないのでございす。

これに関連いたしまして、問題として、青森、長野地裁において公労法十七条スト禁止条項は憲法違反であるという結論を出しているののでございす。また、公労法がございましてからの過去を振り返つてみますと、公労法によりスト権を剝奪、その代償措置として公労法ができたのでございす。国鉄労組への第一号仲裁裁定は四十五億円の支給を必要とするものでありまして、しかし、国鉄の予算上資金上という理由で、支出可能な十五億円の支給のみを承認して、残された残額三十億円は支給されなかつたのであります。昭和二十四年から三十一年まで、このようにして債務不履行の問題がそのまゝになつて四百数十億にも達しているののであります。スト権を取り上げて代償機関としての役割りを果たしてないののでございす。ILO第五十四次報告は、公益委員の選任等に触れて、代償機関としての役割りを果たしておらず、公正を欠いていると指摘しているののであります。つまり、政府の意図する賃金政策に迎合する考え方の持ち主をあて、スト禁止の代償機関ではなく、低賃金政策を実施するための通路としての機能を果たしているののであります。したがつて、第六十四次報告では、そのF項で「当該条約批准の意向表明に関連して、右の批准まで条約に含まれる諸原則に逆行するような一切の措置をとることを避け、とくに

労働組合活動による一切の逮捕、解雇あるいは懲戒を避けるよう努力することとを、日本政府に要求すること」となつていふのであります。去る十日、衆議院におきまして多賀谷眞穂氏が、「すべての公有企業を同一の基準においてストライキを禁止している、このう項に触れ、「このような国は外国のどこにもない」との質問に対しまして、政府答弁で労働大臣は、「五十四次報告のストライキの制限については、企業の業務の中断が公共の困難を惹起する」という理由で、真に不可欠であるもの」という答弁をしております。私は前にもかつてな公共福祉論によつてスト権をとつているといふことを申し上げましたが、これは大きな誤りでありまして、第五十四次報告には、ストライキ制限が、企業の中断が公共の困難を惹起するといふ理由で不可欠なものであるといふなら、公平な仲裁機関が付随すべきであり、日本の場合は、このような公平な仲裁機関がないのであります。六十四次報告にいう八十七号批准まで逮捕その他はいけないと言つておる、控えなさいと言つているのであります。これに対して政府の所信をただしたいのでございす。

これは公労協労働者のすべてに共通の重要な問題でございす。しかし、当局者と労働者との現実関係はどうなつていふか。労働者の権利を抑圧し、資本の奴隷化にしようとする以外何のものでもありません。このようなことで国際的連帯性が保たれるかどうか、政府の見解をお聞きしたいのであります。

さらに、人権尊重、国際慣例に従つて公労協労働者に労使対等で労働条件をきめる原則の上からも、スト権を確立すること、公企業体に名実ともに独立採算制を確立すべきであると思ひますが、これに対する政府の考え方をお尋ねをしたいのであります。

最後に、公労協労働者の賃金闘争について伺ひたいのであります。

公労協労働者は、業務の重要性にかんがみ、身を粉にして社会に貢献してきました。しかしながら、低賃金と物価騰貴によつて、生活苦に押し流されております。勤続十年、奥さんがあつて子供二人を持つCさんの手取り二万一千八百円の生活実態を見ると、卵は三日に一個、牛乳は子供ののために二本、衣服のほとんどは子供に注がれ、なかなか本人の分は買えない。子供のためのレクリエーションも思うだけで実行できない。これでも毎月足が出、六千円の赤字は期末手当て埋めておるのが現実でございす。このような生活実態は決して誇張ではないのであります。昨年十月より値上げ要求を出し、団交を重ねていることが、生活苦を如実に物語っているののであります。しかしながら、実権のない当局者との団交

はなかなか進みません。ついに第三者

調停に本年二月申請して今日に至って
おりますが、法に定めた二カ月が経過
しようとしても、調停案提示の期待は
薄くなっているのではありません。政府が
昨日の公労協代表との会見において、
調停案が出れば責任を持つと言ってお
ります。しかし、調停案は労働者を納
得させるものでなくてはなりませんこ
とはもちろん、法で定めた期間内に提
示されなくてはなりません。問題は、
三公社五現業の当局者に政府が予算の
裏づけを確約することにあります。明
後十七日のストを控えて、公労協労働
者に対して、いたずらに弾圧すること
なく、事態の解決のために、政府は誠
意を持って努力すべきであると思ひ。
政府の決意のいかんを伺いたいのので
ございます。

私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○国務大臣(池田勇人君) お答えをい
たします。

最近のわが国民の生活水準は外国に
例を見ないほど上昇しておることは、
先般の国民生活白書で言っておるとお
りでございます。私は、今後とも従
来の経済成長を続けていくと考えてござ
います。

また、日本の生産性向上は欧州並み
だというお話でございますが、これは
一部の会社には欧州以上のものもござ
います。欧州並みのものもござい

ましよう。しかし、日本の中小企業、

農業の方々をお考えいただけば、まだ
まだ欧州並みにいっていないことはお
わかりと思います。国全体としてはイ
タリアよりも上でございます。生産性
が。しかし、個々の問題は非常にまだ
おくれおるといふことを見なきゃな
らない。同じ労働問題にいたしまして
も、けさのラジオで聞きました、中
小企業の方々がいかに今回のストを見
ているかといふことは、国民の声とし
て私は聞くべきことだと思ひます。

(拍手)

なお、詳しいことは別にお話した
しますが、生産性が同じで賃金が非常
に低いといふことは、あなたのとおつ
しやるとおり、日本の会社は非常な借
金がある。高金利と借金のために、生
産性がのぼっても賃金のほうまで行か
ないといふのが実情であるのでありま
す。

なお、最低賃金の問題につきまして
は、従来から答えておりますように、
いま日本の最低賃金の状況は非常によ
くいっております。われわれは、今後
とも職権方式を含めたいろいろな点で
最低賃金審議会の答申を守つていき
たいと考えております。

なお、スト権の問題でございます
が、外国には公共企業体のスト権を認
めた国もございます。しかし、これは
事情の違うところで、それをどこの国
にも当てはめるべきものではありません

ん。わが国の状態では、公労協のスト

権を認めるということはまだまだ早過
ぎるものと私は考えておるのでありま
す。(拍手)なお、スト権がないかわり
に、公労委の調停、あるいは仲裁裁定
によりまして、第三者機関が公平な判
断を出すことにしております。われわ
れは、誠意を持ってこれを第三者機関
の裁定に従つていきたいと考えておる
のであります。(拍手)

〔国務大臣大橋武夫君登壇、拍手〕
○国務大臣(大橋武夫君) 大橋の問題
につきましては、総理大臣からたたい
ま答えられたとおりでございますが、全
国一律の最低賃金制につきましては、
その御趣旨はよくわかるのでございま
して、検討を要する問題であらうと思
ひますが、わが国産業経済の現状から
見まして、さしあたりは昨年八月の中
央最低賃金審議会の答申がございま
すので、この答申によりまして、現行法
の活用につとめ、答申の申しておりま
するよう、適当の時期に現行法の根
本的な再検討をしよう、こういう方針
で進んでおる次第でございます。

次に、スト権の問題でございます
が、三公社五現業は、いずれも国営企
業であるかないは全額政府出資の完
全な国有法人として、高度の公共性を
有する事業を営んでおり、また、その
職員は、あるいは憲法十五条に規定す
るように、国民の全体の奉仕者たる国
家公務員として公共の利益のために全
力をあげて職務を遂行すべき地位にあ
る国家公務員、あるいは三公社の公社
職員のように、国家公務員ではなくて
も、なお法令によつて公務に従事する
者とみなされるものでございます。の
で、これらの職員の地位の特殊性及び
その従事する業務の公共性から見ま
して、争議行為が禁止されております
は、やむを得ないところであります。
そして、その合憲性につきましては、
すでに最高裁判所の判例によつて明ら
かにされておるところでもあります。
また、ILOにおきましては、公
平な仲裁機関であるところの公労委の
仲裁裁定を尊重する制度のあることに
着目いたしまして、これを明らかに適
当と認めておられるところでございま
す。したがって、これらの職員に対し
て争議権を与えるという趣旨の法律改
正は、現在のところ全く考えていない
次第でございます。

それから、国鉄をはじめ三公社五現
業の労働者の方々が生活の向上を求め
て今回の争議に入つておられる気持ち
は、十分にわかるのでございますが、
それはあくまでも、法律を守り、労使
関係のルールに従つて行なうべきで
ございまして、法律に違反して違法の
ストライキを行なうことは許されるべ
きでないであります。(拍手)公労協の
今日の賃金紛争については、すでに公
正な第三者機関である公労委の場合に
かかつておるのでありまして、公労委

としても鋭意解決のための努力を尽く
しており、政府といたしましては、そ
の結論を待つて、これを必ず尊重する
という態度を明らかにいたしておる次
第であります。したがって、この際、
組合におかれましては、違法なストラ
イキなどを行なうことなく、公労委の
最終結論を待ち、それによつて平和的
に紛争の解決をはかり、もつて国民の
期待にこたえられるよう、希望をいた
す次第でございます。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕
○国務大臣(田中角榮君) 公共企業体
の独立採算制の問題についての御質問
に對してお答えいたします。

公共企業体の現行予算制度は、總体
といたしまして各企業体の独自性を尊
重いたしております。収入の増加した
場合の特別給与制度、流用等につきま
して、大幅な弾力性が与えられておる
わけでありまして、しかし、他方、公共
企業体は、その事業が独占的であり、
かつ公益性の強いものでありますこと
と、国が全額出資を行なつておること
と、その他、国の特殊の保護が与えら
れておる等、公共企業体の特殊の性格
から、給与総額の制限とか、また借り
入れ金の制限、流用の一部制限等、若
干の財政上の制限があることは、この
性質上やむを得ないことと考へておる
わけでございます。しかし、これらの
将来の問題につきましては、政府も慎

重かつ前向きで検討を續けておるわけでありませう。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 洪谷邦彦君。

〔洪谷邦彦君登壇、拍手〕

○洪谷邦彦君 私は公明会を代表して、四月十七日に予定されております公労協の半日ストについて、總理並びに關係各大臣に若干の質問を行なうものでございます。

半日ストが国民多数の迷惑をよそに決行されれば、わが国労働史上かつてない規模を持つものといわれるだけに、国民生活に及ぼす影響は広範囲であり、ひいては、社会秩序の混乱、経済動脈を麻痺させることは必定であります。この事態は、国民大衆の利益擁護の面から考へても、たとえそれが一時的現象であるにせよ、決して許さるべき行為ではないはずであります。したがって、一部の人々の生活権を守るため他の多くの人々を犠牲にしないといふ考えは、断じて避けなければならぬと思ふのであります。(拍手) 国労のストは、決行される、されないにかかわらず、すでに物心両面に少なからず被害があらわれておる事実がござい

ます。すなわち、楽しみにしておった修学旅行を取りやめねばならなくなつて、いたく童心を傷つけられたとも伝えられ、国民大衆の声の中には、このたびのストは暴挙にひとしいと、激しく憤っている向きもあるものであります。

す。かかる観点に立つて、まず總理及び労働大臣に数点にわたつて伺いたいと思ひます。

政府はいたずらに法律をたてに振り回すだけでなく、事態の收拾にあたつてストを回避させるだけの自信と用意があるかどうか。あるいは、すでに伝えられておるとおり、妥協の余地は全くないとして、あくまでも不法ストとして取り締まるという対決のかまえて臨むのか、国民の前に明らかに示していただきたいのであります。

質問の第二は、春闘方法がとられて十年目を迎えると言われる今日まで、情勢のいかなる変化があろうと一度の休みもなく続けられ、年中行事化した経緯から、今回のストについても当然予想されていたところでありますが、緊迫せる状態に追い込まなければならなかつたという印象を強く受ける現在、なぜ事前に責任ある解決策がとられなかつたのか、伺いたいののであります。

質問の第三は、今回のストの目的は賃上げにあることは周知の事実であります。公労協内部にもすでに賃金格差があつて問題にされているほか、民間の給与ベースと比較してその差があまりにはなはだしく、加えて、昨今の物価上昇に伴い生活水準が著しく低下したということが、争点とされているのであります。政府は、賃上げはさらに物価上昇を誘発するとして認めなかつ

たところ、一つの大きな原因があつたと考へられるのであります。今後ともそれを理由に何らの考慮も払わないのか、その見解を示していただきたいのであります。

質問の第四は、先ほど労働大臣は、職権仲裁は行なわないとの言明がありましたが、昭和三十六年の春闘において公労協が初めて半日ストを宣言した際、当時の石田労働大臣は、職権で仲裁を請求し、事をおさめた先例もあり、不測の事態を引き起こす危険も多分にあり、今更なる政治的に強力に処理すべき必要がきつめて強く感じられるのであります。これについての所信を重ねて伺いたいののであります。

また、先ほど、郵政大臣は、相手方が仲裁を申請すれば応ずるような発言をされたと思ふのであります。はたしてそうでありますか。また、運輸大臣は、相手が仲裁申請した場合にどのように対処するおつもりでいらつしやるのか、お伺いしたいのであります。

質問の第五は、今回のストは、限られた組織労働者によつての行動であります。わが国には、六三%に及ぶ未組織労働者は、常に何らの恩恵を受けることなく、社会の底辺にその生活を甘んじなければならぬという不合理が横たわつておるのであります。特に日給制になつておる家内労働者やあるいは旅館等零細サービス業などに勤務する従業員などは、今回もまた置き去り

にされなければならないばかりでなく、ストの余波を受けて仕事にも行けないことになり、生活に重大な脅威を与えることになると思ふのであります。これが救済について政府は具体的な方針を持っているのか、具体的にその方針を明らかにしていただきたいのであります。

次に、運輸大臣に伺いたいののであります。公労協ストの中核的役割りを果たそうとしているのが国労であり、今回、列車の全面運休という事になれば、たとえ半日であっても、それによつて生ずる被害は、人的にも物的にもまことに甚大なものがあることが推定されるのであります。また、すでに乗務員の奪ひ合いが始まつておると伝えられておるから、当局として、予想される被害をいかに食い止めようとしておられるのか、その対策についてお示しを願ひたいのであります。

次に、三公社五現業の中でも特に国鉄関係の職員の賃金が低いことが、しばしば論争の焦点になつておるにもかかわらず、今日まで何ゆゑ抜本的改善が推進されないで来たのか。さきの参議院の予算委員会における石田国鉄總裁の言明もあつたとおり、多くの人命をあずかるばかりでなく、みずからも生命の危険にさらされながら過重の労働に携はるこれらの人々の待遇は、当然改善されてよいと思ひますが、その今

後の方向についての所信を示していただきたいのであります。

次に、ストが決行され、それが正常に復するまで相当の時間を要することが明らかにされておられます。このため、腐敗度の高い生鮮食料品などの損害に対しては、その補償を考へておられるのか、具体的に示していただきたいのであります。

次に、郵政大臣に伺ひますが、郵政省は、すでに全国各地地方郵政局長に対し、「ストが強行された場合でもできる限り業務運行に支障のないよう努力せよ」という意味の通達を出して、ストに対処しようとしておられると聞かれます。郵便物二千万通、小包三千万個に及ぶ運配を、どのように正常に処理し、また、貯金や簡易保険業務などの受け払い業務は管理者だけで混乱を避ける自信があるのか。われわれとしては混乱はとうてい避けられないと見ております。したがって、ストは政府の責任において絶対に回避すべきであります。また、やむなく行なわれた場合、具体的にその対策について示していただきたいと思ひます。

次に、郵政関係の業務も、国鉄と同じく、国民大衆の利益を守る上から重要な位置を占めておることは、論をまたないところであります。それだけに、繰返し行なわれてきたストに対して、その要因となるべき問題点を掘り下げ、未然にこれらの被害を食い

めるための処置が行なわれなかったのか、その理由と今後の方針について、明らかにしていただきたいと思ひます。

次に、国家公安委員長にお尋ねいたします。今回のストは規模が大きいだけに、かなりの摩擦や混乱が起きることも推測されますが、交通麻痺などに対処して、社会秩序の維持という面からいかなる方針をもって臨もうとしているのか、示していただきたいと思ひます。

元総評のある幹部が、「大衆とともにまじめに戦い、前進し、後退し、妥協する。そうすれば負けても悔いはない。それが一番必要なのではないか」ということを述べられております。この精神こそ今後の労働運動において最も大事だと思ひます。今日のように、あるいは指導者が下部の組合員と遊離し、あるいは支持も受けられないばかりか、国民大衆の存在も無視して独断的にふるまう行為は、厳に戒められなければならないし、また、経営者の側も、労働者の立場を十分理解し、単に違法行為としてきめつけるだけでなく、労使相互の協調によって国民の利益を確保することが、心から望まれるところであります。私は、かかる観点に立つて今後の労使間のよき慣行を確立すべきであると思ひが、政府はいかなる方針を持っておるか総理にお伺いして、質問を終わるものであります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○国務大臣(池田勇人君) お答えいたします。

お言葉の中に、一部の人の利益のために国民全部の意思を無視するということはよくないというお話、私はごもっともなお考えと思ひるのであります。したがって、御質問の一、二、三、あるいは五の、多数の未組織労働者があつて生活に困る、こういう一、二、三、五につきまして、一、くろめにして申し上げたいと思ひます。

私は、法を無視する行動に対しましては、これはいかようにでも無視するというのであれば、これが力というものと法律というものとどちらをたつとぶかという問題でございます。われわれは、あくまでも民主主義のもと、法律を守つていかなければなりません。そういう意味におきまして、ただ法律一点ばかりではいけません。法の命ずる精神を生かしていくために、われわれは日夜今回の争議を回避してもらうよう努力いたしておるのであります。事前にこういう措置をとろうとしたとして、われわれは、法の規定にありまする公労協の調停に乗つていきまして、いま調停中でありまして。また、それがまとまらなくても、仲裁裁定があれば、私は法の精神を表現すべく、これに従つていきたい。これよりほかにはただいまのところない。だから、衆議院で申しましたごとく、国民全体が違法な行為を排除すべしという気持ちで頭を置きながら、私は今回のストを回避するよう、あらゆる努力、説明を續けていきたいと思ひておるのであります。(拍手)

〔国務大臣大橋武夫君登壇、拍手〕
○国務大臣(大橋武夫君) 私は労働省を頭に置きながら、私は今回のストを回避するよう、あらゆる努力、説明を續けていきたいと思ひておるのであります。(拍手)

〔国務大臣大橋武夫君登壇、拍手〕
○国務大臣(大橋武夫君) 私は労働省を頭に置きながら、私は今回のストを回避するよう、あらゆる努力、説明を續けていきたいと思ひておるのであります。(拍手)

はただいまのところない。だから、衆議院で申しましたごとく、国民全体が違法な行為を排除すべしという気持ちで頭を置きながら、私は今回のストを回避するよう、あらゆる努力、説明を續けていきたいと思ひておるのであります。(拍手)

したがって、現在考えられますことは、この問題の解決は、現行制度のもとにおいては、公労委を信頼し、公労委の判断に従い、公労委の判断を待つて処置する境地に立つ以外にはないと思ひてございます。こうした段階におきまして、組合が力によつて、すなわちストライキ、違法なるストライキによつて主張を押し通そうとされるのでございますが、私はこれを行なわれることは決して解決への道ではない。かえつて問題を混乱させるばかりだと、こう思つておるのでございまして。したがつて、できるだけこの公労委の手続である調停、さらに進んでは仲裁に進んでいくということが、解決のすみやかな道であると思ひてございします。そのために、職権によつて労働大臣が仲裁を申請するということは考えておらないことは、先ほど申し上げたとおりでございます。なぜならば、この労働大臣の職権による仲裁の申請は、決してストライキをとめる法律的力量を持つておるものではないのでございまして、ストライキは、公労法によれば、いかなる場合においても違法であるのでございまして、この違法なストライキをあえてやろうという考えを組合が持つておられます以上は、私は職権仲裁に踏み切るべき理由はないと思ひておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣古池信三君登壇、拍手〕
○国務大臣(古池信三君) お答えいたします。

まず第一に、ただいまは組合側の申請に基づきまして公労委において調停進行中でございます。したがつて、われわれはこの調停を待つて、この調停の結果をできるだけ尊重してまいりたいと思ひておりますが、もしも組合側においてこの調停が待ち切れないうことであつて、仲裁を申請したいというのであれば、私もこれに同意するにやぶさかではございません。第二に、郵政あるいは私どもの関与しております業務が、このストによつて非常な障害を受けて、公衆に大きな迷惑を及ぼすのではないかと、その際にはどうしてこの業務の運行を確保するかと、こういうお尋ねであつたようでございますが、もちろん、多数の従業員を擁する組合がストライキを半日やりますれば、その影響たるや、先ほど加藤議員の御質問に對しましてお答えいたしましたごとく、きわめて甚大なものがあることは疑う余地はございません。しかしながら、私も場合がありましては、極力、管理者を動員し、また、従業員の中でも良識のある人々のその良識に期待をいたしまして、あらゆる方法を講じて、こ

の業務の運行を確保してまいりたいと、さように考えております。

さらに、第三にお尋ねになりました点につきましてお答えをいたしますが、私どもは、郵政と言わず、あるいは電信電話と言わず、最も国民の日常生活に重大な関係を持ち、密着した仕事をいたしております。かような代表的な公共事業を運営しております立場から申せば、やはり管理者も労働者も、ともどもに心を一つにして、この神聖な公の仕事を行っていかねばならない、きわめて私は重大な責任をお互いが持つものであると確信をしておるのであります。それにはどうすればいいか。やはり管理者と従業員は常に心を一つにして、一緒になって働いていくということが絶対に大切であろうと存じます。そこで、私は、常に話しておりますが、われわれ管理者の立場にある者は、十分に従業員の立場を理解し、これを尊重していくべきであると同時に、また、従業員、組合員の諸君は、管理者の立場というものの、その職責というものを十分に尊重をし、理解をしていってもらう、こういうことを考えているのであります。私は従業員の福祉の増進ということについては常に心を入れておるのであります。それが、それには何としても労使間の関係が常に正しい姿でなければならぬ、このことが根本的に重要な問題であらうと存じます。この労使関係が乱

れたならば、事業の運営はうまくいくはずがございませぬ。かような見地から考えますと、今回のような法律において禁止しておるスト行為をやろうというような考え方は、少なくとも正しい労使関係とは申しかねるのであります。かような不法な行為は、私どもとしては残念ながら絶対に許すことはできません。断固たる態度をもって臨むつもりであります。(拍手)

〔国務大臣(後部健太郎君) 登壇、拍手〕

○国務大臣(後部健太郎君) お答えいたします。今回の予定されておるようなストが起つたといいたしましたならば、いかなる迷惑が国民大衆にかかるかということ、しばしば私どもが申し上げておるとおりでございます。国の輸送の動脈ともなる国鉄に非常なる混乱が起き、しこりしてそれが、経済諸般、国民生活諸般に累の及ぶことは当然でございます。そこで、私どもは、再しては、何とかストを中止すべく、再三あらゆる手段を尽くしているのでございます。

それから、国鉄の給与がほかの三公社に比較をして低いというような議論も聞くのでございます。私もそのことにつきましては、ただいま進行中である調停委員に詳細申しているのでございます。しかし、組合側がどうしても調停が待てないといつて仲裁を申請す

るならば、私どもは、それに応じては、ストを回避するために、それに応ずるにやぶさかではないということをお申し上げるのであります。

それから、輸送途中における損害についてどうするかということにつきましては、国鉄側においても、その賠償法その他によりまして、十分の考慮をすることと考えております。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 田畑金光君。〔田畑金光君登壇、拍手〕

○田畑金光君 私は、民主社会党を代表して、四月十七日に予定されている公労協の統一ストについて、政府に対し若干の質問を行なうとするものであります。

率直に申しまして、今回の公労協の統一ストは、第一に、国民の利益に対する重大な挑戦であり、第二に、順法と民主的労働運動のルールをあえて犯さんとするものであり、第三に、その当然の帰結として、議会制民主主義の基本をそこなうものである点において、われわれは、かかるストが絶対に許行なわれてはならないと確信するものであります。(拍手)

混乱が起つた場合に公安当局はどういう対策を準備しているのかという御質問であつたと考えますが、先ほど申し上げたとおり、今回のいわゆる統一ストの対象となる企業には、国鉄その他、国民の日常生活に密着して高度の公共性を有するものがありますので、これらのスト行為に伴う犯罪、あるいは混乱や、社会不安による不測の事態に対しましては、関係機関との緊密な連絡のもとに、万全の態勢で臨み、適切な措置を講じてまいりたいと考えております。ただ、念のために申し添へたいことは、われわれは、ましては、きわめて冷静に事態を観察して、犯罪が起これば断固たる処置をとるのであります。それが台法的であります限り、労働運動そのものを弾圧することはあり得ないことを御了承願います。(拍手)

特に、今回の公労協ストは、総評の春闘の中で計画された完全なスケジュール闘争である点を看過するわけにはまいりませぬ。労働運動は常に一人よがりであつてはならないこととは、過去における労働運動の先達が、血みどろの戦いと経緯の中からわれわれに教えた貴重な教訓であります。いま公労協の諸君が、八十万人の組織的利益のために、法を無視し、国民世論を敵にして、その要求を貫徹せんとすること、結果的には、マイナスこそあれ何らのプラスにならないことを、この際、誠意をもって警告したいと存じます。(拍手)労働運動は、国民世論の支持があつてこそ初めて大きな力を発揮

するものであります。国民はまた、ある程度の不便をしのいでも、労働者の要求が正当であり、かつ、それが順法と民主的労働運動のルールに従つて行なわれる場合には、一時的な不便をあえて許容することは、過去の労働運動の経験が示しております。しかるに、今回の公労協のストは、遺憾ながら国民世論の許容し得る内容のものでは断じてありません。

もとより、われわれは、公共企業体の職員の労働基本権が民間や一般の公益企業の場合と差別され、これが大幅に制約されておる現状を、肯定するものではありません。また、今回の公労協の経済的要求が、筋の通らない不当なものであるとも考えておりませぬ。むしろ、われわれは、公企体の労働基本権については、労働法上の公益事業と差別することの矛盾を指摘し、これらの人々に完全な労働基本権を確立すべきことを、一貫して主張しております。また、その経済要求についても、大筋において妥当であり、特に、物価上昇と経済成長に見合う賃上げは、政府の責任において行なうべきことを主張しているのではありません。しかし、そのことは、現在の時点における公労協のストを正当化することとは全く別の問題であります。われわれは、事の善悪は別といたしまして、公労法第十七条がストライキを禁止しているという厳然たる事実をはっきり認識すること

が、まず必要だと思ひます。悪法なるがゆゑに無視してよいとする主張は、民主主義法治国家においては許されないうる理であります。なぜなら、民主主義の原則は、もしそれが悪法であるならば、まずそれを国民世論に訴へ、議會活動を通じて改廃することとし、法はあくまでこれを守るといふ基本的立場を堅持するところに、その真髓があるからであります。現に同盟會議案の二十万に達する全官公の諸君は、公労協と同様、大幅賃上げを要求しつつも、あくまで法で禁ぜられたストを排し、自主団交を尽くし、調停機關を尊重して、合理的かつ合法的に要求を実現すべく、ひたすら民主的労働運動の軌道を歩み続けているのであります。革命的労働運動と民主的労働運動の差異は、この兩者の行き方にいみじくも象徴され、すでに世界の労働運動の大勢は、革命的労働運動の没落と前途の危険性を随所に実証しております。もし、公労協の諸君がこのような大勢を輕視し、民主的労働運動のあり方をあざけり笑うならば、諸君はみずからの運動の墓穴を掘る以外の何ものでもないことを、十分に留意すべきであります。(拍手)

す。違法なストをかけられると、すぐその圧力に屈服し、筋の通らない政治的取引に走り、公労委を中心に解決をはかることを怠つて、政府みずからが公労委という第三者機關を輕視したところに、今回のような事態を招いた原因があると思ひますが、總理は、公労委の權威と機能をいかに評價され、いかなる態度をもつて今回の事態解決に当たる決意であるかを、明確にしたいだきたい。

次に、私は、このようなことが年中行事のように繰り返されていく根本の原因は、政府の労働政策の貧困と、公企体労働關係の非近代性にあることを、強く指摘したいのであります。四・一七ストという一時的現象にだけ目を奪われることなく、この際、公企体労働關係の基本的欠陥を是正することに、深く思いをいたすべきであると考へます。現行の公労法は、公共の福祉を強調するあまり、必要以上にこれら労働者の基本的權利を制約する結果となり、ために、公企体労働者は、法そのものに對して不信を抱き、順法の精神を輕視する傾向に走りがちであります。この法不信が、政府並びに当局に對する不信感となつてあらわれ、円滑な話し合いによる解決の基盤をそなつてゐるのであります。特に、公労法上の労働基本權の制約は、西歐諸國の水準に比べ、またILOの國際的水準に比べて、はるかにきびしいこと

は、まぎれもない事実であります。私は、公企体労働關係の紛争を根本的に除去するためには、このような公企体労働者の法的不信觀念を一掃することが、すべての前提であると思ひます。一部に、公企体等における労働基本權の拡大は、即公共の福祉を阻害することになるといふ見方がありますが、この判断は基本的に誤つてゐると思ひます。この問題は、労働運動の現状と相關關係において判断すべきであり、今日のうちに、労働運動全体がジグザグではあるが成熟に向かつていくとき、法によつてすべてを束縛することとは、決して正しい労働關係を育てていくことにはならないと考へております。むしろ、それは逆に反発を招き、はね上がった労働運動を奨励するにひたしいのであります。労働基本權の行使は、國民世論の支持なくして有効に行使できるものではなく、はね上がった労働運動は、この國民世論の批判と民主的労働運動の両面からチェックされ、公共の福祉は、この面で十分カバーされるものと考えます。そのことの何よりの証拠は、西歐先進國の事例や、公企体とほとんど性格が異なるない労働法適用公益事業の事例が、明白に実証しており、また、逆の事例として、公労法によつて基本權をいかに制約しても、今回のごときストが頻発する事例の中に、いみじくもその真実が立証されてゐると思ひます。かかる見

地から、今回のごとき紛争除去の根本策は、將來、公企体の労働基本權を回復することが必要であると思ひますが、政府の所信をあらためて承ります。

第三の問題として、政府は、今回のストをとらえ、その違法性を強調するだけで、みずから行なうべき責任について、何ら自主的な態度を表示してないことは、片手落ちもはなはだしいと言わなければなりません。今回の好ましくないストを表面化させつつある一方の責任は、政府並びに当局にあると言わざるを得ません。公企体職員が賃金が、民間に比べて立ちおくれであり、さらに、最近の経済成長と物価上昇に取り残されてゐることは、まぎれもない事実でございます。ことに、国鉄労働者のように、昼夜作業にわたる生命の危険をおかしてゐる事業体において、かえつて賃金格差がはなはだしいといふことは、放置すべきではありません。もし政府が、真剣にストを回避し、紛争を除去しようとするならば、まずこの点について、当局を通じて、誠意ある回答を労働者側に提示させるよう指導することが、必須の条件であります。しかるに、政府は統計上の事実を曲げて、賃金引き上げがいかに物価上昇の主因であるかのようにな宣傳を行ない、賃上げ要求が、それ自体、國民經濟にとっていかにも不当であるかのような印象を与えようとする

ことは、断じて許すわけにはまいりません。

ともあれ、調停も最終段階に迫つてゐる今日、最悪の事態を回避する道は、政府が財源措置を講じ、公企當局を通じて、あるいは當局を指導督促し、おそくとも十七日以前に労働者の納得できる調停案が提示されるようにし、政府はこの調停案を尊重し実施することを、各機關に明示することであると考へますが、政府にその用意ないかどうかを承りたいのであります。

第四の問題としてお尋ねしたいことは、昨日、労働大臣は記者会見において、「仲裁に移行することが、事態を回避する唯一の残された道であるが、政府はいまのところ職権仲裁を申請する考へはない。ただ、当事者側からそのような話があり、また、職権仲裁申請がスト回避の有効なきめ手になることがはつきりすれば、そのときになつて考へることはあり得る」と言われておりますが、その真意は那邊にあるかといふことであります。先刻、加藤議員の質問に對し、労働大臣は、職権仲裁は行なわれないと言われましたが、公労協が自発的にストを中止しまして、反省の意思を明らかにしたような場合でも、職権仲裁に踏み切る意思はないのかどうか。もしそうだとするならば、公労法に規定する労働大臣の職権仲裁発動というものは、いかなる場合に適

昭和三十一年四月十五日 参議院會議録第十七号(その一) 緊急質問の件

用されるのか、この際、明らかにしていただきたい。

次に私は、今後の紛争解決の基本問題として、公労委のあり方について政府の所見をただしておきたい。私は、現在の公労委の最大の欠陥として次の三つをあげたいと思います。

その第一は、現行制度のもとにおいては、公企体当局は、新たな賃金を内容とする労働協約を、公正かつ自由な立場で締結し得る状態に置かれていないのであります。このことは、当然の成り行きとして、公労委における使用者側委員としての当事者能力を完全に失っているのであります。その第二は、公企体職員員の賃金の決定基準が、全くあいまいであり、何を根拠に賃金をきめるのか、原則が確立されておられません。その第三は、かりに調停段階で労使が合意いたしましたとしても、それは、政府、国会を拘束せず、かつ財源の裏づけがないために、その合意自体が全く無意味なものになるといふ点であります。

これらのことは、公労委自体の調停機能を弱め、労使の妥結意欲を阻害する結果になっていることは、明らかな事実であります。例年の公労委の調停が、ことごとく失敗に終わり、公労委無用論が出ていることが、何よりの証拠であります。私は、少なくとも公労委制度を残存せよとする限り、これらの欠陥を除去し、特に、財源の保証

については政府が責任を持つ体制を早急に確立すべきだと思いますが、この点に関する政府の所見を承ります。

第六として、私は、公共企業体においても、現在民間企業で普通化しつつある労使協議制を、英断をもつて取り入れるべきだと考えます。いまや、企業経営の中で労働者の発言を強化し、企業実態について労働者の認識を深め、その意見を積極的に取り入れていくことは、産業民主主義の当然の要請であります。国営産業や公企体は例外だとする考えは、もうすでに古いと思っております。私は、今回のような紛争を未然に防止するためにも、この際、政府は、公共企業体の労使協議会設置について、真剣な検討と考慮を払うべきであると考えますが、労働、運輸両大臣の所見を承ります。

最後に、私は、現在の公労委の委員選出方法、特に労働者側委員の選出について、その矛盾を指摘しながら、当局の見解を承りたい。今日、公労委の労働者側委員三名は、いずれも総評推薦にかかると委員諸君であります。また、四・一七ストを計画し強行しようとする公労協の推薦にかかる諸君であります。公労委の委員として調停作業に参加しながら、組合に帰れば、みずから参与し作成した調停案を無視し、ストを扇動するなどは、自己矛盾をはたしと言わなければなりません。(拍手)今日、公労委を尊重し、民

主的ルールによって、問題を合法的に、しかも合理的に解決せんとする同盟会議系全公労は、すでに二十万に達し、日に日にその組織は強化拡大の一途をたどっております。公労委のあり方から見ても、また、その権威を高め、機能の維持充実をはかるといふ点から見ても、当然これら民主的労働組織の代表を労働者委員に加えることは、当然の措置と言わなければならぬと考えております。政府は、この矛盾を排除するために、早急に再検討するの熱意があるかどうかを承りまして、私の質問を終わることにいたします。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○国務大臣(池田勇人君) 田畑さんの今回の争議に対しますお考え方、また民主的労働運動推進についてのお気持は、私も同感の点が多いのであります。

御質問の順序によってお答えいたしますが、われわれは、今回のスト回避のためには、公労委の判断に従って公正な判断を得るより努力いたしておるのであります。したがって、いわゆるストのために政府が弱くなつて筋を通さないということは絶対にいたしません。これは今後の労働運動、労働関係を正常な姿に持つていくためには、やはり法に従って厳然たる態度でいきたいと考えております。

次に、労働基本権に対しての問題は、先ほど答えましたとおり、私は、憲法の規定に従い、ただいまの公共福祉のためにスト制限はやむを得ない、ただこれが救済策として、いまの公労委の活動に待つ、こういう考えで今後いきたいと思ひます。

なお、三公社五現業のうちの賃金格差の問題でございますが、私は、いまの賃金の上昇と物価の関係は、これを、すぐ物価が上昇して賃金が上昇しないとおっしゃいますが、過去八年間の状況を見ますと、やはり昭和三十五年までは、賃金の上昇が物価よりも、うんと上がった、消費者物価はほとんど上がらずに、賃金は相当上がつてまいりました。また、三十六、三十七、三十八の最近上がりましたものを入れ八〇%上がっております。物価は三割でございますから、実質的には四割の実質賃金が上がっているのではありません。物価が上がるときにはスケジュール闘争で賃金を上げ、物価がある程度上がつてきますと、それ以上の賃金を上げろというのは、これは少し無理じゃございませんまいか。しかもまた、賃金が上がったのはだれが負担するか——国民全部が負担するのであります。私は、予算につきましても、いろいろ考えなければなりません。が、いまの国鉄の料金を上げるときに、だれが一番反対するかといったならば、いわ

ゆる賃上げを要求している人が一番反対をしてきておるのがいままでの例であります。(拍手)われわれは、国民全体のことを考え、また片一方では、労働者の生活を考へておられますから、慎重な態度をとり、そうして争ひのある場合におきましては、法律の命ずる公労委の判断によつていこうとしておるのであります。もちろん戦後におきまして四、五年間、日本の経済の見通しのつかないときには、公労法十六条一項によつて、予算上、資金上不可能なりとして、公労委の裁定を拒んだ場合もあります。昭和三十一年以来、わが国の経済の発展によりまして、その後八、九年間の間は、公労委の裁定をわれわれは信頼して守つておるといふことは、これは国民努力の結果でございます。われわれは、単に一部の人の賃上げの要求があるからといって、国民全体の生活、また、組織労働者はかりでなしに、未組織の労働者あるいは中小企業、農民のことを考えなければ、こういう組織労働者の要求のみによつて、ストにおどかされて、政府自体が、それでは上げましようというわけには、絶対にいかないのではありません。(拍手)国民全体のために考えなければなりません。

なお、公労委のあり方につきましてもいろいろ御意見がございしますが、財源その他につきましても、先ほど大臣が答えたように、いろいろの弾力

的措置をとっておりますが、今後、正常な労働運動育成のためには、われわれも十分今後研究はいたしたいと思っております。しかし、これはやはり国民全体のことを考えなければなりません。

また、管理運営につきまして、労使協議機関を設けたらどうかというお話でございますが、これは民間においてもなかなかむずかしい。ことに公共企業体の管理運営につきましては、やはりいまの方法がいいと考えておるのであります。これは法律にもきまつておることでございます。

なお、総評、全労についてのお考えにつきましては、一応承っております。(拍手)

〔国務大臣大橋武夫君登壇、拍手〕
○国務大臣(大橋武夫君) 公労法による労働基本権の制限につきましては、憲法上はもちろん、国際水準から見ても、許されてよいものであると考えておるのでございます。しかしながら、ただいま田畑議員が仰せられましたとおり、かような制限があることが労働運動を不健全にしているのではないかという点も、十分に考えてよい問題であると思っております。政府といたしましては、ただいま、スト権の問題についての現行規定を改正する考えはございませんが、労働省といたしましては、常にわが国労働運動の実情をながめながら、この問題の研究

を続けてまいりたいと考えております。

次に、職権仲裁の問題でございますが、今回の違法ストライキは、組合側におかれましては、要求貫徹の手段として考えておられるようでございます。しかしながら、すでに政府が態度を明らかにいたしておりますとお聞き、この要求についての解決の手段は、争議行為ではなくして、公労委の調停あるいは仲裁の結果が出たならば、これを政府は尊重しようというのでございますから、解決のための手段というものは、あくまでもその調停なり仲裁の結果を急いでいくということ以外にはあり得ないわけでございまして、こうした場合におきまして、職権仲裁の問題が論議されることは当然でございしますが、先ほど来申し上げましたごとく、職権仲裁というものは、これはストライキを回避するだけの法律上の力を持つておるものではございせん。現在のストライキは、組合の諸君が現状を認識されまして、みずからストライキを回避しなければならぬという気持ちになられた場合において初めて避け得られるものであると思つてございまして、そして、かような心境に組合が入られた場合におきましては、仲裁への道はおのずから開けるものと私は確信をいたしておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣綾部健太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(綾部健太郎君) 公共企業体の管理運営に関する事項そのものは、公労法の第八条に規定してあるように、労使の団体交渉の対象とすべき性質のものではないが、公共企業体の運営につき、労働者に説明をし、その納得の上に労働者の協力を得るといふ意味において、企業の実態について説明し、話し合いをするということとは、公共企業体等の労使間で従来とも行なつてきていますところでありまして、今後とも、それが行なわれるものと期待しております。ゆえに、今期の争議にしましても、私は、この方針に従つて、必ず争議のないように努力いたしたいと考えております。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 日程第四、鉱山保安法の一部を改正する法律案(趣旨説明)。

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。福田通商産業大臣。

〔国務大臣福田一君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田一君) 鉱山保安法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

労働者の人命の尊重は、申すまでもなく、何よりも大切なことであります。このため、政府といたしまして

は、これまでも鉱山の保安の確保につきましてはできる限りの努力を払つてきたところであります。この間において、鉱山の保安の状況は漸次改善されてきているのであります。が、鉱山、特に石炭鉱山における重大災害の発生はなおあつたと断らず、特に昨年十一月、不幸にして三井三池炭鉱におきまして多く、このとき犠牲者を生じましたことは、深く遺憾とするところであります。

政府といたしましては、今後このような大災害を再び繰返すことのないよう、保安監督の強化、保安教育の徹底、保安融資の充実等を中心として鉱山保安行政を一段と強化したのであります。が、鉱山保安に関する法規につきましては、鉱山における保安の確保の基礎をなすものでありますので、

〔議長退席、副議長着席〕

特にその万全を期すべく、鉱山保安法の改正及び運用の各般にわたりました。

て、各界の専門家からなる中央鉱山保安協議会に慎重な検討をお願いいたしておりましたところ、今回、保安管理組織の整備等、当面、法改正を要すべき事項につきまして答申を得ましたので、本答申に基づいてこの法律案を提出することといたしました。

改正の第一は、保安統括者制度を新設する等、鉱山における保安管理組織を整備したこととあります。

現行法におきましては、鉱山における保安管理体制の頂点に立つものとして保安管理者及び副保安管理者の制度を設けているのであります。これを技術的有資格者に限定しております関係上、鉱業所長とその鉱山の保安最高責任者が必ずしも一致しないといううらみが生じてまいつたのであります。

もとより鉱山における保安の責任者は、同時に資金、労務その他鉱業実施の全般の事項についての最高の責任者であることが望ましいのであります。このため、この際、新たに保安統括者の制度を設け、鉱業所長、鉱山長等をもつてこれに充てるとし、さらにこれを技術面から補佐するものとして、保安技術管理者及び副保安技術管理者制度を新設し、保安管理者及び副保安管理者制度は廃止することとしたものであります。

改正の第二は、保安監督員補佐員制度を新設して鉱山における自主的な監査組織を整備したこととあります。

鉱山における自主的な監査組織といつたしましては、現在、保安監督員の制度が設けられておりますが、災害、特に日常発生する事故の未然の防止をはかりましたためには、現場に働く鉱山労働者の保安に関する意見がこの監査機能にさらに十分に反映することが望ましいと考えられるのであります。このことが、今回、保安監督員を補佐するものとして補佐員制度を新設し、その

一人は鉱山労働者の過半数の推薦により選任されることを企図いたしました理由であります。

以上がこの法律案の改正の趣旨であります。この法律改正と相まちまして、さらに石炭鉱山保安規則等の関係省令についてもその整備充実をはかり、鉱山保安行政の万全を期してまいり所存であります。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。小宮市太郎君。

〔小宮市太郎君登壇、拍手〕

○小宮市太郎君 私は、日本社会党を代表して、ただいま提案されました鉱山保安法の一部を改正する法律案について、政府の保安に対する基本的な考えをただしたいと思ひます。

まず、第一にお伺いすることは、三池、鶴見の大変災後も災害事故を断たず、鉱山においては、炭鉱のガス爆発、坑内火災、落盤等、相次いで発生し、多数の生命が犠牲になっております。鉱山の災害の発生は合理化政策の強弱に比例するといわれております。昭和三十年に石炭鉱業合理化法が制定され、さらに三十五年から一段と合理化政策が施行されました。この合理化にこたえるかのように炭鉱の大災害は相次いで起こったのであります。三十五年九月に豊洲炭鉱で六十七名、翌三十六年三月、上清炭鉱で七十一名、続いて同月、大辻炭鉱で二十三名のとら

とい犠牲者を出しております。上清、大辻の両炭鉱の災害はちょうど第三十八通常国会中でありましたので、政府の保安施策がきびしく追及され、保安監督行政の拡充強化と、鉱業法、鉱山保安法の抜本的改正が要望されたのであります。そして保安設備改善のための政府の援助等を内容とした国会決議が行なわれていることは十分御承知と思ひますが、政府は、現在までいかなる内容の改正と施策を考え、また、行なってきたか、それが鉱山保安の確保と向上にどのように役立っているか、通産大臣から明らかにしていただきたいと思います。

政府の発行している鉱山保安年報によれば、稼働延べ千人当たり災害率は、昭和三十一年の〇・五六四を最低として、三十七年度は〇・九一六、三十八年度は〇・九八一と、一直線に増加しております。この七年間におよそ二倍になっております。池田内閣の高度成長政策による所得倍増の公約は果たせそうにないが、災害だけは明らかに倍増しているのではありません。池田総理は、経済的数字の上昇にのみ目を奪われて、この災害倍増に対してどのような反省をなされているのか、お聞きしたいのであります。

三池、鶴見の大変災直後、十一月十二日の閣議で、池田総理は、人命尊重に重点を置いて今後の法律改正その他の措置を考えるよう指示されたと報ぜられております。国民大衆は、いままで池田内閣では、人の命が第二、第三になつていったのかと、いまさらながら驚いたものであります。それからすでに五カ月を経過しております。国民大衆にこたえるためにも、この際、総理は人命尊重主義をいかにして貫かれる所存なのか、その決意のほどを明らかにしていただきたいと思います。

第二は、災害発生の原因についてお伺いいたします。日本一の近代設備を誇る大炭鉱で、炭じん爆発のごとき初歩的な事故が起こるとはどうしても考えられないと、保安関係の技術者たちは首をかしげます。多くの人が、資本の大きさや設備の近代化が保安のきめ手だと思ふのも、無理もないことだと思ひます。しかし、思ひざる災害は設備でなくて、人間が起こすものであることを、今度こそ、はつきり国民は知らされたのであります。ところが、炭鉱においては、その後、備炭鉱、近くは日炭高松炭鉱のガス爆発、また、太平洋炭鉱の坑内火災を引き起こして、多数の犠牲を出しました。金沢、鶴見でも、別子で落盤があり、犠牲者を重ねております。

このように災害が増加の一途をたどる根本原因は、一体どこにあると判断しておられるのか。法律もしくは規則上に欠陥があるのか、あるいは政府の監督行政に重大な手落ちがあるのか、それとも鉱業権者側の保安責任にあるか、保安に取り組む労使関係に問題があるのか。私は法律や規則の不備によつて発生している面は少ないと思つております。改正の必要も確かにございまいしょう。しかし、現在の鉱山保安局は何をしてきたか、労働基準監督局はどうだったのか、まずこの辺に重大な責任がありまいしょう。昨年六月公開された自民党の「労働憲章」草案のあの美しい作文とは全く何のつながりもない保安行政だからであります。資本側の姿勢もまた全く同様で、大災害後数日にして生産再開を言い出した三井の栗木社長は、「今度の事故は保安を無視したという説もあるが、実際には保安を無視した生産はあり得ない。炭じん爆発は全山爆発になりやすいが、三井がそうならなかったのは、むしろ保安が行き届いていたからだと思ふ」と、報道記者に語っているのではありません。私は、いままたここで責任を追及する時間を持ちませんが、何と弁解されようと、確かに三池の大災害は、産業合理化政策にその最大の原因があります。合理化の前には人命は全く軽視されていくものであります。池田総理は、合理化政策を根本的に変更するお考えはございませんか。あらためてお考えを承りたいのであります。

第三は、保安の監督並びに管理面についてであります。三池の現地で福田通産大臣は、炭鉱災害防止のため次の四点を発表されました。

一つは、三池炭鉱の生産再開については、監督官庁による一斉検査を済ませ、再び災害の起きないことを政府が確認しなければ再開させない。

二つには、一酸化炭素による被害を少なくするため、来年三月までは全炭鉱にガスマスクを備えさせる。

三つは、全炭鉱に対し早急に炭じんの堆積量を測定させ、一定量を上回っていれば清掃させる。

四つには、今後監督官庁による抜き打ち保安検査を徹底する。

以上であります。こんなあたりまえのことがなぜ実行されていなかったのか、むしろ問題はそこにあります。法律はあつても守られていなかったことを証明したことであり、いかに改正されても実行されなければ何の役に立たないものであります。三十七年二月に通産省令によつて監督官が増員されました。また、坑内へのガスマスク備えつけが義務づけられたのであります。そして、多くの財政支出がなされたのであります。それでも災害率は一向に低下しなかった。逆に上昇いたしました。私は、監督行政を強化すると同時に、鉱業権者、保安管理者あるいは技術職員に対する保安教育を徹底させることが絶対必要と思ひますが、この際、国の責任において徹底的におやりになる意思があるかどうか、通産大臣にお伺いしたいと思ひます。

第四は、保安責任についてお伺いをいたします。改正の第一は、保安統括者制度を新設し、さらに保安技術管理者及び副保安技術管理者を新設したことです。第二は、保安における自主的な監査組織を整備したことであります。その補佐員の一人を労働者の過半数の推選により選任させるといつておりますが、あれほど三池のときに要望された労働者の発言を強めるため、せめて保安管理者の一人になぜ入れなかったのか。これでは労働者の発言は経営者側に抹殺され、一方的になるおそれがあります。これで鉱山保安行政の万全が期し得られると考えておられるのか。福田通産大臣は常に、「石炭の場合にはほかの事業と違っておりまして、保安即生産であります。生産が即保安でございます。保安なくして生産ができるものではない。また、保安、人命尊重ということとを特に考えないで生産をするなどということは、これは絶対に許されないこととあります」と述べられておりますが、これは、三井の社長のことばと一脈相通するものでありまして、残念ながら、その絶対に許されないことが勝手にやられていくこともまた事実であります。そして、常に犠牲になるのは労働者であります。労働者の生命を守る立場からすれば、鉱山保安の責任担当機関が通産省に置かれていることがすでに不適当と思ふのであります。他の労働災害と同じ

様に労働省の所管とするのが当然と考へるものであります。総理並びに通産大臣、労働大臣の御見解をただしておきたいのであります。

今回、労働基準局長から保安局長に對して、鉱山における危害防止に關する勧告が出ましたが、労働基準監督官が立ち入り検査をするような話し合いがなされたということも聞いております。なぜそれが法文上できなかったのか。また、いままで一度も第五十四条の一項による勧告はありませんが、あの三池の大惨害に際しまして、労働大臣からなご通産大臣に勧告されないので、二項の局長から局長への勧告程度でいいと思われたのかどうか。それではどういふ状態のときに大臣みずから勧告されるのか。労働大臣のお考えを承りたいのであります。

次に、現在の行政機構は、通産省に石炭、鉱山、保安の三局が鼎立してござります。石炭局、鉱山局は、生産第一主義、合理化強行に走り、そのひずみを鉱山保安局が一手に背負っていると思ふのは見えるのであります。したがって、行政指導面においても責任体制が不明確であり、災害のたびごとに通産大臣が頭を下げれば事足りるという、きわめて安易な風潮をもたらしつております。通産大臣は、行政面において保安責任をさらに明確にするという立場から、現在の機構を改善

する意思があるかどうか、お尋ねをいたします。

最後に、私は、どうしたら炭鉱災害をなくすことができるか。それには炭業法の改正や鉱山保安法の改正、保安強化のための保安設備に向ける融資等のこともありましよう。けれども、労働災害の最も根深い問題は、資本の人命軽視を基礎とした飽くなき利潤の追求欲であります。したがって、社会問題なのであります。特に三井三池のごとき、かつて三池監獄の長期囚人を、あるいは貧困な南西諸島からの出かせぎ人夫を使用した、前近代的な奴隷労働の歴史を持ち、いまもなおその資本の魂は現存しているということでありま

す。近年特に政府や経営者は、争議権どころか、組合と話し合うことすらきらうという現状であります。国労に對しても、動力車あるいは全通に對しても、当局側は、交渉や協議どころか、話し合うことさえも避けてきた実績があります。また、組合内部への支配介入は、一段とその露骨さをあらわしております。こうして組合の団結力にひびを入れることに成功したときに、交渉権が法律上あつても、いかに憲法で保障されていても、意味をなさなくなつてくるのであります。その最も代表的な例が三池炭鉱の保安問題であります。組合が分裂し、一方の組合が会社にかわいがられて、人命保安の交渉や協議が断ち切られた形になつたと

き、出炭はすばらしく上りました。しかし、そこには莫大な尊い人間の犠牲が待っていたのであります。過密ダイヤによって発生した国鉄三河島や鶴見の事故も同じことが言えましよう。

○副議長(重政庸徳君) 小宮君、時間が参りました。

○小宮市太郎君(統) 命を守る保安団交や話し合いが断ち切れ、出炭率だけを上げようとする経営者の保安サボタージュによつて、鉱山労働者に著しい危害を与えているとき、労働者に対する争議行為の方法を規制するのは全く不当と言わざるを得ない。私はスト規制法は直ちに撤廃すべきだと思ひます。政府がどんなにばな法律、規則をつくつても、保安を優先し、労働者の生命を大切にしようという姿勢が確立されない限り、災害をなくすことは絶対にできないと思ひます。総理大臣の御所見を承りまして、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○国務大臣(池田勇人君) 災害の防止につきましても、われわれはできるだけの努力をいたしておるのであります。ことに人命の尊重というものは、これはもう根本問題で、これなくしては政治があり得ないのであります。したがつて、最近起こります交通事故あるいは鉱山関係の事故防止のために、すでにたびたび申し上げておりますごとく、国鉄におきましては、危険の発

生の原因を究明して、あるいは警戒的設備、あるいは踏切その他を少なくする、合理化するいろいろな方法を講じております。また、炭鉱につきましても、監督を強化し、原因を究明しまして、これが対策に万全を期しておるのであります。

なお、お話を炭鉱を合理化したから災害が起こるのだ、こういう議論は私はくみしない。合理化は合理化であり、また災害防止は災害防止に全力を尽くすべきだと考えておるのであります。

なお、生産と保安の問題は、これはうらはらで、一体となるべきものでござります。これを通産省がやらず労働省という議論もござりますが、やはり生産あつての保安でございます。また、保安が保てなければ生産もできない、こういう関係で、従来どおり、通産、労働の関係を緊密化しつつ、いまの制度でやつていこうと考えておるのであります。

なお、スト規制法についてでございますが、御承知のとおり、電気事業とか石炭炭業等は、国民生活あるいは国民経済に重大な影響を及ぼします。昭和二十八年以来、スト規制法によつてこの産業を将来にわたつて確保していこうという法律でございます。私はいまこれを廃止する考えはございません。(拍手)

昭和三十九年四月十五日 参議院會議録第十七号(その二) 鈹山保安法の一部を改正する法律案(趣旨説明) 道路交通に関する条約の締結について承認を求めるの件外 四四四

○国務大臣(福田一君) お答えをいたします。

まず第一問は、過去どういうような措置を保安についてとってきたかというお話でございますが、大体項目別に申し上げてみますと、三十六年には自己救命器の整備をすることをまずきめましたし、それからまた、管理機構の整備をはじめ保安監督員の規定を特に整備をいたしております。また、三十七年には保安教育の強化をしなればならないということを徹底いたしました。また、請負組み夫の規制等も行なってきたわけであります。

なお、保安教育をもっと徹底せよというお話でございますが、ごもっともでございます。私たちといたしましては、今年は教材を統一いたしまして、さらに保安教育の密度を大にするように措置をいたしてまいりたいと考えております。

それから、保安技術管理者にいわゆる組合の方がなれるようになぜしないかというお話でございますが、これはもう御案内のように、保安に関する技術面の広範な業務をこの技術管理者が担当いたしますのでございますから、やはり国家試験に合格して一定の資格要件があるような者がこれに当たるのが適当であると考えておるのであります。しかしながら、労働者の意見を十分反映させる必要がございますので、保安監督員補佐員は、これを今度は労働者

から出せるようにいたしましたわけでありす。

なお、通産省内の機構の問題につきまして、生産は、石炭局、鈹山局がやり、一方、保安のほうは鈹山保安局がやっておりますが、こういうことでは、いわゆるセクト主義になって、鈹山保安の目的が達し得ないのではないかという御趣旨でございますが、われわれといたしましては、生産と保安は表裏の関係にあるという、ただいまの総理のおこたばのとおり、この意味において密接な連携をとらせ、大臣といたしましては、これを統括しつつ、特に保安問題に重点を入れつつ行政をやつてまいりたいと考えておるところでございます。(拍手)

「国務大臣大橋武夫君登壇、拍手」

○国務大臣(大橋武夫君) 鈹山保安法五十四条に基づきます労働省から通産省に対する鈹山保安についての勧告権の問題でございますが、労働省は、昭和三十一年二月、昭和三十一年十一月、及び今回の三井三池の災害を契機といたしまして、本年二月にそれぞれ勧告を行なっております。前二回の勧告につきましては、通産省は、必要な法規の改正及び監督指導の徹底をはかることに相なりました。また、今回の勧告につきましては、鈹山保安法の一部改正案を提出するとともに、所要の監督指導の徹底をはかっておるわけでありす。

今後とも、労働基準監督機関は鈹山保安監督機関と密接に連携し、必要があるとき勧告を行なうなど、鈹山保安の確保について万全を期してまいりたいであります。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○副議長(重政庸徳君) 日程第五、道路交通に関する条約の締結について承認を求めるの件、

日程第六、白家用自動車の一時輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件、

以上両件を一括して議題とすること

に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。外務委員長黒川武雄君。

〔審査報告書は都合により第二十九号末尾に掲載〕

右
道路交通に関する条約の締結について承認を求めるの件

国会に提出する。

昭和三十九年三月三十日

内閣総理大臣 池田 勇人

道路交通に関する条約の締結について承認を求めるの件

道路交通に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

道路交通に関する条約
〔本号(その二)に掲載〕

〔審査報告書は都合により第二十九号末尾に掲載〕

白家用自動車の一時輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

昭和三十九年三月三十日

内閣総理大臣 池田 勇人

白家用自動車の一時輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件

白家用自動車の一時輸入に関する通関条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

白家用自動車の一時輸入に関する通関条約
〔本号(その二)に掲載〕

〔黒川武雄君登壇、拍手〕

○黒川武雄君 ただいま議題となりました二つの条約のうち、道路交通条約は、国際道路交通の発達と安全をはかるため、道路交通規則の基本的準則を定めるとともに、一時旅行者が持ち込む白家用自動車の新規登録を免除し、また国際運転免許証の効力を認めるものでございます。

次に、一時通関条約は、旅行者が持ち込む白家用自動車について、一定の条件のもとに、免税及び簡易通関手続により一時輸入を認めるものでございます。

委員会における審議の詳細は、会議録によつて御承知を願います。

四月十四日質疑を終わり、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

両件全部を問題に供します。両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 総員起立と認めます。よつて、両件は全会一致をもって承認することに決しました。

○副議長(重政廣徳君) 日程第七、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長米田正文君。

審査報告書

道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律案

右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月九日

運輸委員長 米田 正文

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、道路交通に関する条約への加入に伴い、締約国登録自動車について、道路運送車両法等の特例措置を講ずるほか、わが国の自動車等を締約国において使用しようとする者に対し、登録証書を交付する等必要な事項を定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律案

右国会に提出する。

昭和三十三年三月二十三日

内閣総理大臣 池田 勇人

道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律案

道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、道路交通に関する条約(以下「条約」という。)を実施するため、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)及び道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律で「自動車」とは、道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車をいう。

この法律で「締約国登録自動車」とは、締約国(条約の締約国であつて日本国以外のものをいう。以下同じ。)若しくはその下部機構によりその法令に定める方法で登録されている自動車(被牽引自動車を除く。)であつて次の各号の要件に該当するもの又はこれにより牽引される被牽引自動車であつて次の各号の要件に該当するものをいう。

一 自家用自動車の一時輸入に関する通関条約第二条一、自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和三十三年法律第九号)第十条又は関税法(明治四十三年法律第五十四号)第十七条第一項(第十号に係る部分に限る。)の規定の適用を受けて輸入されたものであること。

二 当該自動車を輸入した者の使用に供されるものであること。

三 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の輸入の許可を受けた日から一年を経過しないものであること。

(締約国登録自動車の登録証書の備付け)

第三条 締約国登録自動車(被牽引自動車を除く。)は、条約第十八条二に規定する登録証書を備え付けなければ、運行(道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。以下同じ。)の用に供してはならない。

第四条 道路運送車両法等の適用除外(締約国登録自動車について)は、道路運送車両法第四条、第十

九条、第二十九条、第三十一条から第三十三条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十六条、第五十八条、第六十三条、第六十四条、第六十六条、第七十三条第一項及び第九十七条の三の規定は、適用しない。

2 締約国登録自動車については、道路運送法第九十九条及び第二百二十七条の規定は、適用しない。

第五条 道路運送車両法第四条の登録又は同法第六十条後段若しくは第九十七条の三第一項の規定による車両番号の指定を受けている自動車の使用者は、当該自動車を締約国において使用しようとするときは、当該登録又は当該車両番号の指定を受けた陸運局長から登録証書の交付を受けることができる。

2 原動機付自転車(道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車をいう。)を締約国において使用しようとする者は、運輸省令で定める事項を陸運局長に届け出て、登録証書の交付を受けることができる。

(省令への委任)

第六条 前条の登録証書の記載事項及び様式その他当該登録証書に関する実施細目は、運輸省令で定める。

(職権の委任)

第七条 第五条の規定により陸運局長の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、都道府県知事に行なわせることができる。

(罰則)

第八条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反した者

二 条約第十九条若しくは第二十条の規定による登録番号若しくは識別記号の表示をせず、又は条約第二十一条に規定する証明記号をつけないで、締約国登録自動車を運行の用に供した者

附則

1 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項中「軽自動車」の下に「又は締約国登録自動車(道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律(昭和三十三年法律第九号)第二条第二項に規定する締約国登録自動車をいう。以下同じ。)」を加える。

第九条の三第一項中「軽自動車」の下に「及び締約国登録自動車」を加え、同条第二項中「当該軽自動

昭和三十一年四月十五日 参議院會議録第十七号(その一) 道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律案 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、近畿圏整備本部大阪事務所設置に關し承認を求めんもの件

車」の下に「又は当該締約国登録自動車」を、「軽自動車」の下に「又は締約国登録自動車」を加え、同条第三項中「軽自動車」の下に「又は締約国登録自動車」を加える。

第二十条第一号中「又は車両番号」を「若しくは車両番号又は道路交通に関する条約の規定による登録番号」に改める。

〔米田正文君登壇、拍手〕

○米田正文君 ただいま議題となりました道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律案の、運輸委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、道路交通に関する条約への加入に伴い、その実施に關連する国内法の整備をはかるため提案されたものであります。

本法律案の要旨は、

第一は、道路交通に関する条約の利益を受ける外国の自動車は、締約国において登録されており、旅行者が一時的な訪問に際し輸入し、かつ使用するものがあつて、輸入の日から一年を経過しないものとしてゐることでありませう。

第二は、締約国登録自動車について、登録証書の備えつけを義務づけるとともに、道路運送車両法による検査、登録の規定等を適用除外してゐることとであります。なお、この自動車につ

いても、自動車損害賠償保障法による強制保険制度は適用することになつております。

第三は、わが国の自動車等を締約国において使用しようとする者は、条約に規定する登録証書の交付を受けることができることとしてゐることとであります。

以上が本法律案の要旨であります。

委員会における審議におきましては、オリンピック開催に伴い一時輸入される外国自動車に対するわが国の受け入れ態勢の問題、及び、締約国登録自動車のわが国における使用上の諸問題等について、熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は會議録によつて御承知願ひたいと思ひます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決せられました。

○副議長(重政庸徳君) 日程第八、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、近畿圏整備本部大阪事務所の設置に關し承認を求めんもの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長北村暢君。

審査報告書

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、近畿圏整備本部大阪事務所の設置に關し承認を求めんもの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年四月九日

建設委員長 北村 暢

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、近畿圏整備本部の事務運営の効率化及び円滑化を図るため、近畿圏整備本部に、地方機関の一環として、大阪事務所を設置するもので、おおむね妥當な措置と認める。

一、費用

大阪事務所設置に伴う経費は、約八百九十二万一千円である。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、近畿圏整備本部大阪事務所の設置に關し承認を求めんもの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十一年四月三日

衆議院議長 船田 中

参議院議長重宗雄三殿

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、近畿圏整備本部大阪事務所の設置に關し承認を求めんもの件

近畿圏整備本部に大阪事務所を設置する必要があるもので、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求めん。

別紙

名	称	位置
近畿圏整備本部大阪事務所	大阪府大阪市	

〔北村暢君登壇、拍手〕

○北村暢君 ただいま議題となりました件につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、近畿圏整備法に基づく事業を推進するため、近畿圏整備本部に地方機関として大阪事務所を設置することについて、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものであります。

すなわち、大阪事務所は、整備計画立案のために必要な現地における調査をはじめ、国の関係地方行政機関及び地方公共団体等との連絡並びに整備計画の推進等の事務を分掌しようとするものであります。

委員会における質疑のおもなる点は、大阪事務所の組織、審議会の構成、整備計画の早期策定、事業推進の方法などについてであります。

質疑を終了、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本件を問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よつて、本件は承認することに決しました。

○副議長(重政廣徳君) 日程第九、オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。オリンピック準備促進特別委員長佐藤尚武君。

審査報告書

オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十三日

オリンピック準備促進 佐藤 尚武
特別委員長

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、オリンピック東京大会を記念するため、千円の臨時補助貨幣を発行することができるものとすること、また、その発行の目的、数量、デザイン、製造方法、流通の範囲、及びその取り扱い等について、必要な措置を講ずることと認められた。

一、費用

本法律案に伴い、造幣局特別会計において約九億円を要する見込みである。

オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月九日

衆議院議長 船田 中
参議院議長重宗雄三殿

オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案

オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案

1 政府は、昭和三十三年に開催されるオリンピック東京大会を記念するため、臨時通貨法(昭和三十三年法律第八十六号)第二条に規定するもののほか、千円の臨時補助貨幣を発行することができる。

2 前項の規定により発行する千円の臨時補助貨幣は、二万円までを限り、法貨として通用する。

3 第一項の規定により発行する千円の臨時補助貨幣の素材、品位、量目及び形式は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の規定により発行する千円の臨時補助貨幣については、造幣局特別会計法(昭和二十五年法律第六十三号)第九条に規定する補助貨幣として、同法の規定を適用する。

「佐藤尚武君登壇、拍手」

○佐藤尚武君 たいだいま議題となりましたオリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案につきまして、オリンピック準備促進特別委員会における審議の経過とその結果を御報告いたします。

本法律案は、本年十月東京において開催されるオリンピック第十八回大会を記念するため、各界の要望にこたえて、特別に千円の高額臨時補助貨幣を発行することができるようにしようとするものであります。

委員会の審議におきましては、各委員から、本法と臨時通貨法との関連、記念貨幣の発行計画、製造能力、退職及び外国持ち出し等の問題について、政府に対して熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細につきましては、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論もなく、直ちに採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政廣徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○副議長(重政廣徳君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○副議長(重政廣徳君) 日程第十、地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長竹中恒夫君。

「審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載」

地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十三年三月二十四日
内閣総理大臣 池田 勇人

地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案
「本号(その二)に掲載」

「竹中恒夫君登壇、拍手」
○竹中恒夫君 たいだいま議題となりました地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この法律案のおもな内容は、一、地方団体関係団体職員共済組合を設けて、全国知事会等の地方六団体及び国民健康保険団体連合会等の職員について、長期給付を行なうこととし、組合の組織、運営、給付の内容及び費用の負担等は、おおむね地方公務員共済組合に準ずるものとする。

二、恩給制度の改正に伴い、外国特殊機関の職員期間を地方公務員共済組合の組合員期間に通算すること等の改正を行なうものであります。

委員会におきましては、三月二十六日、赤澤自治大臣から提案理由の説明を聞き、慎重審査を行ないましたが、四月十四日質疑を終局し、討論に入り、また、西田委員は、自由民主党を代表して本法律案に賛成し、あわせて、各派共同提案にかかる附帯決議案を提出されました。

その要旨は、地方団体関係団体職員共済組合について、公務員期間との通算、掛け金の標準となる給料及び退職年金の最高限度額の検討等のはか、旧樺太等外地の期間と地方公務員期間との通算措置を講ずることという趣旨のものであります。

昭和三十三年四月十五日 参議院會議録第十七号(その一) 日本貿易振興会法の一部を改正する法律案

次いで、採決いたしましたところ、本法律案は全会一致をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

また、右の附帯決議案は、全会一致をもって、これを委員会の決議とすることに決定した次第であります。なお、附帯決議に対し、赤澤自治大臣より、決議の趣旨を体し善処したい旨の発言がありました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決いたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

○副議長(重政庸徳君) 日程第十一、日本貿易振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長前田久吉君。

審査報告書

日本貿易振興会法の一部を改正する法律案

右多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十四日

商工委員長 前田 久吉

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近日本貿易振興会の業務量が增大しつつあるため、その運営の円滑化をはかるため、現行の理事の定数を一名増加して七名以内に改めるとともに、日本貿易振興会に対する政府の追加出資に関する規定の整備等を行うと定めるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に伴い日本貿易振興会に対する政府の追加出資五億円が昭和三十三年度一般会計予算に計上されている。

日本貿易振興会法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月三日

衆議院議長 船田 中

参議院議長重宗雄三殿

日本貿易振興会法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法の一部を改正する法律

日本貿易振興会法(昭和三十三年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「前項を」第一項に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、振興会に追加して出資することができる。

3 振興会は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第八条中「六人以内」を「七人以内」に改める。

第十八条第四項中「十二人以内」を「十五人以内」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔前田久吉君登壇、拍手〕

○前田久吉君 ただいま議題となりました日本貿易振興会法の一部を改正する法律案について、商工委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

日本貿易振興会法は、御承知のように、昭和三十三年に制定され、日本貿易振興会、いわゆるジェトロを設立したのでありますが、最近、開放経済体制への移行や国際競争の激化などに対処するため、ジェトロの業務を拡充し、その運営体制をさらに整備する必要があると見込まれたので、本改正法案の提出を見るに至つたのであります。

改正の第一は、ジェトロの資本金として、政府が今年度に五億円追加出資するに際し、資本金に関する規定を改め、今後は予算の定める範囲内で、そのつど、政府の追加出資ができることとする。

第二は、理事の定数を一名増員して、七人以内とすること。

第三は、民間各界の意見を一そう反映せしめるため、運営審議会委員の定数を三名増員して、十五人以内に改めることとあります。

本委員会では、参考人として、ジェトロの杉理事長を呼び、意見を聴取するなど、慎重に審査いたしました。

質疑のおもなるものは、政府の追加出資を予算の審議のみで決定すること、国会の審議権を縮小するものではないかということ、ジェトロの役員及び運営審議会委員の人事、運営状況、海外駐在職員の待遇問題並びに余裕金の運用方法などの諸問題でありました。詳しくは会議録によつて御承知願います。

質疑を終わつて討論に入りましたところ、まず近藤委員より、本法案に反対する旨の発言があり、理由として、追加出資規定の改正は、国会の審議権を軽視するものであり、ジェトロの人事は、役人の天下りや、その海外派遣に多く利用され、余裕金の運用方法等については全然配慮がされていないということがあげられました。

次いで、赤岡委員及び田畑委員よりは、それぞれ、開放経済体制に備えて本改正法案は必要であるとして、賛成意見が述べられました。

討論を終わつて採決いたしましたところ、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

○副議長(重政廣徳君) 日程第十二、納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長新谷寅三郎君。

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十九年二月二十四日
内閣総理大臣 池田 勇人

納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案

納税貯蓄組合法の一部を改正する法律

納税貯蓄組合法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「組合」の下に「及びその連合体」を加える。

第二条第一項中「地域」の下に「、職域」を加え、同条第二項中「無尽会社」を「商工組合中央金庫」に改める。

第八条第一項中「五万円」を「十万円」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

(納税貯蓄組合連合会)

第十条の二 第三条、第七条及び第九条の規定は、納税貯蓄組合の連合体(その連合体を含む)で、会員の指導及び育成に関する事務、会員の行なう事務についての連絡及び調整に関する事務その他納税貯蓄組合の健全な発達を図るため必要な事務を行なうことを目的とし、かつ、政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方公共団体の長に届け出たもの(以下「納税貯蓄組合連合会」という。)について準用する。この場合において、第七条中「その組合員又は自己以外の組合員」とあるのは、「その間接の構成員たる組合員」と読み替えるものとする。

第十一条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「前条第一項」を「第十条第一項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 納税貯蓄組合連合会の規約の届出を受けた税務署長及び地方公共団体の長は、この法律の適正な実施を確保するため必要があるときは、当該連合会若しくはその直接若しくは間接の構成員たる納税貯蓄組合連合会、納税貯蓄組合若しくはその組合員に対して質問し、

又は所属の職員をしてその質問をさせることができる。

第十二条第一項中「納税貯蓄組合でない者」を「納税貯蓄組合又は納税貯蓄組合連合会でない者」に、「納税貯蓄組合又はこれに」を「納税貯蓄組合若しくは納税貯蓄組合連合会又はこれらに」に改め、同条第二項中「納税貯蓄組合の下に」又は「納税貯蓄組合連合会」を加える。

第十三条中「納税貯蓄組合」の下に「又は納税貯蓄組合連合会」を加え、「組合」を「当該組合又は連合会」に改める。

第十四条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第三条」及び「第七条」の下に「(第十条の二)において準用する場合を含む。」を加え、同条第三号中「第十一条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同項」を「同条第一項」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の納税貯蓄組合法第八条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に支払を受けるべき納税貯蓄組合預金の利子で、当該利子に係る同項に規定する期間のうち同日以後の日が含まれるものについて適用する。

3 この法律の施行の際納税貯蓄組合連合会又はこれに類似する名称

を用いている団体は、この法律の施行の日以後一月間に限り、改正後の納税貯蓄組合法第十二条第一項の規定にかかわらず、同法第十条の二に規定する届出をしないので、納税貯蓄組合連合会又はこれに類似する名称を用いることができる。

〔新谷寅三郎君登壇、拍手〕

○新谷寅三郎君 ただいま議題となりました納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本案は、納税資金の貯蓄を助成して納税を容易かつ確実ならしめる目的をもって設けられている現行納税貯蓄組合の一より健全な普及発展をはかるため、所要の改正を行なうとするものであります。おもな改正点は、納税貯蓄組合連合会について、その法制化をはかつて、規制と助成の措置を講ずること、納税貯蓄組合預金を取り扱う金融機関として、新たに商工組合中央金庫を加えること、非課税措置の適用を受けている納税貯蓄組合預金の目的外引き出し限度額を、現行五万円から十万円に引き上げること等であります。

委員会における審議の詳細は、会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
右御報告いたします。(拍手)

○副議長(重政廣徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政廣徳君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時十一分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君
副議長 重政 廣徳君

議員
山高しげり君 市川 房枝君
植木 光教君 鬼木 勝利君
野知 浩之君 二木 謙吾君
渋谷 邦彦君 大竹平八郎君
青田源太郎君 赤岡 文三君
中尾 辰義君 北條 尚八君
浅井 亨君 鈴木 恭一君
森部 隆輔君 小平 芳平君
二宮 文造君 鈴木 一弘君
野本 品吉君 松平 勇雄君

昭和三十九年四月十五日 参議院會議録第十七号(その一)

最上 英子君	白木義一郎君	野上 進君	金丸 富夫君	田中 一君	大倉 精一君
柏原 ヤス君	奥 むめお君	米田 正文君	村山 道雄君	阿部 竹松君	岩間 正男君
河野 謙三君	三木與吉郎君	谷口 慶吉君	木島 義夫君	鈴木 市藏君	渡辺 勘吉君
原島 宏治君	辻 武寿君	北畠 教真君	西田 信一君	小林 武君	松本 賢一君
和泉 覚君	佐藤 尚武君	柴田 栄君	江藤 智君	高山 恒雄君	鶴岡 哲夫君
野田 俊作君	木暮武太夫君	稲浦 慶藏君	石井 桂君	基 政七君	横川 正市君
太田 正孝君	笹森 順造君	吉江 勝保君	井上 清一君	鈴木 強君	相澤 重明君
中上川アキ君	森田 タマ君	加藤 武徳君	鯛木 享弘君	占部 秀男君	田上 松衛君
北口 龍徳君	鈴木 一司君	堀原 茂嘉君	吉武 恵市君	向井 長年君	久保 等君
沢田 一精君	源田 実君	高橋 衛君	草葉 隆國君	岡 三郎君	藤田 進君
栗原 祐幸君	熊谷太三郎君	増原 恵吉君	小柳 牧衛君	阿具根 登君	加瀬 完君
久保 勘一君	川野 三曜君	中山 福藏君	村松 久義君	田畑 金光君	天田 勝正君
坪山 徳弥君	石谷 憲男君	林屋亀次郎君	郡 祐一君	永岡 光治君	成瀬 暢治君
植垣弥一郎君	岸田 幸雄君	安井 謙君	高橋進太郎君	小酒井義男君	藤原 道子君
谷村 貞治君	仲原 善一君	石原幹市郎君	鹿島守之助君	中村 正雄君	村尾 重雄君
中野 文門君	豊田 雅孝君	木村鶴太郎君	津島 壽一君	椿 繁夫君	大和 与一君
天坊 裕彦君	竹中 恒夫君	迫水 久常君	小宮市太郎君	岡田 宗司君	野溝 勝君
鈴木 万平君	村上 春蔵君	矢山 有作君	野々山一三君	羽生 三七君	赤松 常子君
山下 春江君	山本 利壽君	柳岡 秋夫君	長谷川 仁君	曾根 益君	
館 哲二君	佐藤 芳男君	瀬谷 英行君	櫻井 志郎君	内閣総理大臣	池田 勇人君
青柳 秀夫君	平島 敏夫君	吉田忠三郎君	杉山善太郎君	外務大臣	大平 正芳君
鍋島 直紹君	堀 末治君	佐野 廣君	林 虎雄君	大蔵大臣	田中 角榮君
藤野 繁雄君	新谷寅三郎君	山本伊三郎君	林田 正治君	厚生大臣	小林 武治君
西郷吉之助君	紅露 みつ君	北村 暢君	横山 フク君	通商産業大臣	福田 一君
木内 四郎君	杉原 荒太君	前田 久吉君	白井 勇君	運輸大臣	綾部健太郎君
田中 茂穂君	小林 英三君	森 元治郎君	光村 甚助君	郵政大臣	古池 信三君
大野木秀次郎君	植竹 春彦君	鈴木 壽君	伊藤 颯道君	労働大臣	大橋 武夫君
平井 太郎君	黒川 武雄君	戸叶 武君	近藤 信一君	建設大臣	河野 一郎君
西川甚五郎君	井野 碩哉君	藤田 康太郎君	中村 順造君	自治大臣	赤澤 正道君
井川 伊平君	鹿島 俊雄君	斎藤 昇君	下村 定君	政府委員	
川上 為治君	松野 孝一君	斎藤 昇君	佐多 忠隆君	内閣法制局長官	林 修三君
日高 広為君	温水 三郎君	小沢久太郎君		大蔵政務次官	齋藤 邦吉君
山崎 育君	亀井 光君				

野上 進君	金丸 富夫君	田中 一君	大倉 精一君
米田 正文君	村山 道雄君	阿部 竹松君	岩間 正男君
谷口 慶吉君	木島 義夫君	鈴木 市藏君	渡辺 勘吉君
北畠 教真君	西田 信一君	小林 武君	松本 賢一君
柴田 栄君	江藤 智君	高山 恒雄君	鶴岡 哲夫君
稲浦 慶藏君	石井 桂君	基 政七君	横川 正市君
吉江 勝保君	井上 清一君	鈴木 強君	相澤 重明君
加藤 武徳君	鯛木 享弘君	占部 秀男君	田上 松衛君
堀原 茂嘉君	吉武 恵市君	向井 長年君	久保 等君
高橋 衛君	草葉 隆國君	岡 三郎君	藤田 進君
増原 恵吉君	小柳 牧衛君	阿具根 登君	加瀬 完君
中山 福藏君	村松 久義君	田畑 金光君	天田 勝正君
林屋亀次郎君	郡 祐一君	永岡 光治君	成瀬 暢治君
安井 謙君	高橋進太郎君	小酒井義男君	藤原 道子君
石原幹市郎君	鹿島守之助君	中村 正雄君	村尾 重雄君
木村鶴太郎君	津島 壽一君	椿 繁夫君	大和 与一君
迫水 久常君	小宮市太郎君	岡田 宗司君	野溝 勝君
矢山 有作君	野々山一三君	羽生 三七君	赤松 常子君
柳岡 秋夫君	長谷川 仁君	曾根 益君	
瀬谷 英行君	櫻井 志郎君	内閣総理大臣	池田 勇人君
吉田忠三郎君	杉山善太郎君	外務大臣	大平 正芳君
佐野 廣君	林 虎雄君	大蔵大臣	田中 角榮君
山本伊三郎君	林田 正治君	厚生大臣	小林 武治君
北村 暢君	横山 フク君	通商産業大臣	福田 一君
前田 久吉君	白井 勇君	運輸大臣	綾部健太郎君
森 元治郎君	光村 甚助君	郵政大臣	古池 信三君
鈴木 壽君	伊藤 颯道君	労働大臣	大橋 武夫君
戸叶 武君	近藤 信一君	建設大臣	河野 一郎君
藤田 康太郎君	中村 順造君	自治大臣	赤澤 正道君
斎藤 昇君	下村 定君	政府委員	
佐多 忠隆君		内閣法制局長官	林 修三君
		大蔵政務次官	齋藤 邦吉君

田中 一君	大倉 精一君	通商産業省 川原 英之君
阿部 竹松君	岩間 正男君	山保安局長
鈴木 市藏君	渡辺 勘吉君	運輸省 廣瀬 眞一君
小林 武君	松本 賢一君	監督局長
高山 恒雄君	鶴岡 哲夫君	郵政省 増森 孝君
基 政七君	横川 正市君	
鈴木 強君	相澤 重明君	
占部 秀男君	田上 松衛君	
向井 長年君	久保 等君	
岡 三郎君	藤田 進君	
阿具根 登君	加瀬 完君	
田畑 金光君	天田 勝正君	
永岡 光治君	成瀬 暢治君	
小酒井義男君	藤原 道子君	
中村 正雄君	村尾 重雄君	
椿 繁夫君	大和 与一君	
岡田 宗司君	野溝 勝君	
羽生 三七君	赤松 常子君	
曾根 益君		

要領書

委員会の決定の理由

昭和三十九年度一般会計予算、昭和三十九年度特別会計予算及び昭和三十九年度政府関係機関予算は、わが国経済が拡大過程にあつて国際収支、消費者物価等に警戒すべき要因を持ち、かつ本格的開放経済体制への移行を前にして経済体質の強化を急務としている状況にかんがみて、国際収支の改善と物価の安定に主眼を置き、健全均衡財政を堅持しつつ経済各分野の均衡ある発展を図ることを基本方針として編成されたものである。

〔第十四号参照〕

審査報告書

昭和三十九年度一般会計予算

昭和三十九年度特別会計予算

昭和三十九年度政府関係機関予算

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年三月三十日

予算委員長 太田 正孝

参議院議長 重宗雄三殿

四五〇

である。又各予算を通ずる施策の重点は、中央、地方を通じ平年度二千八百八十億円の減税を行なうこと並びに農林漁業及び中小企業の近代化、社会保障の充実、文教及び科学技術の振興、社会資本の整備等に置かれている。

一般会計歳入歳出予算の総額は、

歳入 三兆二千五百五十四億三千八百三十一万円

歳出 三兆二千五百五十四億三千八百三十一万円

であり、一般会計歳入歳出予算と特別会計歳入歳出予算の純計額は、

歳入 六兆一千五百九億五千三百二十二万五千円

歳出 五兆八千三百八十二億五百八十八万三千円

である。

なお、特別会計の数は、新たに設けられる国立学校、自動車検査登録の二特別会計を加え、四十三であり、政府関係機関の数は、日本専売公社ほか十二である。

右の措置は、おおむね妥当なものと認める。

審査報告書

所得税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月三十日

大蔵委員長 新谷寅三郎
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、最近における所得税負担の状況にかえりみ、基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額、専従者控除額、給与所得控除額、退職所得の特別控除額、生命保険料控除額、譲渡所得等の特別控除額及び寄附金控除額の引上げ並びに損害保険料控除制度の創設により、その負担の軽減を図るとともに、短期保有資産の譲渡に対する課税の適正化等税制の合理化措置を講じ、あわせて芸能法人の受ける報酬又は料金について新たに源泉徴収を行なうこととする等所要の規定の整備を図らうとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和三十三年年度約六百五十億五千二百万円である。

審査報告書

法人税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月三十日

大蔵委員長 新谷寅三郎
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、最近における法人税負担の状況にかえりみ、法人税の軽減税率の適用範囲の拡張を行なうとともに、中小法人の税負担の軽減等に資するため、同族会社の留保所得に対する課税につきその留保所得金額から控除する金額の引上げを行なうとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和三十三年年度約五十三億二千万円である。

審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月三十日

大蔵委員長 新谷寅三郎
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、企業の国際競争力の強化等に資するため、輸出特別償却制度及び技術輸出所得控除制度の適用期間を延長するとともに、その拡充合理化を図り、海外市場開拓準備金、中小企業海外市場開拓準備金及び海外投資損失準備金の諸制度を創設し、企業の資本充実及び資本市場の育成に資するため、配当軽減措置の拡充、証券投資信託の収益分配金についての源泉分離課税方式の採用、証券取引責任準備金制度の創設、増資登録税の軽減の適用期間の延長等を行ない、科学技術の振興に資するため、試験研究用機械設備等の特別償却制度の適用期間を延長するとともにその拡充を図り、その他交際費の損金不算入制度の改善合理化措置、農地等に係る贈与税についての納期限の特例措置及び農業協同組合等の留保金に対する法人税の軽減措置等を行なうとするものであつて、適当な措置と認め

一、費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和三十三年年度約二十七億円である。

審査報告書

相続税法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月三十日

大蔵委員長 新谷寅三郎
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、相続税及び贈与税の負担の軽減合理化を図るため、これらの基礎控除を引き上げるとともに、相続財産法人の財産の分与があつた場合における相続税の課税につき所要の規定の整備を図らうとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和三十三年年度約二十六億五千七百万円である。

審査報告書

物品税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月三十日

大蔵委員長 新谷寅三郎
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和三十三年年度以降暫定軽減税率の適用を受けている課税物品の生産及び取引の実情にかえりみ、そのうちアンサンブル式レコード演奏装置、パッケージ型ルームクーラー、カーキラーにつきその適用期間を二年間延長しようとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

とん税法及び特別とん税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月三十日

大蔵委員長 新谷寅三郎
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和三十九年四月十五日 参議院會議録第十七号(その一)

本法律案は、最近におけるわが国の貿易外収支の動向及びわが国の港湾経費が諸外国に比べ低位にある状況等にかんがみ、国際収支の改善に資するため、とん税及び特別とん税の税率を引き上げようとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しないが、昭和三十九年度において約二十六億円の増収が見込まれている。

審査報告書

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年三月三十日

大蔵委員長 新谷寅三郎

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における地域開発の進展に伴い必要となる産業用地を確保するため譲渡を目的とする産業用地造成事業に対し融資の途を開くとともに、同行の業務を円滑に運営するため、理事及び

参与の定数をそれぞれ一名増加しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

審査報告書

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年三月三十日

大蔵委員長 新谷寅三郎

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、北海道東北開発公庫への追加出資の規定を改めて、政府が必要と認めるときは予算の定める金額の範囲内において追加出資ができることとし、従来主務大臣の指定によつて業務の対象としていた土地造成事業を法律に明記するとともに、監事の権限を明確にしようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

北海道東北開発公庫への出資のため、昭和三十九年度特別会計予算に十億円が計上されている。

審査報告書

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、税関支署及び税務署の設置に関し承認を求めると議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年三月三十日

大蔵委員長 新谷寅三郎

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、最近における外国貿易の進展に伴う税関業務の増加に対処し、税関行政の円滑な運営を図るため、横浜税関に小名浜支署を設置するとともに、大都市地域における納税者及び課税物件の大幅な増加に対処し、納税者の利便と税務行政の円滑な運営を図るため、東京国税局に向島税務署はか二税務署を、名古屋国税局に名古屋中村税務署はか一税務署を設置しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

税務署新設のため、昭和三十九年度予算に一億三千三百五十五万円が計上されている。

審査報告書

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十九年三月三十日

参議院議長重宗雄三殿

参議院議長重宗雄三殿

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国会議員の秘書のうち、月額三万八千五百円の給料を受ける者の滞在雑費及び閉会中雑費を増額するものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本案施行に要する経費は、年間約一千八百二十八万四千円であつて、昭和三十九年度予算に計上済みである。

審査報告書

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

昭和三十九年三月三十一日

建設委員長 北村 暢

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、現在実施中の道路整備五箇年計画を改正して新たに、昭和三十九年度を初年度とする新道路整備五箇年計画を策定することとしており、その要旨は、道路の改築で土地区画整理事業に係るものの費用については、土地区画整理法で従来国が負担してきたものとは別に、特例を設けて、国の負担又は補助額をふやすことが出来るものとしており、かかる計画の一環として、やはり現在実施しておる積雪寒冷特別地域の道路交通確保に関する計画についても、新計画と計画期間の調整を図るため、昭和三十九年度以降の毎五箇年を各一期とする五箇年計画を策定することとし、その他これに関連する関係規定の整備を行なおうとするもので、このような改正は、道路の改良と近代化を促進し、輸送あい路を開けるとともに、先行的道路投資を行ない、産業経済の基盤強化を図ろうとするものである。なお、妥当な措置と認める。

一、費用

この法律施行のため必要な経費は、昭和三十九年度においては、

約二千七百六十四億六千八百万円である。

審査報告書

公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年三月三十一日

建設委員長 北村 暢

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、公営住宅法第六條第二項の規定により、政府が作成した昭和三十九年度を初年度とする公営住宅建設三箇年計画について、同条第三項の規定に基づき、承認を求めようとするものであるが、公営住宅の建設に併せて共同施設を建設するとともに、公営住宅を不燃堅ろう構造とし、建設の立体化と規模の引上げを図り、第一種八万戸、第二種十二万戸を建設しようとするものでおおむね妥当なものであると認める。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用

この計画実施のため、昭和三十九年度において国費約二百七十一

億四千万円を要する見込みである。

附帯決議

本法制定以来、四期にわたる公営住宅建設三箇年計画はいずれも達成されていない。

公営住宅は、国民の強く要求しているものであるから、第五期三箇年計画においては、政府は責任をもつて完全に達成すべきである。

右決議する。

審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年三月三十一日

法務委員長 中山 福藏

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、第一審における訴訟の適正迅速な処理を図る等のため、下級裁判所の裁判官の員数及び裁判官以外の職員員数を改定するものであつて、適正な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する費用は、昭和三十九年度約五千一百六十四万九千円であつて、昭和三十九年度予算に計上されている。

審査報告書

地方税法等の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年三月三十一日

地方行政 竹中 恒夫

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方税法を改正し、(一)道府県税において、個人事業税の事業主控除額の引き上げ、法人事業税における軽減税率の適用範囲の拡大、新築住宅等に対する不動産取得税の軽減、外人観光客に対する料理飲食等消費税の非課税措置、道路財源充実のための軽油引取税率の引き上げ等を規定し、(二)市町村税において、住民税所得割のただし書課税方式の廃止と、標準税率、制限税率の設定、新評価制度の実施に伴う固定資産税負担の軽減調整、新築住宅に対する固定資産税の軽減、電気ガス税率の

引き下げとたばこ消費税率の引き上げ等を規定し、また、地方財政法を改正し、市町村民税所得割の本文化等による減収について、特例債を起すことができることとする等の政府原案に対し、衆議院において、外人観光客に対する料理飲食等消費税の非課税は、本年七月より十二月までとする等の修正が行なわれたもので、おおむね妥当と認める。

一、費用

市町村民税所得割の本文化等による減収額は、約二百九十六億円といわれ、そのうち昭和三十九年度における減収見込額は百五十二億九千四百万円、市町村たばこ消費税率の引き上げによる増収見込額は初年度六十五億八千百万円である。

審査報告書

市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年三月三十一日

地方行政 竹中 恒夫

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方税法の改正による市町村民税の課税方式の統一及び税率の引き下げに伴う減収をうめるため市町村が起こした地方債の元利償還に要する経費について財政上の特別措置を定めるものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、市町村民税臨時減税補てん償の元利補給に必要な経費利子分として三億円が昭和三十九年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書

道路運送車両法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年三月三十一日

運輸委員長 米田 正文

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、自動車の増加に対応する自動車検査施設の整備等に伴い、検査関係の手数料限度額を

昭和三十九年四月十五日 参議院會議録第十七号(その一)

引き上げる等の措置を講じたもので、
 必要な措置と認める。

一、費用

本法施行のため別に費用を要しないが、自動車の検査登録業務に
 関する経理は、昭和三十九年度より「自動車検査登録特別会計」により
 処理することとし、その歳入歳出
 予算額は、十五億二千四百三十三
 万となつてゐる。

審査報告書

地方自治法第五十六條第六項の
 規定に基づき、海運局の支局の出
 張所の設置に關し承認を求めると
 件

右全会一致をもつて承認すべきもの
 と議決した。よつて要領書を添え
 て、報告する。

昭和三十九年三月三十一日

運輸委員長 米田 正文

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は最近の苫小牧港及び水島
 港における港湾開発等の現状にか
 かんがみ、これら港湾における海運
 行政の円滑、かつ、適正な運営を
 確保するため、北海海運局室蘭支
 局苫小牧出張所及び中国海運局玉
 野支局水島出張所を設置しよう

するものであつて必要な措置と認
 める。

一、費用

本件施行のため別に費用を要し
 ない。

審査報告書

義務教育諸学校施設費国庫負担法
 の一部を改正する法律案
 右全会一致をもつて可決すべきもの
 と議決した。よつて要領書を添え
 て、報告する。

昭和三十九年三月三十一日

文教委員長 中野 文門

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公立義務教育諸学
 校の施設の整備を一層促進するた
 め、公立の小学校及び中学校の建
 物の新築又は増築に要する経費に
 関する国の負担の範囲を拡大する
 とともに、これらの学校の校舎の
 工事費の算定方法を合理的に改め
 るもので、必要な措置と認めた。
 なお、別紙の附帯決議を行なつ
 た。

一、費用

昭和三十九年度一般会計予算
 に、約百五十七億円が計上済みで
 ある。

附帯決議

義務教育水準の一層の向上を図る
 ため、政府はすみやかに次の措置を
 講ずべきである。

一、公立義務教育諸学校の施設の整
 備に必要な経費については、小学
 校、中学校の別なく、国がその二
 分の一を負担すること。

二、公立義務教育諸学校の校地の購
 入についても、地方財政の実情に
 かんがみ起債を十分に認めるこ
 と。

審査報告書

私立学校振興会法等の一部を改正
 する法律案

右全会一致をもつて可決すべきもの
 と議決した。よつて要領書を添え
 て、報告する。

昭和三十九年三月三十一日

文教委員長 中野 文門

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、職業に必要な技術
 の教授を目的とする私立各種学校
 を設置する学校法人等に対し、私
 立学校振興会が資金を貸し付ける
 ことができることとする。ことに
 に、私立大学における学術の研究
 を促進するため、私立大学の研究

設備購入に要する経費に關する国
 の補助率を二分の一から三分の二
 に引き上げることと内容とするも
 のであつて、おおむね妥当なもの
 と認めた。

なお、別紙の附帯決議を行なつ
 た。

一、費用

本法施行のために要する経費九
 億八百万円が、昭和三十九年度予
 算に計上されている。

附帯決議

本委員会は、次の二点について、
 政府がすみやかに実施すべきことと
 要望する。

一、私立学校の公共性にかんがみ、
 これらの学校に対する助成援助の
 措置をさらに強化するとともに、
 各種学校の整備充実について特段
 の配慮を講ずること。

二、私立大学の研究設備に対する国
 庫補助の対象の範囲を拡大すると
 ともに、補助金の増額を図ること。

審査報告書

文部省設置法の一部を改正する法
 律案

右全会一致をもつて可決すべきもの
 と議決した。よつて要領書を添え
 て、報告する。

昭和三十九年三月三十一日

内閣委員長 三木與吉郎

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国立学校の新設、
 拡充等のため、文部省の職員の定
 員を三千八百七十九名増加しよう
 とするものであつて、必要な措置
 と認める。

一、費用

本法施行のため必要な経費とし
 て、十四億百八十一万八千円が、
 昭和三十九年度一般会計予算及び
 国立学校特別会計予算に計上され
 ている。

審査報告書

通商産業省設置法の一部を改正す
 る法律案

右全会一致をもつて可決すべきもの
 と議決した。よつて要領書を添え
 て、報告する。

昭和三十九年三月三十一日

内閣委員長 三木與吉郎

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、通商局に国際経済
 部、企業局に産業立地部をそれぞれ
 新設するとともに、産業構造調

査会と産業合理化審議会を統合して産業構造審議会とし、また、産炭地域振興審議会の設置期限を延長する等のほか、通商産業省の定員を二百六名増員しようとするものであつて、その措置は妥当なものと認める。

一、費用

本法施行に伴い必要な経費として、八千七十一万九千四百圓が昭和三十九年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年三月三十一日

社会労働 鈴木 強
委員長

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会福祉事業振興会の資金に対する需要の増大にかんがみ、社会福祉事業振興会が社会福祉事業振興債券を発行することができることとするとともに、借入金受入れ等、

社会福祉事業振興会の財務及び会計に関する規定を整備しようとするもので妥当な措置と認める。

なお、別紙のとおり附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

附帯決議

社会福祉事業振興会の健全な運営を図り、増大する需要に応ずるためには、政府は、今後更に本会に対する財政的助成に努めるべきである。

右決議する。

審査報告書

医療金融公庫法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年三月三十一日

社会労働 鈴木 強
委員長

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、医療金融公庫に対する政府出資金増加の経緯にかんがみて、追加出資に関する規定を

整備するとともに、公庫の監事についての規定を整備し、監査結果の積極的な活用を図ろうとするもので妥当な措置と認める。

一、費用

医療金融公庫に対する出資金として、昭和三十九年度一般会計予算に二十九億圓が計上されている。

審査報告書

中小企業指導法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年三月三十一日

商工委員長 前田 久吉

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業の経営管理の合理化及び、技術の向上を図るため、日本中小企業指導センターの業務の範囲の拡大等をしようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、昭和三十九年度一般会計予算に政府出資一億五

千万圓及び補助金一億七千万圓が計上されている。

審査報告書

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年三月三十一日

商工委員長 前田 久吉

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業者に対する金融の円滑化に資するため、中小企業信用保険の付保限度額を引き上げ、及び中小企業信用保険の対象となる特殊保証の範囲を拡大するとともに、中小企業信用保険公庫に対する政府の追加出資に関する規定の整備等をしようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴い中小企業信用保険公庫に対する融資基金として四十五億圓が昭和三十九年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年三月三十一日

商工委員長 前田 久吉

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業に対する金融の現状にかんがみ、商工組合中央金庫の業務の範囲を拡大するとともに、同金庫に対する政府の追加出資に関する規定を整備しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴い商工組合中央金庫に対する政府出資三十億圓が昭和三十九年度財政投融資資金計画に計上されている。

審査報告書

甘味資源特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年三月三十一日

昭和三十九年四月十五日 参議院會議録第十七号(その一)

農林水産委員 梶原 茂嘉
長代理理事
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法案は、適地におけるてん菜及びさとうきび等甘味資源作物の生産の振興及びこれら甘味資源作物又は国内産のでん粉を原料として使用する砂糖類の製造事業の健全な発展を図るため、砂糖類及び甘味資源作物を農業基本法第八條第一項の主要な農産物として、政府はその需要及び生産の長期見通しをたてこれを公表しなければならぬこととするともに、農林大臣による甘味資源作物の生産振興地域の指定、その地域の区域を管轄する都道府県知事の生産振興計画の樹立及びこれが農林大臣による承認、計画の実施達成のための政府の助成ならびに農林大臣及び都道府県知事の援助、生産振興地域における国内産糖指定製造施設の新設及び変更に関する農林大臣の承認ならびに既存施設の農林大臣に対する届出、国内産糖及び国内産さとうきび糖の政府買入れ等に関する制度を定め、あわせて、農林省に甘味資源審議会を置き、また、生産振興地域の区域の都道府県に、都道府県甘味資源作物生

産振興審議会をおくことができることとする等によつて、農業経営の改善と農家所得の安定、砂糖類の自給度の向上及び甘味資源に係る国際競争力の強化に資しようとするものであつて、妥当と認め

る。なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に要する経費として、土地改良、栽培改善及び試験研究等の生産対策関係費が昭和三十九年度一般会計予算に約二十六億七千万円が計上され、また、砂糖類の政府買入れの経費は、昭和三十九年度食糧管理特別会計砂糖類勘定約百億円余の中から支出されることに予定されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当り左記事項に留意し、てん菜の再生産確保に対処すべきである。

記

最低生産者価格は、前年を基準年としたバリエイ価格を基準として定めるが、昭和三十九年度てん菜の最低生産者価格を法第二十二條により定めるに当つては、昭和三十八年の農林大臣の勧告価格及び昭和三十九

年の取引価格を参酌して遺憾のないよう措置すること。

右決議する。

審査報告書

沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年三月三十一日

農林水産委員 梶原 茂嘉
長代理理事
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法案は、沖繩に対する援助措置の一部として、糖価が著しく低落して必要がある場合において、さとうきびの生産者の農業経営の改善と農家所得の安定に資するため、沖繩産糖で本邦に輸入されたものを、政府が買入れることができることとするものである。よつて、妥当と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、昭和三十九年度食糧管理特別会計砂糖類勘定約百億円余の中から支出されることに予定されている。

審査報告書

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年三月三十一日

農林水産委員 梶原 茂嘉
長代理理事
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法による営農改善資金の貸付けの認定を申請する期限を二ヶ年延長しようとするものであつて、妥当の措置と認める。

一、費用

この法律施行のため差当つて特別経費を要しない。なお北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法に基づく営農改善資金として、昭和三十九年度農林漁業金融公庫の貸付計画に十億円が予定されている。

審査報告書

揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年三月三十一日

大蔵委員長 新谷寅三郎
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、道路整備財源の確保の必要性にかえりみ、揮発油税及び地方道路税の税率をそれぞれ一〇%即ち二千二百円及び四百円引上げるほか、所要の規定の整備を図ろうとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しないが、昭和三十九年度において、揮発油税約百八十二億円、地方道路税約三十三億円、合計約二百十五億円の増収が見込まれている。

審査報告書

関税定率法等の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年三月三十一日

大蔵委員長 新谷寅三郎

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における経済
状態の変化に対応するため、関税
率について調整を行なうことに
、国産原油の購入に係る関税の
特別還付制度を新設する等所要
の改正を行なうとするものであ
つて、適当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要
しないが、昭和三十九年度にお
いて、五億八千七百万円の減収が見
込まれている。

審査報告書

自動車検査登録特別会計法案

右多数をもつて可決すべきものと議
決した。よつて要領書を添えて、報
告する。

昭和三十九年三月三十一日

大蔵委員長 新谷寅三郎

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、道路運送車両法の規
定による自動車の検査及び登録の

事務に関する政府の経理を一般会

計と区分して明確にするため、特
別会計を設置しようとするもので
あつて、適当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要
しない。

なお、昭和三十九年度予算にお
いては、自動車検査登録特別会計
の歳入、歳出としてそれぞれ、十
五億二千四百三十三万四千円が計上さ
れている。

審査報告書

食糧管理特別会計法の一部を改正
する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議
決した。よつて要領書を添えて、報
告する。

昭和三十九年三月三十一日

大蔵委員長 新谷寅三郎

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、飼料需給安定法の
規定に基づき、政府が行なう輸入
飼料の買入れ、売渡し等に関する
経理を明確にするため、食糧管理
特別会計に新たに輸入飼料勘定を
設けようとするものであつて、適
当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要
しない。なお昭和三十九年度予算
においては、食糧管理特別会計輸
入飼料勘定の歳入及び歳出とし
て、それぞれ五百六十八億八千二
百九十六万五千円が計上されてい
る。

官報

号外

昭和三十九年四月十五日

○第四十六回 参議院會議録第十七号(その二)

〔本号(その一)参照〕

道路交通に関する条約

締約国は、統一規則を定めることにより国際道路交通の発達及び安全を促進することを希望して、次の規定を協定した。

第一章 総則

第一条

1 締約国は、その道路の使用に関する管轄権を留保して、その道路をこの条約に定める条件に従つて国際交通の用に供することに同意する。

2 締約国は、一年の期間をこえて引き続きその領域内にとどまつてゐる自動車、被牽引車又は運転者にこの条約の利益を及ぼすことを要求されない。

第二条

1 この条約の附属書は、この条約の不可分の一部とする。ただし、いずれの国も、この条約の署名若しくは批准若しくはこれへの加入の時に、又はその後いつでも、宣言によりこの条約の適用について

附属書一又は附属書二を排除することができると了解される。

2 締約国は、1の規定に基づいて排除した附属書一又は附属書二につき、いつでも、国際連合事務総長に対し、当該通告の日からその拘束を受ける旨を通告することができる。

第三条

1 税関、警察、衛生その他に関する手続の簡素化により国際道路交通を容易にするための措置であつて、その実施について締約国の全部又は一部が合意しており又は將來合意するものは、この条約の目的に適合するものと認められる。

2 (a) 締約国は、国際交通を認められる自動車の輸入につき、輸入税の支払を保証する担保の提供を要求することができる。そのような担保が提供されない場合には、輸入税が徴収されるものとする。

(b) 締約国は、この条の規定の適用上、その領域内に設立されている団体であつて、当該自動車

について有効な国際通関書類(たとえば通関手帳)を発給した国際団体に加盟しているものによる保証を認めるものとする。

3 締約国は、この条約に規定する手続の履行のため、同一の国際道路上にあつて対応している税関事務所又はその支所の執務時間を同一にするよう努力するものとする。

第四条

この条約の適用上、

「国際交通」とは、少なくとも一の国境を越える交通をいう。

「道路」とは、車両の交通のために公衆に開放されている道をいう。

「車道」とは、本来車両の通行に使用される道路の部分を用いる。

「通行帯」とは、一縦列の車両の通行に十分な幅を有するよう区分された車道の部分をいう。

「運転者」とは、道路において車両(自転車を含む)を運転し、若しくは牽引用、積載用若しくは乗用に用いられている動物若しくは家畜の群を誘導する者又はそれらのものを現実に統御する者をいう。

「自動車」とは、道路において本来人又は貨物の運搬に使用されるすべての自動推進式の車両(レール又は架線によつて走行する車両を除く)をいう。附属書一の拘束を受ける国については、同附属書に規定する補助エンジンを装備する自動車をこの定義において除外するものとする。

「分節車両」とは、自動車と前車軸を有しない被牽引車との結合体であつて、被牽引車の一部が自動車にのせられ、かつ、被牽引車及びその積載物の重量の相当の部分が自動車によつてささえられるものをいう。このような被牽引車は、「セミトレーラ」という。

「被牽引車」とは、自動車によつて牽引されることを目的とする車両をいう。

「自転車」とは、自動推進式でない自動車をいう。附属書一の拘束を受ける国については、同附属書に規定する補助エンジンを装備する自動車をこの定義において含まれるものとする。

車両の「積載重量」とは、運行することができている状態で停止している車両及びその積載物の重量(運転者及び同乗者の重量を含む)をいう。

「最大積載量」とは、車両の登録国の権限のある当局が宣言した積載物の重量の限度をいう。

車両の「許容最大重量」とは、運行することができている状態にある車両の重量及び最大積載量の和をいう。

第五条

この条約は、有償で行なう人の輸送又は乗車している者の携帯品以外の貨物の輸送を認めるものと解してはならない。これらの事項及びこの条約に定めのないすべての事項は、他の国際条約又は国際協定の適用を受けることを条件として、国内法の管轄に属するものと了解される。

第二章 道路交通に関する規則

第六条

締約国は、この章に定める規則の遵守を確保するために適切な措置を執るものとする。

第七条

運転者、歩行者その他の道路使用者は、交通に危険を及ぼし又は交通を妨げることがないように行動しなければならない。これらの者は、人体又は公私の財産に損害を与えるような行為を避けなければならない。

第八条

1 一位として運行されている車両又は連結車両には、それぞれ運転者がいなければならない。

2 牽引用、積載用又は乗用に用いられている動物には、運転者がいなければならない。家畜には、入口に一定の表示のある特別の区域に

おける場合を除くほか、付添人がいなければならぬ。

3 集団で移動する車両又は動物には、国内法令で定める数の運転者がいなければならない。

4 前記の集団は、必要に応じ、交通の便宜のため、適当な長さの部分に分割され、かつ、各部分の間に十分な間隔が設けられていなければならない。この規定は、遊牧民の移住が行なわれる地方には、適用しない。

5 運転者は、常に、車両を適正に操縦し、又は動物を誘導することができなければならない。運転者は、他の道路使用者に接近するときは、当該他の道路使用者の安全のために必要な注意を払わなければならない。

第九条

1 道路において同一方向に進行する車両は、道路の同一の側を通行するものとし、その通行する側は、それぞれの国においてすべての道路について統一されていなければならない。ただし、一方通行に関する国内法令の適用は、妨げられないものとする。

2 運転者は、原則として、また、第七条の規定により必要とされるときは、次のことを守らなければならない。

(a) 二の通行帯を有し、二方通行を行なうこととされている車道

においては、自己が進行する方向に適用した側の通行帯において車両を運行すること。

(b) 二をこえる通行帯を有する車道においては、自己が進行する方向に適用した側の車道の端に最も近い通行帯において車両を運行すること。

3 動物は、国内法令に従い、できる限り道路の端近くを通行させなければならない。

第十条

車両の運転者は、常に車両の速度を制御していなければならない。また、適切かつ慎重な方法で運転しなければならない。運転者は、状況により必要とされる場合、特に見とおしがきかないときは、徐行し、又は停止しなければならない。

第十一条

1 運転者は、行き違ひとき又は追い越されるときは、自己が進行する方向に適用した側の車道の端にできる限り寄りなければならない。運転者は、追い越すときは、当該国で実施されている規則に従い、追い越される車両又は動物の左側又は右側を通行しなければならない。

2 運転者は、車両又は付添人のいる動物と接近する場合には、次のことを守らなければならない。

(a) 行き違ひときは、反対の方向からくる車両又は付添人のいる動物の通行に十分な余地を残すこと。

(b) 追い越されるときは、自己が進行する方向に適用した側の車道の端にできる限り寄り、加速しないこと。

(c) 追い越そうとする運転者は、危険を伴うことなく追い越すため十分な余地があり、かつ、前方の見とおしが十分にきくことを確認しなければならない。

3 追い越されるときは、自己が進行する方向に適用した側の車道の端にできる限り寄り、加速しないこと。

4 運転者は、左折し又は右折するに先だつて、次のことを守らなければならない。

(a) 他の道路使用者に危険を及ぼすことなく左折し又は右折することができ、かつ、前方の見とおしが十分にきくことを確認すること。

(b) 左折し又は右折する意図を表明する適切な合図をすること。

(c) 自己が進行する方向に適用した側に左折し又は右折しようとするときは、できる限り車道のその側の端に寄ること。

(d) 第十六条に定める場合を除くほか、自己が進行する方向に適用した側とは反対の側に右折し又は左折しようとするときは、できる限り車道の中央に寄ること。

(e) いかなる場合にも、反対の方向からの交通を妨害しないこと。

1 車両又は動物をとめておく場合には、可能なときは、車道の外に置かなければならず、これが不可能なときは、できる限り車道の端に寄せておかなければならない。

3 2の規定が適用されていない交差点における優先通行権については、附属書二の拘束を受ける国においては、同附属書の規定を適用する。

4 運転者は、左折し又は右折するに先だつて、次のことを守らなければならない。

(a) 他の道路使用者に危険を及ぼすことなく左折し又は右折することができ、かつ、前方の見とおしが十分にきくことを確認すること。

(b) 左折し又は右折する意図を表明する適切な合図をすること。

(c) 自己が進行する方向に適用した側に左折し又は右折しようとするときは、できる限り車道のその側の端に寄ること。

(d) 第十六条に定める場合を除くほか、自己が進行する方向に適用した側とは反対の側に右折し又は左折しようとするときは、できる限り車道の中央に寄ること。

(e) いかなる場合にも、反対の方向からの交通を妨害しないこと。

1 車両又は動物をとめておく場合には、可能なときは、車道の外に置かなければならず、これが不可能なときは、できる限り車道の端に寄せておかなければならない。

2 車両及び動物は、危険を及ぼし又は障害となるおそれのある場所、特に道路の交差点、まがりかど若しくは坂の頂上又はそれらの附近にとめておいてはならない。

3 車両の積載物が損傷又は危険の原因とならないことを確保するため、必要なすべての注意が払われなければならない。

4 道路上の車両又は連結車両は、日没から夜を通じて、又は気象状況により必要とされる場合は、前面に少なくとも一個の白色燈を、後面に少なくとも一個の赤色燈を点燈していなければならない。

第十五条

1 道路上の車両又は連結車両は、日没から夜を通じて、又は気象状況により必要とされる場合は、前面に少なくとも一個の白色燈を、後面に少なくとも一個の赤色燈を点燈していなければならない。

2 自走車又は二輪の自動車(側車付きのものを除く)以外の車両が前面に白色燈一個のみを備えているときは、その白色燈は、反対の方向からの交通に近い側に備えていなければならない。

3 前面に二個の白色燈を備えることが義務的である国においては、これらの白色燈のうち一個は車両の右側に、一個は車両の左側に備えなければならない。

4 前面に二個の白色燈を備えることが義務的である国においては、これらの白色燈のうち一個は車両の右側に、一個は車両の左側に備えなければならない。

5 前面に二個の白色燈を備えることが義務的である国においては、これらの白色燈のうち一個は車両の右側に、一個は車両の左側に備えなければならない。

赤色燈は、前面に備える一又は二以上の白色燈の点燈装置とは別個の装置により、又は、車両が短く構造上可能なときは、同一の装置によつて点燈することができ

2 いかなる場合にも、車両は、前方に向けた赤色燈若しくは赤色の反射器又は後方に向けた白色燈若しくは白色の反射器を備えてはならない。この規定は、車両の登録国の国内法令が白色又は黄色の後退燈を認めている場合には、これについて適用しない。

3 燈火及び反射器は、車両の存在を他の道路使用者に明示することを確保するものでなければならぬ。

4 締約国又はその下部機構は、通常の安全状態を保障するためすべての措置を執ることを条件として、次の車両についてこの条の規定を適用しないものとするができる。

- (a) 特殊な目的のため又は特殊な条件の下に使用される車両
- (b) 特殊な形体又は種類の車両
- (c) 十分に照明されている道路に停止している車両

第十六条

1 この章の規定は、トロリーバスに適用する。

2 (a) 自転車の運転者は、自転車道を使用する義務が国内法令により定められ、又はその義務が適当な標識により表示されている場合には、自転車道を使用しなければならない。

(b) 自転車の運転者は、状況により必要とされるときは、一列で進行しなければならない。また、国内法令に定める特別の場合を除くほか、自転車を三台以上並列させて車道を進行してはならない。

(c) 自転車の運転者は、車両に自己を牽引させてはならない。

(d) 第十二条 4 (d) の規定は、国内法令に別段の定めがあるときは、自転車の運転者には、適用しない。

第三章 標識及び信号機

第十七条

1 方式の確一性を確保するため、締約国の道路に設置される道路標識及び信号機は、できる限りその国において採用されているものに限定されなければならない。新たな標識の採用が必要な場合には、使用される記号の形、色及び図案

は、その国で用いられている方式に適合しなければならない。

2 正規の標識の数は、必要最小限度にとどめなければならない。これらの標識は、それが不可欠である場所のみ設置するものとする。

3 警戒標識は、道路使用者に警告を適切に与えるため、表示されている障害の存する場所から十分な距離を置いて設置しなければならない。

4 標識の目的に関係がなく、かつ、標識を見にくくし又はその性格を変えるおそれのある掲示を正規の標識につけることは、禁止しなければならない。

5 正規の標識と混同され、又はその判読を一層困難にするおそれのあるすべての標示板及び掲示を設置することは、禁止しなければならない。

第四章 国際交通における自動車及び被牽引車に適用する規定

第十八条

1 自動車は、この条約の利益を享受するためには、締約国又はその下部機構によりその法令に定める方法で登録されなければならない。

2 権限のある当局又は正当に権限を与えられた団体は、少なくとも登録番号と称する一連番号、車両の製作者の名称又は商標、製作番号又は製作者の一連番号、最初の登録の日付並びに登録証書の発給申請者の氏名及び住所を記載した登録証書を発給するものとする。

3 締約国は、反証がない限り、前記の登録証書をそれに記入された事項を証明するものとして認めなければならない。

第十九条

1 自動車は、少なくともその後面の特定の標板上又は車両自体の後面に、権限のある当局が付与した登録番号を表示しなければならない。自動車が一又は二以上の被牽引車を牽引している場合には、その被牽引車又は最後部の被牽引車は、自動車の登録番号又はその被牽引車自体の登録番号を表示しなければならない。

2 登録番号の構成及びその表示の方法は、附属書三に定めるとおりとする。

第二十条

1 自動車は、その後面の標板上又は車両自体の後面に、登録番号のほか、当該自動車の登録地の識別記号を表示しなければならない。

い。この識別記号は、国又は登録に因して独立の単位を構成する領域を示すものでなければならない。自動車が一又は二以上の被牽引車を牽引している場合には、この識別記号は、その被牽引車又は最後部の被牽引車の後面にも表示しなければならない。

2 識別記号の構成及びその表示の方法は、附属書四に定めるとおりとする。

第二十一条

自動車及び被牽引車は、附属書五に定める証明記号をつけていなければならない。

第二十二条

1 自動車及び被牽引車は、機能が良好でなければならない。また、運転者、同乗者又は道路上の人に危険を及ぼし、又は公私の財産に損害を与えることがないように整備されていなければならない。

2 さらに、自動車及び被牽引車並びにこれらの装置は、附属書六の規定に適合するものでなければならない。また、自動車の運転者は、同附属書に定める規則を遵守しなければならない。

3 この条の規定は、トロリーバスに適用する。

第二十三条

1 締約国又はその下部機構の道路を通行することを認められる車両の最大寸法及び最大重量は、国内法令の定めるところによる。地域的協定の当事国が指定し、又はそのような協定がない場合において締約国が指定する道路においては、許容最大寸法及び許容最大重量は、附属書七に定めるところとする。

2 この条の規定は、トロリーバスに適用する。

第五章 国際交通における自動車の運転者

第二十四条

1 締約国は、自国の領域への入国を許可された運転者で、附属書八に定める条件を満たしており、かつ、他の締約国若しくはその下部機構の権限のある当局又はその当局が正当に権限を与えた団体から、適性を有することを実証した上で、発給を受けた有効な運転免許証を所持するものに対し、附属書九及び附属書十に規定する種類の自動車でその運転免許証の発給の対象となつてゐるものを、新たな試験を受けることなく、自国の道路において運転することを認めるものとする。

2 もつとも、締約国は、自国の領域への入国を許可された運転者が国内運転免許証を必要としない国又は附属書九に定める様式に合致しない国内運転免許証を発給している国からきた者である場合には、

特に、その者が附属書十に定める様式に合致した国際運転免許証を携帯することを要求することができる。

3 国際運転免許証は、運転者が適性を有することを実証した後、締約国若しくはその下部機構の権限のある当局又はその当局が正当に権限を与えた団体が、シール又はスタンプを施した上で、発給したものでなければならない。この運転免許証の所持者は、すべての締約国内において、その運転免許証の発給の対象となつてゐる種類の自動車を、新たな試験を受けることなく、運転することができる。

4 国内運転免許証及び国際運転免許証の使用は、その発給の条件が満たされなくなつたことが明らかであるときは、認めないことができる。

5 締約国又はその下部機構は、運転者が当該締約国の法令によれば運転免許の取消し又はその効力の停止の対象となるような交通法規の違反を犯した場合に限り、その運転者による前記の運転免許証の使用を禁止することができる。この場合には、運転免許証の使用を禁止した締約国又はその下部機構は、当該運転免許証を差し出さ

せ、使用禁止の期間が満了する時又はその所持者が当該締約国の領域から退去する時のいずれか早い方の時までこれを保管することができ、また、当該運転免許証にその使用禁止について記載し、かつ、その運転免許証を発給した当局に当該運転者の氏名及び住所を通報することができる。

6 この条約の効力発生の日から五年の期間においては、千九百二十六年四月二十四日にパリで署名された自動車交通に関する国際条約又は千九百四十三年十二月十五日にワシントンで署名のため開放された全米自動車交通の規制に関する条約の規定に基づいて国際交通を認められ、かつ、当該条約に基づき必要とされる書類を所持する運転者は、この条の条件を満たすものとみなす。

第二十五条

締約国は、国内運転免許証又は国際運転免許証を所持する者が交通違反のために訴訟手続を受けるときは、その者がだれであるかを明らかにするための情報を相互に提供することを約束する。締約国は、さらに、重大な事故に係る外国の車両の所有者又は登録者がだれであるかを明らかにするために必要な情報を提供することを約束する。

第六章 国際交通における自転車に適用する規定

第二十六条

自転車は、次に掲げるものを備えなければならない。

- (a) 少なくとも一つの有効な制動装置
- (b) ベルから成る警告器(他の警告器であつてはならない)で相当の距離から聞くことができるもの
- (c) 日没から夜を通じて、又は気象状況により必要とされるときは、前面に一個の白色燈又は黄色燈及び後面に一個の赤色燈又は赤色の反射器

第七章 最終規定

第二十七条

1 この条約は、すべての国際連合加盟国並びに千九百四十九年にジュネーヴで開催された道路輸送及び自動車輸送に関する国際連合会議に出席するよう招請されたすべての国による署名のため、千九百四十九年十二月三十一日まで開放しておく。

2 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託するものとする。

3 この条約は、千九百五十年一月一日以後は、1に規定する国でこの条約に署名しなかつたものによる加入のため、及び国際連合の経済社会理事会が、決議により、加入の資格を有するものと宣言する他のすべての国による加入のため、開放しておく。この条約は、また、国際連合を施政権者とする

信託統治地域のためにされる加入のため、開放しておく。

4 加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することにより行なうものとする。

第二十八条

1 いかなる国も、署名、批准若しくは加入の際に、又はその後いつでも、国際連合事務総長に於てた通告により、自国が国際関係について責任を有する領域の全部又は一部にこの条約を適用する旨を宣言することができる。この条約の規定は、事務総長がその通告を受領した日の後三十日目の日から、又はこの条約がその時に効力を生じていないときはその効力を生じた日から、その通告に掲げる領域に適用する。

2 締約国は、状況が許すときは、自国が国際関係について責任を有する領域にこの条約の適用を及ぼすために必要な措置をできる限りすみやかに執ることを約束する。ただし、憲法上の理由により必要があるときは、その領域の政府の同意を得ることを条件とする。

3 1の規定に基づき自国が国際関係について責任を有するいづれかの領域にこの条約を適用する旨を宣言した国は、その後いつでも、事務総長に於てた通告により、その通告に掲げる領域へのこの条約の適用を終止する旨を宣言することができる。この条約は、その通告の日から一年を経過した後、その領域への適用を終止する。

第二十九条

この条約は、五番目に寄託される批准書又は加入書の寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。前記の批准書又は加入書の寄託の日の後にこの条約を批准し又はこれに加入する国については、この条約は、その批准書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

国際連合事務総長は、署名国及び加入国並びに道路輸送及び自動車輸送に関する国際連合会議に出席するよう招請された他のすべての国に対し、この条約が効力を生ずる日を通告するものとする。

第三十条

この条約は、締約国の間の関係において、千九百二十六年四月二十四日にパリで署名された自動車交通に関する国際条約及び道路交通に関する国際条約並びに千九百四十三年十二月二十五日にワシントンで署名のため開放された全米自動車交通の規制に関する条約を終了させ、かつ、これらの諸条約に代わるものとする。

第三十一条

1 いずれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。改正案の本文は、国際連合事務総長に通報されるものとし、事務総長は、これをすべての締約国に送付し、かつ、次のいずれかの旨を述べた回答を四箇月以内に、行なうよう要請する。

- (a) 改正案を審議するため会議を招集することを希望する旨
- (b) 会議を開催することなく改正案を採択することに賛成する旨

(c) 会議を開催することなく改正案を拒否することに賛成する旨

事務総長は、さらに、改正案を、締約国以外の国で道路輸送及び自動車輸送に関する国際連合会議に出席するよう招請されたものに送付する。

2 事務総長は、会議の招集が次のものにより要請されたときは、改正案を審議するための締約国会議を招集する。

- (a) この条約の附属書以外の部分に関する改正案については、締約国の少なくとも四分の一
- (b) 附属書一及び附属書二については、締約国の少なくとも四分の一
- (c) 附属書一及び附属書二については、改正が提案されている附属書の拘束を受ける国の少なくとも三分の一

事務総長は、この会議に、締約国以外の国で道路輸送及び自動車輸送に関する国際連合会議に出席するよう招請されたもの及び参加することが望ましいと国際連合の経済社会理事会により認められたものを招請する。

この2の規定は、この条約の改正がその規定に従って採択された場合には、適用しない。

3 会議において三分の二の多数票により採択されるこの条約の改正は、受諾のためにすべての締約国に通報される。この条約の改正(附属書一及び附属書二の改正を除く)は、締約国の三分の二による受諾の後九十日で、すべての締約国について効力を生ずる。ただし、その改正が効力を生ずる前にその改正を受諾しない旨を宣言する締約国については、この限りでない。

附属書一及び附属書二の改正の効力発生については、改正される附属書の拘束を受ける国の三分の二の多数による受諾を必要とする。

4 会議は、この条約の改正(附属書一及び附属書二の改正を除く)を採択するにあたり、その改正を受諾しない旨の宣言を行なつた締約国でその改正が効力を生じた後十二箇月の期間内にそれを受諾しないものはその改正の性格にかんがみ前記の期間が経過した時にこの条約の当事国であることを終止することを、三分の二の多数票により、決定することができる。

5 締約国の三分の二の多数が、1 (b)の規定に従つて、会議を開催することなく改正を採択することに賛成する旨を事務総長に通報した場合に、事務総長は、それらの締約国による採択の決定をすべての締約国に通告する。その改正は、前記の通告の日から九十日の期間が経過した時に、すべての締約国について効力を生ずる。ただし、その改正について異議を有する旨の通告を前記の期間内に事務総長に対して行なつた国については、この限りでない。

6 附属書一及び附属書二の改正並びに4の規定に基づく決定が行なわれなかつた改正に関し、その改正について8の宣言を行ない又は

5の規定に従つて異議を申し入れた締約国については、現行の規定が、引き続き効力を有する。

7 改正について8の宣言を行ない又は5の規定に従つて異議を申し入れた締約国は、いつでも、事務総長に於て通告によりその宣言又は異議を撤回することができる。その改正は、事務総長がその通告を受諾した時に、当該締約国について効力を生ずる。

第三十二条

この条約は、国際連合事務総長に於てた一年の予告をもつて廃棄することができる。事務総長は、そのような予告があつたことをこの条約の署名国及び加入国に通告するものとする。この条約は、前記の一年の期間が経過した時に、これを廃棄した締約国について効力を失う。

第三十三条

この条約の解釈又は適用に関する二以上の締約国間の紛争で当事国が交渉その他の解決方法により解決することができないものは、いずれかの関係締約国が書面による請求を行なうことにより、決定のために国際司法裁判所に付託することができる。

第三十四条

この条約のいかなる規定も、締約国が、対外的又は国内的な安全の保障のために必要であると認める措置で国際連合憲章の規定に適合するものを、緊急事態においてのみ、執ることを妨げるものと解してはならない。

第三十五条

1 国際連合事務総長は、第二十九条、第三十一条1、3及び5並びに

第三十二条に規定する通告を行なうほか、次の事項を第二十七条1に規定する国に通告する。

- (a) 第二十一条の規定に従つてこの条約の適用について附属書一若しくは附属書二又はその双方を排除する旨の締約国の宣言
- (b) 第二条2の規定に従つて附属書一若しくは附属書二又はその双方の拘束を受ける旨の締約国の宣言
- (c) 第二十七条の規定に従つて行なわれる署名、批准及び加入なされるこの条約の適用領域に関する通告
- (d) 第三十一条3の規定に従つてこの条約の改正を受諾する旨のいずれかの国の宣言
- (e) 第三十一条5の規定に従つていずれかの国が事務総長に対して行なうこの条約の改正についての異議の申入れ
- (f) 第三十一条3及び5の規定に従つてこの条約の改正が効力を生ずる日
- (g) 第三十一条4の規定に従つていずれかの国がこの条約の当事国であることを終止する日
- (h) 第三十一条7の規定に従つて行なわれる改正についての異議の撤回
- (i) この条約の改正の拘束を受ける国の表
- (j) 第三十二条の規定に従つて行なわれるこの条約の廃棄
- (k) 第二十八条3の規定に従つていずれかの領域へのこの条約の適用を終止する旨の宣言

昭和三十一年四月十五日 参議院會議録第十七号(その二) 道路交通に関する条約

四六四

(4) 附属書四の三の規定に従つてい
ずれかの国が行なう識別記号に
関する通告

2 この条約の原本は、事務総長に
寄託するものとし、事務総長は、
その認証原本を第二十七条に規
定する国に送付するものとする。

3 事務総長は、この条約が効力を
生じた時にこれを登録する権限を
有する。

以上の証拠として、下名の代表
は、その全権委任状を示し、それが
良好妥当であると認められた後、こ
の条約に署名した。

千九百四十九年九月十九日にジュ
ネーヴで、ひとしく正文である英語
及びフランス語により本書一通を作
成した。

アフガニスタン
アルバニア
アルゼンティン
オーストラリア
オーストリア
ヘルマン・ダーレン
ベルギー
F・ブロンディール
ボリヴィア
ブラジル
ブルガリア
ビルマ

白ロシア・ソヴィエト社会主義共
和国

カナダ

チリ

中国

コロンビア

コスタ・リカ

キューバ

チェコスロヴァキア

第二条一の規定に従い、この
条約の適用について附属書二を
排除して

V・オウトラタ

千九百四十九年十二
月二十八日

デンマーク

K・バンク

A・ブロムリアンデルセン
第二条一の規定に従つて
行なつたこの条約の適用に
ついて附属書一を排除する
旨の宣言を条件として

ドミニカ共和国

T・F・フランコ

第二条一の規定に従つて
この条約の適用について附
属書一及び附属書二を排除
する旨を宣言し、かつ、第
一条二の規定に關して總會
ですで行なつた留保を再
び附して

エクアドル

エジプト

A・K・サフワット
エル・サルヴァドル

エチオピア

フィンランド

フランス

リュシアン・ユベール
附属書六(4)の規定に關
し、フランス政府は、車両
による一の被牽引車のみの
牽引を認める旨及び分節車
両による被牽引車の牽引を
認めない旨を宣言する。

ギリシャ

グアテマラ

ハイチ

ホンデュラス

ハンガリー

アイスランド

インド

N・ラガヴァン・ピライ

第二条一の規定に従つて
行なつたこの条約の適用に
ついて附属書一及び附属書
二を排除する旨の宣言を条
件として

イラン

イラク

アイルランド

イスラエル

M・カハニ

M・ルバルスキー

イタリア

M・エンリコ・メリーニ

レバノン

(批准を条件として)

J・ミカウイ

リベリア

ルクセンブルグ

R・ロジュラン

メキシコ

オランダ

J・J・オトイェフアール

ニュージーランド

ニカラグア

ノールウェー

アクセル・ロニング

第二条一の規定に従つて
行なつたこの条約の適用に
ついて附属書一を排除する
旨の宣言を条件として

パキスタン

ペルー

フィリピン

ロドルフォ・マスログ
第二条一の規定に従つて
行なつたこの条約の適用に
ついて附属書二を排除する
旨の宣言を条件として

ポーランド

ポルトガル

ルーマニア

サウディ・アラビア

スウェーデン

イエスタ・ハル

第二条一の規定に従つて
行なつたこの条約の適用に
ついて附属書一を排除する
旨の宣言を条件として

スイス

ハインリッヒ・ロートムント

ロベール・ブリュメ

ポトル・ゴットレ

シリア

タイ

トランスジオルダン

トルコ

ウクライナ・ソヴィエト社会主義
共和国

南アフリカ連邦

H・ブリーニオン

第二条1の規定に従つて行なつたこの条約の適用について附属書一及び附属書二を排除する旨の宣言を条件として

ソヴィエト社会主義共和国連邦

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国

C・A・バーチネル

道路輸送及び自動車輸送に関する会議の最終議定書7(d)に掲げる第二十六条の規定に関する留保を条件とし、並びに第二条1の規定に従つて行なつたこの条約の適用について附属書一及び附属書二を排除する旨の宣言を条件として

アメリカ合衆国

ヘンリー・H・ケリー

ハーバート・S・フェアバンク

ク

ウルグアイ

ヴェネズエラ

イエメン

ユーゴスラヴィア

リュブ・コムネノヴィッチ

附属書一

自動車及び自転車の定義に関する追加規定

総排気量五十立方センチメートル(三・〇五立方インチ)以下の内燃機関を補助エンジンとして装備する自転車は、その構造において自転車のすべての本来の特性を保有する限り、自動車と認めないものとする。

附属書二

優先通行権

1 二の車両が、いずれの一方の道路も他方の道路に対して優先権を有しない二の道路から、同時に交差点に接近したときは、右側通行の国にあつては左方から接近する車両は、左側通行の国にあつては右方から接近する車両は、他方の車両を優先させなければならない。
2 優先権は、路面電車及び道路上の列車には適用しないことがある。

附属書三

国際交通における車両の登録番号

1 車両の登録番号は、数字又は数字及び文字から成るものとする。数字は、国際連合の文書に使用されるアラビア数字とし、文字は、ラテン文字とする。他の数字又は文字を使用するときは、前記の数字又は文字による表示を添えるものとする。
2 登録番号は、晴天の昼間において二十メートル(六十五フィート)の距離から識別することができるものでなければならない。
3 登録番号を特定の標板上に表示するときは、この標板は、車両の中心面に対して直角となるように、鉛直の又は鉛直に近い状態で固定しなければならない。登録番号を車両自体に固定し又は塗書するときは、その番号は、車両の後面の鉛直の又は鉛直に近い表面に固定し又は塗書しなければならない。

4 後面の登録番号は、附属書六に定めるとおりに照明しなければならない。

附属書四

国際交通における車両の識別記号

1 識別記号は、三字以内のラテン大文字から成るものとする。文字は、縦の長さが少なくとも八ミリメートル(三・一インチ)、太さが少なくとも十ミリメートル(〇・四インチ)のものとする。文字は、横長の楕円形の白地に黒色で塗書するものとする。
2 識別記号が三字から成るときは、楕円の大きさは、横の長さが少なくとも二百四十ミリメートル(九・四インチ)、縦の長さが少なくとも百四十五ミリメートル(五・七インチ)のものとする。識別記号の文字が三字より少ないときは、楕円の大きさは、横の長さが少なくとも百七十五ミリメートル(六・九インチ)、縦の長さが少なくとも百十五ミリメートル(四・五インチ)のものとする。

3 各国及び各領域の識別記号は、次のとおりとする。

オーストラリア	AUS	ジャマイカ	JK
ベルギー	B	ジョホール	JO
ベルギー領コンゴ	CB	ケダ	KD
ブルガリア	BG	ケランタン	KL
チリ	CH	ケニア	EAK
チェコスロヴァキア	CS	ラブアン	SS
デンマーク	DK	マラッカ	SS
フランス	F	マラヤ(ネグリ)	FM
アルジェリア、チュニス、モロッコ、フランス領インド	F	モンゴル	GBY
ザール	SA	モリシアス	MS
インド	IND	ナイジェリア	WAN
イラン	IR	北ローデシア	NR
イスラエル	IL	ニアサランド	NP
イタリア	IT	ペナン	SS
レバノン	RL	ペルリス	PS
ルクセンブルグ	LL	ウエルズレー州	SS
オランダ	NL	セイシエル	SY
ノールウェー	IN	シエラ・レオネ	WAL
フィリピン	PI	ソマリランド	SP
ポーランド	PL	南ローデシア	SR
スウェーデン	SS	スワジランド	SD
スイス	CH	タンガニカ	EAT
トルコ	TR	トレンガス	TU
南アフリカ連邦	ZA	トリニダード	TD
南アフリカ連邦連合王国	GB	ウガンダ	EAU
オーストラリア	GBA	ウインドワード諸島	WIG
ガーンジー	GBG	グレンダ	WV
ジャージー	GBJ	セント・ルシア	WL
アデン	ADN	セント・ヴィ	WV
バハマ	BS	セント・バル	EAZ
バスターランド	BL	アメリカ合衆国	USA
ベチアナランド	BP	ユーゴスラヴィア	YU
英領ホンデウラス	BH		
サイプラス	CY		
ガンビア	WAG		

識別記号をまだ通告していない国は、この条約の署名若しくは批准又はこれへの加入に際し、自国が選択した識別記号を国際連合事務総長に通告するものとする。

4 識別記号を特定の標板上に表示するときは、この標板は、車両の中心面に対して直角となるように、鉛直の又は鉛直に近い状態で固定しなければならない。識別記号を車両自体に固定し又は塗書するときは、その記号は、車両の後面の鉛直の又は鉛直に近い表面に固定し又は塗書しなければならない。

附属書五

国際交通における車両の証明記号

1 証明記号は、次のものから成る。

(a) 自動車については、

(i) 車両の製作者の名称又は商標

(ii) 車台又は車体(車台のない場合)につけた製作番号又は製作者の一連番号

(iii) 製作者が原動機に製作番号をつけるときは、その製作番号

(b) 被牽引車については、(a)(i)及び(ii)に掲げる事項又は権限のある当局が当該被牽引車に付与した証明記号

2 前記の証明記号は、見やすい場所につけられなければならない。また、識別が容易であり、かつ、容易に消し又は改変することができないものでなければならない。

附属書六

国際交通における自動車及び被牽引車の装置に関する技術上の条件

I 制動装置

(a) 二輪の自動車(側車付きのものを含む)以外の自動車の制動装置

自動車は、これを運行する上り又は下りの坂道において、いかなる積載状態においても有効に、安全に、かつ、迅速にその走行を制御し、及びこれを停止させることができる制動装置を備えなければならない。

制動装置は、一方の装置が作動しないときに他方の装置により妥当な距離内において車両を停止させることができる構造の二系統の装置により操作されるものでなければならない。

この附属書の適用上、これらの制動装置の一方を「常用制動装置」、他方を「駐車用制動装置」という。

駐車用制動装置は、運転者が不在の場合にも、機械的作用のみによつて、作動した状態に保持されることができなければならない。

いずれの制動装置も、車両の中心面の両側の対称な位置に取りつけられた車輪に制動力を及ぼすことができるものでなければならない。

制動面は、クラッチ、ギヤ・ボックス又はフリー・ホイールにより瞬間的に分離される場合以外は分離されることができない。

い方式により、常に車輪に接続させておかなければならない。

制動装置の少なくとも一方は、車輪に直接に取りつけられ、又は制動装置の機能を損ずるおそれのない部分を通じて取りつけられている制動面に作用することができなければならない。

(b) 被牽引車の制動装置

許容最大重量が七百五十キログラム(千六百五十ポンド)をこえる被牽引車は、車両の中心面の両側の対称な位置に取りつけられた車輪に作用し、かつ、半数以上の車輪に作用する少なくとも一系統の制動装置を備えなければならない。

この規定は、許容最大重量が七百五十キログラム(千六百五十ポンド)をこえないが、牽引する車両の空車状態における重量の二分の一をこえる被牽引車にも適用する。

許容最大重量が三千五百キログラム(七千七百ポンド)をこえる被牽引車の制動装置は、牽引する車両の常用制動装置を操作することにより作用させることができるものでなければならない。

許容最大重量が三千五百キログラム(七千七百ポンド)をこえない被牽引車の制動装置は、牽引する車両にその被牽引車が接近することにより作用するもの(慣性制動装置)とすることができる。

被牽引車の制動装置は、その被牽引車が連結を解かれているときに車輪の回転を防止することができなければならない。

ときに車輪の回転を防止することができなければならない。

制動装置を備える被牽引車は、走行中に分離したときにその被牽引車を自動的に停止させることができる装置を備えなければならない。

この規定は、二輪の宿営用被牽引車又は重量が七百五十キログラム(千六百五十ポンド)をこえる貨物用の軽量の被牽引車で、主連結装置のほかに鎖又はワイヤ・ロープの副連結装置を備えるものには、適用しない。

(c) 分節車両及び自動車と被牽引車との連結車両の制動装置

(i) 分節車両

(a) の規定は、分節車両にも適用する。許容最大重量が七百五十キログラム(千六百五十ポンド)をこえるセミトラは、牽引する車両の常用制動装置を操作することにより作用させることができる少なくとも一系統の制動装置を備えなければならない。

セミトラの制動装置は、さらに、そのセミトラが連結を解かれているときに車輪の回転を防止することができなければならない。

国内法令により要求されるときは、制動装置を備えるセミトラは、走行中に分離したときにそのセミトラを自動的に停止させることができる。

できる装置を備えなければならない。

(ii) 自動車と被牽引車との連結車両

自動車と一又は二以上の被牽引車との連結車両は、これを運行する上り又は下りの坂道において、いかなる積載状態においても有効に、安全に、かつ、迅速にその走行を制御し、及びこれを停止させることができる制動装置を備えなければならない。

(d) 二輪の自動車(側車付きのものを含む)の制動装置

二輪の自動車は、手又は足によつて操作することができ、有効に、安全に、かつ、迅速にその走行を制御し、及びこれを停止させることができる二系統の制動装置を備えなければならない。

II 灯火装置

(a) 二輪の自動車(側車付きのものを含む)以外の自動車ですたん地における速度が二十キロメートル(十二マイル)毎時をこえることができるものは、晴天の夜間においてその前方の道路を百メートル(三百二十五フィート)の距離まで十分に照明することができなければならない。

二個の白色又は黄色の走行灯を前面に備えなければならない。

(b) 二輪の自動車(側車付きのものを含む)以外の自動車ですたん地における速度が二十キロメートル(十二マイル)毎時をこえることができるものは、晴天

の夜間においてその前方の道路を三十メートル(百フィート)の距離まで、他の道路使用者(交通の方向のいかんを問わない)を眩惑させることなく、必要に応じ十分に照明することができ二個の白色又は黄色のすれ違い燈を前面に備えなければならぬ。

すれ違い燈は、他の道路使用者を眩惑させることのない照明が必要とされ又は義務づけられるすべての場合において、走行燈の代わり使用しなければならぬ。

(c) 二輪の自動車(側車付きのものを含む)は、(a)及び(b)の規定にそれぞれ適合する少なくとも一個の走行燈及び一個のすれ違い燈を備えなければならない。ただし、総排気量が五十立方センチメートル(三・〇五立方インチ)以下の原動機を有する二輪の自動車については、この義務を免除することができる。

(d) 二輪の自動車(側車付きのものを除く)以外の自動車は、二個の白色の車幅燈を前面に備えなければならない。これらの車幅燈は、晴天の夜間においてその前方五十メートル(五百フィート)の距離から確認することができ、ものでなければならぬ。ただし、他の道路使用者を眩惑させないものでなければならぬ。

これらの車幅燈の照明部のうち車両の中心面から最も遠い部分は、車両の最外側にできる限り

り近くなければならず、いかなる場合にも、その最外側から四百ミリメートル(十六インチ)以内になければならない。

車幅燈は、夜間、その使用が義務づけられているすべての場合において点燈していなければならない。また、すれ違い燈の照明部のいかなる部分も車両の最外側から四百ミリメートル(十六インチ)以内にならなければならない。

(e) 自動車及び連結車両の最後部にある被牽引車は、晴天の夜間においてその後方五十メートル(五百フィート)の距離から確認することができ、少なくとも一個の赤色燈を後面に備えなければならない。

(f) 自動車又は被牽引車の後面の登録番号は、晴天の夜間において後方二十メートル(六十フィート)の距離から識別しうるように照明されることができなければならない。

(g) 赤色の尾燈及び後面の登録番号燈は、車幅燈、すれ違い燈又は走行燈のいずれとも同時に点燈していなければならない。

(h) 二輪の自動車(側車付きのものを除く)以外の自動車は、二個の赤色の反射器(なるべく三角形以外の形のものを)を後面において両側の対称な位置に備えなければならない。それぞれの反射器の車両の外側に近い外縁は、車両の最外側にできる限り近くなければならず、いかなる

場合にも、車両の最外側から四百ミリメートル(十六インチ)以内になければならない。これらの反射器は、赤色の尾燈が前記の条件に適合する場合には、その赤色の尾燈に組み込むことができる。これらの反射器は、二個の走行燈により照明された場合、晴天の夜間において少なくとも四百メートル(三百二十五フィート)の距離から確認することができ、ものでなければならぬ。

(i) 二輪の自動車(側車付きのものを除く)は、一個の赤色の反射器(なるべく三角形以外の形のものを)で、(h)にいう確認についての条件に適合するものを、赤色の尾燈に組み込んで又は別個に、後面に備えなければならない。

(j) 被牽引車及び分節車両は、二個の赤色の反射器(なるべく三角形のもの)を後面において両側の対称な位置に備えなければならない。これらの反射器は、二個の走行燈により照明された場合、晴天の夜間において少なくとも四百メートル(三百二十五フィート)の距離から確認することができ、ものでなければならぬ。

反射器の形が三角形である場合には、その三角形は、一边が少なくとも百五十ミリメートル(六インチ)の正立の正三角形でなければならない。それぞれの反射器の車両の外側に近い頂点は、車両の最外側にできる限り

近くなければならず、いかなる場合にも、車両の最外側から四百ミリメートル(十六インチ)以内になければならない。

(k) 二輪の自動車以外の自動車及び連結車両の最後部にある被牽引車は、少なくとも一個の赤色又は橙色の制動燈を後面に備えなければならない。この制動燈は、自動車の常用制動装置を操作した際に点燈するものでなければならない。制動燈が赤色であり、かつ、赤色の尾燈に組み込まれ又はこれと兼用されているときは、その光度は、赤色の尾燈の光度より大きくなければならない。牽引する車両の制動燈の後方からの確認が可能であるような大きさの被牽引車又はセミトレーラは、制動燈を備えることを要しない。

(l) 自動車が方向指示器を備えているときは、その方向指示器は、次のいずれかのものでなければならない。

(i) 車両の両側から外方に突出する可動腕木で、その腕木が水平の位置にあるときは光度が変化しない橙色の燈火によつて照明されるもの

(ii) 車両の両側に取り付けられた橙色の燈火で、周期的に点滅し又は光度が増減するもの

(iii) 車両の前面及び後面の両側に取り付けられた燈火で、周期的に点滅し又は光度が増減

するもの。その燈火の色は、前面のものは白色又は橙色とし、後面のものは赤色又は橙色とする。

(m) 方向指示器を除くほか、いかなる燈火も、周期的に点滅し又は光度が増減するものであつてはならない。

(n) 車両が同一の目的に使用される二以上の燈火を備える場合には、それらの燈火は、同色のものでなければならない。側車付きの二輪の自動車における場合を除くほか、そのうちの二個は、車両の中心面に対して対称な位置になければならない。

(o) 二以上の燈火がそれぞれこのⅡの關係規定に適合するとき、それらの燈火を同一の燈火装置に組み込むことができる。その他の条件

(a) かじ取装置
自動車は、容易に、迅速に、かつ、確実に自動車を転回させることができる堅牢なかじ取装置を備えなければならない。

(b) 後写鏡
自動車は、運転者がその席から車両の後方の道路を確認することができ、そのような位置に、適当な大きさの少なくとも一個の後写鏡を備えなければならない。ただし、この規定は、二輪の自動車(側車付きのものを含む)には、適用しない。

(c) 警音器
自動車は、十分な音響を発する少なくとも一個の警音器を備えなければならない。ただし、

警告器は、ベル、鐘、サイレンその他不快な音響を発する装置であつてはならない。

(d) 窓ふき器

前面ガラスを有する自動車は、運転者が常に操作していかなくても作用する有効な少なくとも一個の窓ふき器を備えなければならぬ。ただし、この規定は、二輪の自動車(側車付きのものを含む)には、適用しない。

(e) 前面ガラス

前面ガラスは、変質しない、透明な、かつ、破壊の際にも鋭利な破片を生じない物質を用いたものでなければならず、また、これを通して見る物体が変形して見えるものであつてはならない。

(f) 後退装置

空車状態における重量が四百キログラム(九百ポンド)をこえる自動車は、運転者席から操作される後退装置を備えなければならない。

(g) 消音器

自動車は、過度の又は異常な音響を防止するため、継続的に作用する消音器で運転者が運転中にその作用を中断させることができないものを備えなければならない。

(h) タイヤ

自動車及びその被牽引車の車輪には、空気入りタイヤ又はこ

れと同程度の弾性を有するタイヤを取りつけなければならない。

(i) 斜面における車両の暴走を防止するための器具

許容最大重量が三千五百キログラム(七千七百ポンド)をこえる自動車は、山岳地方を通行するにあたり、その山岳地方が存在する国における国内法令の定めに従い、車輪止めその他車両が前方又は後方に暴走することを防ぐための器具を備えなければならない。

(j) 一般規定

(i) 自動車の機械装置又は附属品は、可能である限り、火災又は爆発の危険がなく、有害なガス又は不快な臭気を発散せず、騒音を生ぜず、また、衝突の際に危険をもたらさないものでなければならない。

(ii) 自動車は、運転者が、安全に運転することができるときに、前方及び左右を十分に確認することができるよう構造を有しなければならない。

(iii) 制動装置及び燈火装置に関する規定は、制動装置、燈火及び反射器についての登録国の国内法令に適合する身体障害者用車両には、適用しない。この国の規定の適用上、「身体障害者用車両」とは、空車状態における重量が三百キログラム(七百ポンド)をこえず、速度が三十キロメートル(十九マイル)毎時をこえない自動車であつて、身体上の欠陥又は機能障害がある者が使用するように特に設計され、製作され(単に改造されることを含まない)、かつ、本来そのようなる者により使用されるものをいう。

IV

連結車両

(a) 連結車両は、牽引する車両及び一又は二の被牽引車で構成することができる。分節車両は、一の被牽引車を牽引することができる。ただし、分節車両を人の輸送に用いるときは、その分節車両が牽引する被牽引車は、二以上の車軸を有するものであつてはならず、また、人の輸送に用いられなければならない。

(b) もっとも、締約国は、車両による一の被牽引車のみを牽引する旨及び分節車両による被牽引車の牽引を認めない旨を表明することができる。締約国は、また、分節車両を人の輸送に用いることを認めない旨を表明することができる。

V

暫定規定

この附属書のI、II及びIII(e)の規定は、この条約の効力発生後二年を経過した後に最初の登録を行なつた自動車及びこれによつて牽引される被牽引車に適用する。この条約の効力発生後二年を経過す

る前に最初の登録を行なつた自動車及び被牽引車については、これらの規定は、この条約の効力発生後五年を経過した後に適用する。それまでの間は、次の規定を適用する。

(a) 自動車は、相互に独立した二系統の制動装置を備え、又は二つの独立した操作装置を有する一系統の制動装置であつて、その一方の操作装置が作用しない場合にも他方の操作装置が作用するものを備えなければならない。これらの制動装置は、いかなる場合にも、十分有効に、かつ、迅速に作用するものでなければならない。

(b) 自動車は、単独で通行する場合には、日没から夜を通じて、前面に少なくとも二個の白色燈を、一個は右側に、一個は左側に備え、及び後面に一個の赤色燈を備えなければならない。

(c) 自動車は、その前方の道路を十分な距離まで有効に照明することができ、一又は二以上の装置を備えなければならない。ただし、前記の二個の白色燈がこの条件を満たす場合は、この限りでない。

ることができ、車両については、この距離は、百メートル(三百二十五フィート)未満であつてはならない。

(d) 眩惑効果を有する燈火は、他の道路使用者と行き違ひ場合又は眩惑効果の除去が有用である場合に眩惑効果を除去するための装置を備えなければならない。ただし、眩惑効果を除去した場合にも、道路は、少なくとも二十五メートル(八十フィート)の距離まで十分に照明されなければならない。

(e) 被牽引車を牽引する自動車は、前面の燈火に関する限り、単独の自動車に適用される規定と同一の規定に従わなければならない。当該被牽引車は、後面に赤色の尾燈を備えなければならない。

附属書七

国際交通における車両の寸法及び重量

1 この附属書は、第二十三条の規定に従つて指定される道路に適用する。

2 前記の道路においては、許容最大寸法及び許容最大重量は、車両が積車状態にあると空車状態にあるとを問はず、次のとおりとする。ただし、車両は、登録国の権限のある当局が宣言した最大積重量をこえて積載してはならない。

(a)	全幅	メートル	フィート	五	六	一八・七五	一九	二〇	四二・五六〇
(b)	全高	二・五〇	八・二〇	一	二	二〇	二一	二二	四三・四〇〇
(c)	全長	三・八〇	一二・五〇	六	七	二〇・〇〇	二二	二三	四五・〇八〇
(d)	二の車軸を有する貨物用車両	一〇・〇〇	三三・〇〇	六	七	二〇・〇〇	二二	二三	四五・九二〇
(e)	二の車軸を有する乗用車両	一一・〇〇	三六・〇〇	七	八	二一・二五	二四	二五	四六・七六〇
(f)	三以上の車軸を有する車両	一一・〇〇	三六・〇〇	七	八	二一・二五	二五	二六	四七・六〇〇
(g)	分節車両	一四・〇〇	四六・〇〇	七	八	二一・二五	二六	二七	四八・四四〇
(h)	被牽引車が一台の連結車両(注1)	一八・〇〇	五九・〇〇	八	九	二二・五〇	二八	二九	四九・二八〇
(i)	被牽引車が二台の連結車両(注1)	二二・〇〇	七二・〇〇	八	九	二二・五〇	二九	三〇	五〇・一二〇
(j)	注1 連結車両に関する附属書六IVの規定は、この附属書に掲げる連結車両にも適用する。								五〇・九六〇
(k)	許容最大重量	メートル・トン	ポンド	九	一〇	二三・七五	三〇	三一	五一・八〇〇
(l)	最大荷重の車軸につき(注2)	八・〇〇	一七・六〇〇	九	一〇	二三・七五	三一	三二	五二・六四〇
(m)	注2 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一〇	一一	二五・〇〇	三二	三三	五三・四八〇
(n)	最大荷重のタンデム車軸群(一群中の二の車軸の間隔が一・〇〇メートル(四〇インチ)以上二・〇〇メートル(七フィート)未満のもの)につき	一四・五〇	三三・〇〇〇	一	二	二六・二五	三三	三四	五四・三二〇
(o)	注1 連結車両に関する附属書六IVの規定は、この附属書に掲げる連結車両にも適用する。			一	二	二六・二五	三四	三五	五五・一六〇
(p)	注2 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(q)	注3 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(r)	注4 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(s)	注5 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(t)	注6 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(u)	注7 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(v)	注8 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(w)	注9 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(x)	注10 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(y)	注11 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(z)	注12 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(aa)	注13 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(ab)	注14 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(ac)	注15 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(ad)	注16 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(ae)	注17 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(af)	注18 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(ag)	注19 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(ah)	注20 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(ai)	注21 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(aj)	注22 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(ak)	注23 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(al)	注24 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(am)	注25 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(an)	注26 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(ao)	注27 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(ap)	注28 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(aq)	注29 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(ar)	注30 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(as)	注31 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(at)	注32 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(au)	注33 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(av)	注34 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(aw)	注35 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(ax)	注36 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(ay)	注37 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(az)	注38 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(ba)	注39 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(bb)	注40 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(bc)	注41 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(bd)	注42 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(be)	注43 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(bf)	注44 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(bg)	注45 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(bh)	注46 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(bi)	注47 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(bj)	注48 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(bk)	注49 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(bl)	注50 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(bm)	注51 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(bn)	注52 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(bo)	注53 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(bp)	注54 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(bq)	注55 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(br)	注56 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(bs)	注57 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(bt)	注58 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(bu)	注59 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(bv)	注60 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(bw)	注61 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(bx)	注62 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(by)	注63 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(bz)	注64 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(ca)	注65 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(cb)	注66 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(cc)	注67 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(cd)	注68 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(ce)	注69 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(cf)	注70 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(cg)	注71 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(ch)	注72 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(ci)	注73 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(cj)	注74 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(ck)	注75 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(cl)	注76 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(cm)	注77 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(cn)	注78 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(co)	注79 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(cp)	注80 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(cq)	注81 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(cr)	注82 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(cs)	注83 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(ct)	注84 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(cu)	注85 車軸に加わる荷重とは、車両の外側に達する一・〇〇メートル(四〇インチ)の間隔の二の平行な横断鉛直面の間に中心があるすべての車輪を通じて道路に加わる重量の総体をいうものとする。			一	二	二六・二五	三五	三六	五六・〇〇〇
(cv)	注86 車軸に加わる荷重とは								

一八〇	一九〇	三五・〇〇	五八〇	五九〇	七五、三二〇
一九〇	二〇〇	三六・二五	六〇〇	六一〇	七六、一六〇
			六二〇	六三〇	七七、〇〇〇
			六四〇	六五〇	七七、八四〇
			六六〇	六七〇	七八、六八〇
			六八〇	六九〇	七九、五二〇
			七〇〇	七一〇	八〇、三六〇

(iv) 国際交通を認められた車両に關し、印に掲げる表のメートル法単位で表示される許容最大重量と異なるときは、その二の數値のうち大きい方の數値をとるものとする。

3 締約国は、2の表に掲げる數値をこえる許容最大重量を設定する地域の協定を締結することができる。ただし、最大荷重の車軸の許容最大重量は、十三メートル・トン(二万八千六百六十ポンド)をこえないことが望ましい。

4 締約国は、この附屬書の適用を受ける道路を指定する場合において、その道路が次のような道路であるときは、その道路における交通について暫定的に許容される最大寸法及び最大重量を明示しなければならない。

(a) この附屬書において許容された寸法又は重量の車両の通行を制限している渡船施設、トンネル又は橋を有する道路

(b) その性質又は状況により前記の車両の通行を制限する必要がある道路

5 締約国又はその下部機構は、寸法又は重量がこの附屬書に定める最大寸法又は最大重量をこえる車両又は連結車両について、交通の特別許可を与えることができる。

6 締約国又はその下部機構は、この附屬書の適用を受けるいずれかの指定道路が、破損又は豪雨、降雪、雪解けその他好ましくない氣象状況のため、通常許容される重量の車両によつて著しく損壞されるおそれがあるときは、一定期間を限り、その指定道路における自動車の通行を制限し若しくは禁止し、又はその道路を通行する車両の重量を制限することができる。

附屬書八

国際交通において自動車の運転者が満たすべき条件

第二十四条に規定する条件に従つて自動車を運転することができるための最低年齢は、十八歳とする。

もつとも、締約国又はその下部機構は、他の締約国が十八歳未満の者に対して発給した二輪の自動車又は身体障害者用車両のみに係る運転免許証を認めることができる。

附屬書九

運転免許証の様式

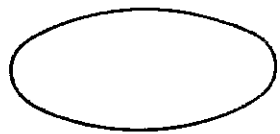
寸法 縦一〇五ミリメートル
横七四ミリメートル

色彩 淡紅色

- 1 運転免許証は、発給国の法令で定める言語で作成する。
- 2 運転免許証の「運転免許証」という標題は、1に規定する言語で記載し、かつ、フランス語による訳語“Permis de conduire”を併記する。
- 3 記入事項は、ラテン文字又はいわゆる英國風の筆記体文字で記載する。他の文字を使用するときは、前記のいずれかの文字による記載を添えるものとする。
- 4 発給国の権限のある当局が附記する事項は、国際交通には、適用しない。
- 5 楕円形の中には、附屬書四に定める識別記号を記入する。

外側のページ

国 名



運 転 免 許 証

この運転免許証で運転することができる車両	
A	二輪の自動車(側車付きのものを含む)。身体障害者用車両及び空車状態における重量が400キログラム(900ポンド)をこえない三輪の自動車
B	乗用に供され、運転者席のほかに8人分をこえない座席を有する自動車又は貨物輸送の用に供され、許容最大重量が3,500キログラム(7,700ポンド)をこえない自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。
C	貨物輸送の用に供され、許容最大重量が3,500キログラム(7,700ポンド)をこえる自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。
D	乗用に供され、運転者席のほかに8人分をこえない座席を有する自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。
E	運転者が免許を受けたB、C又はDの自動車に軽量の被牽引車以外の被牽引車を連結した車両

内側のページ

発給国の権限のある当局の備考欄(定期更新を含む。)

車両の「許容最大重量」とは、運行することができる状態にある車両の重量及びその最大積載量の和をいう。

「最大積載量」とは、車両の登録国の権限のある当局が宣言した積載物の重量の限度をいう。

「軽量の被牽引車」とは、許容最大重量が750キログラム(1,650ポンド)をこえない被牽引車をいう。

1. 姓	住所の変更
※	
2. 名	
※※	
3. 生年月日及び出生地	年月日
	署名
4. 住所	
	年月日
	署名
5. 発給当局	
6. 発給地	年月日
7. 有効期限	署名
第 号	
当局の署名	発給国の権限のある当局が附記する事項

※ 父又は夫の姓を併記することができる。

※※ 又は発給当日におけるおおよその年齢

※※※ 判明している場合

※※※※ 又は所持者のば印

昭和三十九年四月十五日 参議院會議録第十七号(その二) 道路交通に関する条約

附屬書十

国際運転免許証の様式

寸法 縦一四八ミリメートル

横一〇五ミリメートル

色彩 表紙 灰色

各ページ 白色

第一ページ及び第二ページは、発給国の一又は二以上の国語で作成する。

最終ページは、フランス語で作成する。

国際運転免許証の追補ページには、最終ページの第一部の本文を他の言語で記載する。追補

ページは、次の言語で作成する。

(a) 発給国の法令で定める言語

(b) 国際連合の公用語

(c) 発給国が任意に選択する最大限六のその他の言語

運転免許証の各国の言語による本文については、各政府が、自国の言語による公定訳文を国際

連合事務総長に通知するものとする。

記入事項は、ラテン文字又はいわゆる英国風の筆記体文字で記載する。

第一ページ(表紙)

(国名)

国際自動車交通
国際運転免許証

.....の道路交通に関する条約

発給地.....

発給年月日.....



当局の署名若しくはシール

又は

当局から権限を与えられた団体の署名若しくはシール

第二ページ(表紙の裏面)

この運転免許証は、すべての締約国の領域(これを発給する締約国の領域を除く。)において、発給の日から一年間、この運転免許証の最終ページにおいて特定する種類の車両の運転について有効とする。

[締約国名表(任意)のための空欄]

この運転免許証は、その所持者が自己の旅行する各国において施行されている居住又は職業に関する法令を遵守する義務にいかなる影響をも及ぼさないものとする。

(第 二 部)

1
2
3
4
5

A
シール又は
スタンプ

B
シール又は
スタンプ

C
シール又は
スタンプ

D
シール又は
スタンプ

E
シール又は
スタンプ

写真

所持者の署名 ※※※※※

除外
(国名)

I
II
III
IV
V
VI
VII
VIII

最終ページ

(第 一 部)

運転者に関する事項	姓 名 ※ 1 出生地 ※ 2 生年月日 ※ 3 住 所 ※ 4 5
この運転免許証で運転することができる車両	
二輪の自動車 (側車付きのものを含む。)、身体障害者用車両及び空車状態における重量が400キログラム (900 ポンド) をこえない三輪の自動車	A
乗用に供され、運転者席のほかに8人分をこえない座席を有する自動車又は貨物輸送の用に供され、許容最大重量が3,500キログラム (7,700 ポンド) をこえない自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。	B
貨物輸送の用に供され、許容最大重量が3,500キログラム (7,700 ポンド) をこえる自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。	C
採用に供され、運転者席のほかに8人分をこえる座席を有する自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。	D
運転者が免許を受けたB、C又はDの自動車に軽量の被牽引車以外の被牽引車を連結した車両	E

車両の「許容最大重量」とは、運行することができる状態にある車両の重量及びその最大積載量の和をいう。
「最大積載量」とは、車両の登録国の権限のある当局が宣言した貨載物の重量の限度をいう。
「軽量の被牽引車」とは、許容最大重量が750キログラム (1,650ポンド) をこえない被牽引車をいう。

除外	除外 (I-種のみ)
この運転免許証の所持者は、..... (国名) における運転を次の理由により禁止される。	
当商のシール又はスタンプ 場所..... 年月日..... 署名.....	
上の欄がすでに使用されているときは、他の除外欄を使用するものとする。	

※ 父又は夫の姓を併記することができる。
※※ 判明している場合
※※※ 又は発給当日におけるおよその年齢
※※※※ 又は所持者のほ印

昭和三十九年四月十五日 参議院會議録第十七号(その二) 道路交通に関する条約

四七三

昭和三十九年四月十五日 参議院會議録第十七号(その二) 自家用自動車の一時期輸入に関する通関条約

自家用自動車の一時期輸入に関する通関条約

締約国は、国際旅行の発展を容易にすることを希望し、

千九百四十九年八月二十三日から九月十九日までジュネーブで開催された道路輸送及び自動車輸送に関する国際連合会議により採択され、千九百四十九年九月十九日にジュネーブで署名のため開放された道路交通に関する条約の目的を考慮して、条約を締結することに決定し、次の規定を協定した。

第一章 定義

第一条

この条約の適用上、

(a) 「輸入税」とは、関税その他輸入を理由として課されるすべての租税をいう。

(b) 「車両」とは、文脈により異なる意味に解釈しなければならぬ場合を除くほか、すべての自動車(原動機付自転車を含む。)及び被牽引車(自動車とともに輸入されると別個に輸入されることを問わない。)並びにこれらとともに輸入される場合におけるその部分品並びに通常の付属品及び備品をいう。

(c) 「自家用」とは、報酬、謝礼その他の物質的利益を得て行なう人の輸送及び有償又は無償で行なう産業上又は商業上の貨物の輸送を含まない。

(d) 「一時輸入書類」とは、輸入税の保証又は供託がされていることを示す通関用の書類をいう。

(e) 「者」とは、文脈により異なる場合を除くほか、自然人及び法人をいう。

第二章

輸入税の徴収並びに輸入禁止及び輸入制限の適用を受けない輸入

第二条

1 各締約国は、その領域外に通常居住する者が所有する車両であつて、その所有者又は当該領域外に通常居住する他の者が当該領域を一時的に訪れる際に自家用として輸入し、かつ、使用するものにつき、再輸出すること及びこの条約に定める他の条件に従うことを条件として、輸入税の徴収並びに輸入禁止及び輸入制限の適用を受けない一時輸入を認めるとする。

2 前記の車両については、第二十七条七条の四の規定に従うことを条件として、輸入税の納付及び関税関係法規の違反に対する課徴金が課された場合におけるその納付を保証する一時輸入書類によつて担保が行なわれるものとする。

第三条

一時輸入を認められる車両の通常の燃料タンク内にある燃料については、輸入税の徴収並びに輸入禁止及び輸入制限の適用を受けない輸入が認められるものとする。この場合において、通常の燃料タンクとは、当該車両の型式に適合するように製作

者によつて設計された燃料タンクをいうものと了解される。

第四条

1 すでに一時輸入を認められた特定の車両の修理のために輸入される部分品については、輸入税の徴収並びに輸入禁止及び輸入制限の適用を受けない一時輸入が認められるものとする。締約国は、これらの部分品について一時輸入書類による担保を提供することを要求することができる。

2 取り替へられた部分品で再輸出されないものに対しては、輸入税が課されることがあるものとする。ただし、当該締約国の法令に従つて、それらの部分品が無償で国庫に引き渡され、又は当局の監督の下に当事者の費用で滅却される場合は、この限りでない。

第五条

一時輸入書類の用紙及び国際交通に関する書類の用紙であつて、これらの用紙が輸入される国に居住する者で他の国への入国を希望するものに発給されるため、権限を与えられた旅行関係団体に対して他の国のこれに対応する団体、国際団体又は締約国の税関当局から送付されるものについては、輸入税の徴収並びに輸入禁止及び輸入制限の適用を受けない輸入が認められるものとする。

第三章 一時輸入書類の発給

第六条

1 各締約国は、自国が定める保証があり、かつ、自国が定める条件が

満たされているときは、国際団体に加盟している団体その他の団体に對し、この条約に定める一時輸入書類を直接に又は対応する団体を通じて発給する権限を与えることができる。

2 一時輸入書類は、一の国(又は関税領域)について、又は二以上の国(又は関税領域)について効力を有するものとする。締約国は、この国(又は関税領域)について効力を有するものとする。締約国は、この国(又は関税領域)について効力を有するものとする。

3 一時輸入書類の有効期間は、発給の日から一年をこえてはならない。

第七条

1 すべての締約国又は二以上の締約国の領域について効力を有する一時輸入書類は、「通関手帳」というものとし、その様式は、この条約の附屬書一に定める標準様式に合致するものでなければならない。

2 通関手帳が一又は二以上の領域について効力を有しないときは、発給団体は、当該通関手帳の表紙及び輸入証券にその旨を表示しなければならない。

3 一の締約国の領域についてのみに効力を有する一時輸入書類は、この条約の附屬書二又は附屬書三に定める標準様式のいずれに合致するものとする。締約国は、また、その法令に従つて他の輸入書類を用いることができる。

4 権限を与えられた団体が第六条に定めるところにより発給する一時輸入書類を除くほか、一時輸入書類の有効期間は、各締約国が自国の法令に従つて定めるものとする。

5 各締約国は、要請があつたときは、自国の領域について効力を有する一時輸入書類(この条約の附屬書に定める様式の一時期輸入書類を除く。)のひな形を他の締約国に提供しなければならない。

第四章 一時輸入書類の記載事項

第八条

権限を与えられた団体が発給する一時輸入書類は、一時輸入を認められる車両を所有する者又はこれを占有し若しくは管理する者の名義で作成するものとする。ただし、当該車両が貸貸されたものである場合には、前記の一時期輸入書類は、賃借人の名義で作成するものとする。

第九条

1 一時輸入書類に記載する重量は、車両の正味の重量とする。この重量は、メートル法で表示するものとする。一の国についてのみ効力を有する一時輸入書類の場合には、その国の税関当局は、メートル法以外の方式を使用するものと定めることができる。

2 一の国についてのみ効力を有する一時輸入書類に記載する価値は、その国の通貨の単位で表示するものとする。通関手帳に記載する価値は、当該通関手帳が発給される国の通貨の単位で表示するものとする。

3 車両の通常の備品である物品及び工具は、一時輸入書類に特に記載することを要しない。

4 税関当局の要求があるときは、車両の部分品（車輪、タイヤ、チューブ等）及び通常の備付品と認められない附屬品（ラジオ受信機、別個の一時輸入書類によつて申告されない被牽引車、附屬の荷物等）は、必要な事項（重量、価額等）とともに一時輸入書類に記載しなければならず、また、その国から輸出する際に提示しなければならない。

第十条

発給団体が一時輸入書類に記載したい事項も、その発給団体又は保証団体の承認を得た場合を除くほか、訂正することができない。一時輸入書類により輸入国における通関が行なわれた後は、当該通関手続を行なつた税関当局の同意がない限り、その一時輸入書類にいかなる訂正を加えることができない。

第十一条

1 一時輸入書類による担保の下に輸入された車両は、その一時輸入書類の名義人から正当に許可を与えられた第三者が自家用として使用することができる。ただし、その第三者は、輸入国の領域外に通常居住しており、かつ、この条約に定める他の条件を満たしている者でなければならない。締約国の税関当局は、そのような第三者が当該一時輸入書類の名義人から正当に許可を与えられており、かつ、前記の条件を満たしていることの証明を要求する権利を有する。証明が十分であると認められないときは、税関当局は、自国において前記の車両を当該一時輸入書類による

担保の下に使用することを認めないことができる。各締約国は、車両が貸貸されたものである場合において、当該車両の輸入の際に一時輸入書類の名義人が立ち会ふことを要求することができる。

2 1の規定にかかわらず、締約国の税関当局は、特別の事情があり、かつ、その税関当局が認める条件が満たされているときは、輸入国に通常居住する者が一時輸入書類による担保の下に運行されている車両を運転することを、その者が一時輸入書類の名義人のために又はその名義人の指示に基づいて運転する場合に特に、認めることができる。

第五章 一時輸入の条件

第十二条

1 一時輸入書類に記載された車両は、輸入された時の状態と同一の状態（通常の損耗を考慮に入れたものとする。）において、その一時輸入書類の有効期間内に再輸出されなければならない。車両が貸貸されたものである場合には、締約国の税関当局は、一時輸入を認め、た国から貸借人が出国する際にその車両が再輸出されることを要求する権利を有する。

2 再輸出の証明は、当該車両の一時輸入を認めた国の税関当局が正規の手続に従つて一時輸入書類に施す輸出証印によつて行なわれる。

第十三条

1 著しく損傷を受けた車両は、その損傷が確認された事故によるものである場合には、第十二条に定める再輸出の義務にかかわらず、再輸出を要求されないものとする。ただし、当該車両については、税関当局が要求するところに従ひ、次のいずれかの措置が執られなければならない。

(a) 相当する輸入税の納付
(b) 一時輸入を認めた国の国庫への無償の引渡し
(c) 税関当局の監督の下に行なう当事者の費用による滅却

2 一時輸入を認められた車両が差押え（私人の訴えに基づく差押えを除く。）を受けているために再輸出することができない場合には、その差押えの期間中は、一時輸入書類の有効期間内に再輸出する義務は、履行することを要しない。

3 保証団体が保証した一時輸入書類による担保の下に輸入された車両が税関当局により又は税関当局のために差押えられた場合には、その税関当局は、できる限り、その差押えについてその保証団体に通告しなければならず、また、執ろうとする措置についてその保証団体に通報しなければならない。

第十四条

一時輸入書類による担保の下に一の締約国の領域内に輸入された車両を報酬、謝礼その他の物質的利益を得てその領域内における輸送に用いることは、付随的に行なう場合であっても、許されないものとする。

第十五条

一時輸入の便益を享受する者は、税関当局が要求する場合には通過（輸入及び輸出をいう。）のつとをその通過の確認（関係税関職員が証印を施すことによつて行なうものとする。）を受けることを条件として、一時輸入書類の有効期間中、その一時輸入書類により担保される車両を必要回数だけ輸入することができ、もつとも、一時輸入書類は、一の旅行に限り有効なものとすることができ。

第十六条

通過のつと切り取る証印がついていない一時輸入書類が用いられる場合には、最初の輸入と最終的な輸出との間において税関職員が施す証印は、仮のものとする。ただし、最後の証印が仮の輸出証印である場合には、その証印は、一時輸入を認められた車両又は部分品の再輸出の証印として認められるものとする。

第十七条

通過のつと切り取る証印がついていない一時輸入書類が用いられる場合には、輸入の確認は、それぞれの場合同じにおいて、その一時輸入書類による通関が行なわれたことを意味し、その後の輸出の確認は、第十八条ただし書に規定する場合を除くほか、それぞれの場合同じにおいて、その一時輸入書類に關し、最終的な免責がされたことを意味するものとする。

第十八条

一の国の税関当局が一時輸入書類に關し、最終的に、かつ、無条件で免責をした場合には、その税関当局は、保証団体に對し、輸入税の納付を要求することができない。ただし、その免責の証明が不正に又は詐偽により取得されたものである場合は、この限りでない。

第十九条

この条約に定める条件に従つて用いられる一時輸入書類に対する証印であつて、税関事務所又はその支所の正規の執務時間中に施されるものについては、税関手数料の納付を要しないものとする。

第六章 一時輸入書類の有効期間の延長及びその更新

第二十条

一時輸入を認められた車両が許された期限までに再輸出された旨の証明がない事実、その車両が一時輸入書類の有効期間の満了の日から十四日以内に再輸出のために税関当局に提示され、かつ、再輸出の遅滞について正当な理由が示されたときは、考慮されないものとする。

第二十一条

各締約国は、他の締約国がこの条約の附屬書四に定める手続に従つて認めた通関手帳の有効期間の延長を有効なものとして認めなければならない。

第二十二条

1 一時輸入書類の有効期間の延長の申請は、これを行なうことが不可抗力により不可能である場合を除くほか、当該一時輸入書類の有効期間の満了前に、権限のある税関当局に提出されるものとする。権限を与えられた団体が一時輸入書類を発給した場合には、その有効期間の延長の申請は、その一時輸入書類を保証する団体により提出されるものとする。

2 一時輸入を認められた車両又は部分品を許された期限までに再輸

出することが不可抗力によつて妨げられてゐることを当事者が税関当局に対して十分に証明することが出来る場合には、当該車両又は部分品の再輸出の期限につき、必要な延長が認められるものとする。

第二十三条

各締約国は、その領域内への一時輸入を認められた車両及び部分品に關し、一時輸入の条件が満たされてゐる限り、自国が必要と認める規制の下に、権限を与えられた団体が発給した一時輸入書類の更新を認めるものとする。更新の申請は、保証団体に提出されるものとする。

第七章 一時輸入書類の調整

第二十四条

1 一時輸入書類に關し、正規の手續に従つて免責がされてゐない場合において、公の機関(領事、税関、警察、市長、裁判所職員等)によりこの条約の附屬書五に定める標準様式に従つて発給される証明書で、当該車両又は部分品がその機関に提示されたこと及びそれらが輸入国の領域外にあることを証明するものが提出されたときは、輸入国の税関当局は、その一時輸入書類の有効期間が満了してゐるといふにかかわらず、その証明書を当該車両又は部分品の再輸出の証拠として認めるものとする。その税関当局は、また、その他の文書で当該車両又は部分品が輸入国の領域外にあることを証明するものを証拠として認めることができる。一時輸入書類(通関手帳を除く)の有効期間が満了してゐない場合には、当該一時輸

入書類は、前記の証拠と同時に提出されなければならない。通関手帳の場合には、その後に入国する国の税関当局が当該通関手帳に施す証印を当該車両又は部分品の再輸出の証拠とする。

2 再輸出されてゐる車両又は部分品に關する一時輸入書類であつて、それによつて、正規の手續に従つて免責がされてゐないものが著しく損傷し、亡失し、又は盗まれた場合には、公の機関(領事、税関、警察、市長、裁判所職員等)によりこの条約の附屬書五に定める標準様式に従つて発給される証明書で当該車両又は部分品がその機関に提示されたこと及びそれらが一時輸入書類の有効期間の満了の日の後に輸入国の領域外にあることを証明するものが提出されたときは、輸入国の税関当局は、その証明書を再輸出の証拠として認めるものとする。その税関当局は、また、その他の文書で当該車両又は部分品が輸入国の領域外にあることを証明するものを証拠として認めることができる。

3 車両又は部分品が一の締約国の領域内にある間にこれらに係る通関手帳が著しく損傷し、亡失し、又は盗まれた場合には、関係団体の申請があつたときは、その国の税関当局は、その通関手帳の有効期間の満了の日に有効期間が満了する再発給通関手帳の効力を認めるものとする。再発給通関手帳の効力が認められたときは、その著しく損傷し、亡失し、又は盗まれた通関手帳は、効力を失ふ。

再発給通関手帳に代えて輸出許可書又はこれに類似する書類が車両又は部分品の再輸出のために発給された場合には、その輸出許可書又は書類に施された輸出証印は、再輸出の十分な証拠とされるものとする。

4 一時輸入を認めた国から再輸出された後盗まれた車両について一時輸入書類上に正規の手續に従つた輸出の確認がされておらず、かつ、その後訪れた国の税関当局による輸入証印がない場合において、保証団体がその一時輸入書類を、十分と認められる盗難の証拠とともに、提出するときは、その一時輸入書類については、正規の手續に従つた輸出の確認がされたものとする。当該一時輸入書類の有効期間が満了してゐないときは、税関当局は、その引渡しを要求することができる。

第二十五条

第二十四条の規定を適用した場合において、税関当局は、調整手数料を徴収する権利を有するものとする。

第二十六条

税関当局は、一時輸入書類に關し、免責がされてゐない旨をその一時輸入書類の有効期間の満了の日から一年以内に保証団体に通告しなかつた場合には、一時輸入を認められた車両又は部分品に係る輸入税の納付を保証団体に要求する権利を有しないものとする。

第二十七条

1 保証団体は、一時輸入書類に關し、免責がされてゐない旨を通告

された日から一年の期間内においては、この条約に定める条件に従つて当該車両又は部分品の再輸出の証拠を提出することができる。

2 保証団体は、1の期間内に前記の証拠を提出しない場合には、納付すべき輸入税を直ちに供託し、又は仮に納付するものとする。このように供託された又は納付された輸入税は、供託又は仮納付の日から一年の期間の経過後に、確定的に納付されたものとなる。保証団体は、供託又は仮納付の日から一年の期間内においても、その供託された又は納付された金額の返還を受けるため、1に規定する証拠の提出を行ふことができる。

3 輸入税の供託又は仮納付の制度を有しない国については、2の規定に従つて納付された輸入税は、確定的に納付されたものとみなす。ただし、納付された金額は、この条に定める条件が満たされた場合には払いもどされるものと了解される。

4 一時輸入書類に關し、免責がされてゐない場合には、保証団体は、再輸出されない車両又は部分品に係る輸入税の総額(遅延利息を付する場合に、これを含む)をこえる金額を納付することを要求されることはない。

第二十八条

詐欺、違反又は濫用が行なわれた場合には、締約国は、この条約の規定にかかわらず、一時輸入書類を用いる者に対し、免除を受けた輸入税を徴収するための手續及びその者をその服すべき刑罰に処するための手

続を執ることが出来る。この場合において、保証団体は、税関当局に対し、援助を提供しなければならぬ。

第八章 雜則

第二十九条

締約国は、国際旅行の発展を妨げる結果をもたらすおそれがある通関手續を採用しないように努めなければならない。

第三十条

隣接する締約国は、通関手續を迅速にするため、相互に、税関事務所又はその支所を近接して設置し、かつ、その執務時間を同一にするように努めなければならない。

第三十一条

この条約の規定に対する違反、すり換え、虚偽の申告又はなんらかの行為であつて、これにより、いずれかの者又は物品がこの条約に定める輸入方式の利益を不当に受けることとなるものが行なわれた場合には、当該行為が行なわれた国において、行為者をその国の法令の定めるところに従つて刑罰に処することができる。

第三十二条

この条約のいかなる規定も、関税同盟又は経済同盟を構成する締約国がその同盟の構成国の居住者に適用される特別の規則を制定することを妨げるものではない。

第九章 最終規定

第三十三条

1 この条約は、すべての国際連合加盟国並びに千九百五十四年五月及び六月にニューヨークで開催された自家用自動車の一時期輸入及

び観光旅行のための通関手続に關する國際連合會議(以下「國際連合會議」という。)に出席するよう招請された他のすべての国による署名のため、千九百五十四年十二月三十一日まで開放しておく。

2 この条約は、批准されなければならない。批准書は、國際連合事務總長に寄託するものとする。

第三十四条

1 この条約は、千九百五十五年一月一日以後は、第三十三條1に規定するすべての国及び國際連合經濟社會理事會により加入するよう招請される他のすべての国による加入のため、開放しておく。この条約は、また、國際連合を施政權者とする信託統治地域のためにされる加入のため、開放しておく。

2 加入は、加入書を國際連合事務總長に寄託することにより行なうものとする。

第三十五条

1 この条約は、批准書又は加入書(留保が附されていないと第三十九條の規定に従つて承認された留保が附されているとを問わない。)であつて十五番目に寄託されるものの寄託の日以後九十日目の日に効力を生ずる。

2 1に規定する十五番目の批准書又は加入書の寄託の日の後にこの条約を批准し又はこれに加入する国については、この条約は、その国の批准書又は加入書(留保が附されていないと第三十九條の規定に従つて承認された留保が附されているとを問わない。)の寄託の日以後九十日目の日に効力を生ずる。

の後九十日目の日に効力を生ずる。

第三十六条

1 この条約が効力を生じてから三年を経過した後は、いずれの締約国も、國際連合事務總長に於て通告により、この条約を廢棄することが出来る。

2 廢棄は、國際連合事務總長が廢棄の通告を受領した日の後十五箇月で効力を生ずる。

第三十七条

この条約は、その効力発生後において、十二箇月の期間を通じて引き続き締約国の数が八未満であるときは、効力を失ふものとする。

第三十八条

1 いずれの国も、自国の批准書若しくは加入書の寄託の際に、又はその後いつでも、國際連合事務總長に於て通告により、自国が國際關係について責任を有する領域の全部又は一部にこの条約を適用する旨を宣言することが出来る。

この条約は、通告(留保が附されていないものに限り)を事務總長が受領した日の後九十日目の日、通告が第三十九條の規定に従つて効力を生じた日の後九十日目の日及びこの条約が当該国について効力を生ずる日のうち最もおそい日から、その通告に掲げる領域に適用される。

第三十九条

1 最終議定書の署名前に行なわれたこの条約に対する留保は、國際連合會議の構成国の過半数により同意され、かつ、最終議定書に記録された場合には、承認されるものとする。

2 最終議定書の署名後に行なわれたこの条約に対する留保は、8から7までに定めるところにより署名国及び締約国の三分の一から異議の申入れがあつたときは、承認されないものとする。

3 國際連合事務總長は、この条約に署名し、これを批准し、又はこれに加入しているすべての国に対し、いずれかの国が署名の時、批准書若しくは加入書の寄託の時又は第三十八條の規定に基づく通告の時に事務總長に提出した留保の本文を送付する。送付の日から九十日以内にこれらの国の三分の一から異議の申入れがあつたときは、留保は、承認されないものとする。事務總長は、自己が受領した異議の申入れ及び留保の承認又は拒否をこの3に規定する国に通告する。

4 この条約に署名したがこれを批准していない国による異議の申入れは、その異議の申入れを行なつた国がその異議の申入れの日から九箇月の期間内にこの条約を批准しなかつたときは、効力を失ふ。異議の申入れが効力を失つた結果、3の規定の適用により留保が承認されるときは、事務總長は、

ついで別個に廢棄することが出来る。

第三十九条

1 最終議定書の署名前に行なわれたこの条約に対する留保は、國際連合會議の構成国の過半数により同意され、かつ、最終議定書に記録された場合には、承認されるものとする。

2 最終議定書の署名後に行なわれたこの条約に対する留保は、8から7までに定めるところにより署名国及び締約国の三分の一から異議の申入れがあつたときは、承認されないものとする。

3 國際連合事務總長は、この条約に署名し、これを批准し、又はこれに加入しているすべての国に対し、いずれかの国が署名の時、批准書若しくは加入書の寄託の時又は第三十八條の規定に基づく通告の時に事務總長に提出した留保の本文を送付する。送付の日から九十日以内にこれらの国の三分の一から異議の申入れがあつたときは、留保は、承認されないものとする。事務總長は、自己が受領した異議の申入れ及び留保の承認又は拒否をこの3に規定する国に通告する。

4 この条約に署名したがこれを批准していない国による異議の申入れは、その異議の申入れを行なつた国がその異議の申入れの日から九箇月の期間内にこの条約を批准しなかつたときは、効力を失ふ。異議の申入れが効力を失つた結果、3の規定の適用により留保が承認されるときは、事務總長は、

3に規定する国にその旨を通報する。いずれの留保の本文も、いずれかの署名国がその署名の日の後三年以内にこの条約を批准しなかつたときは、3の規定にかかわらず、その国には送付されない。

5 留保を行なつた国は、その留保が3に定める手続により拒否された旨の3に規定する事務總長の通告の日から十二箇月の期間内に、その留保を撤回することが出来る。その場合には、批准書若しくは加入書又は第三十八條の規定に基づく通告は、撤回の日その国について効力を生ずる。このようにな撤回が行なわれるまでの間は、批准書若しくは加入書又は通告は、4の規定の適用によりその留保が承認される場合を除くほか、効力を生じない。

6 この条約の規定に従つて承認された留保は、いつでも、事務總長に於て通告により撤回することが出来る。

7 いずれの締約国も、留保を行なつた国に対してその留保の対象となつてゐる規定の利益を与へることを要しない。この権利を行使する国は、その旨を事務總長に通告しなればならず、事務總長は、これをすべての署名国及び締約国に通報する。

第四十条

1 この条約の解釈又は適用に關する二以上の締約国間の紛争は、できる限り、紛争当事国間で交渉により解決しなければならぬ。

2 交渉により解決されない紛争は、紛争当事国であるいずれかの締約国の要請があつたときは、仲裁裁判に付するものとし、そのため、紛争当事国間の合意により選定される一人又は二人以上の仲裁裁判官に付託するものとする。仲裁裁判の要請があつた日から三箇月以内に紛争当事国が仲裁裁判官の選定について合意に達しないときは、いずれの紛争当事国も、決定のために当該紛争が付託される一人の仲裁裁判官を指名するよう國際司法裁判所長に要請することが出来る。

3 2の規定に基づいて任命された仲裁裁判官が行なう決定は、關係締約国について拘束力を有する。

第四十一条

1 この条約が効力を生じてから三年を経過した後は、いずれの締約国も、國際連合事務總長に於て通告により、この条約を検討するために會議を招集するよう要請することが出来る。事務總長は、この要請をすべての締約国に通告するものとし、その通告の日の後四箇月の期間内に締約国の半数以上がこの要請に同意する旨を事務總長に通告したときは、検討のための會議を招集するものとする。

2 1の規定に従つて會議を招集するときは、事務總長は、その旨をすべての締約国に通告し、かつ、これらの締約国に対し、會議で審議することを希望する提案を三箇月の期間内に提出するよう要請する。事務總長は、會議が開会される日の少なくとも三箇月前に、會議の仮議事日程を前記の提案とともにすべての締約国に送付する。

3に規定する国にその旨を通報する。いずれの留保の本文も、いずれかの署名国がその署名の日の後三年以内にこの条約を批准しなかつたときは、3の規定にかかわらず、その国には送付されない。

5 留保を行なつた国は、その留保が3に定める手続により拒否された旨の3に規定する事務總長の通告の日から十二箇月の期間内に、その留保を撤回することが出来る。その場合には、批准書若しくは加入書又は第三十八條の規定に基づく通告は、撤回の日その国について効力を生ずる。このようにな撤回が行なわれるまでの間は、批准書若しくは加入書又は通告は、4の規定の適用によりその留保が承認される場合を除くほか、効力を生じない。

6 この条約の規定に従つて承認された留保は、いつでも、事務總長に於て通告により撤回することが出来る。

7 いずれの締約国も、留保を行なつた国に対してその留保の対象となつてゐる規定の利益を与へることを要しない。この権利を行使する国は、その旨を事務總長に通告しなればならず、事務總長は、これをすべての署名国及び締約国に通報する。

第四十条

1 この条約の解釈又は適用に關する二以上の締約国間の紛争は、できる限り、紛争当事国間で交渉により解決しなければならぬ。

2 交渉により解決されない紛争は、紛争当事国であるいずれかの締約国の要請があつたときは、仲裁裁判に付するものとし、そのため、紛争当事国間の合意により選定される一人又は二人以上の仲裁裁判官に付託するものとする。仲裁裁判の要請があつた日から三箇月以内に紛争当事国が仲裁裁判官の選定について合意に達しないときは、いずれの紛争当事国も、決定のために当該紛争が付託される一人の仲裁裁判官を指名するよう國際司法裁判所長に要請することが出来る。

3 2の規定に基づいて任命された仲裁裁判官が行なう決定は、關係締約国について拘束力を有する。

第四十一条

1 この条約が効力を生じてから三年を経過した後は、いずれの締約国も、國際連合事務總長に於て通告により、この条約を検討するために會議を招集するよう要請することが出来る。事務總長は、この要請をすべての締約国に通告するものとし、その通告の日の後四箇月の期間内に締約国の半数以上がこの要請に同意する旨を事務總長に通告したときは、検討のための會議を招集するものとする。

2 1の規定に従つて會議を招集するときは、事務總長は、その旨をすべての締約国に通告し、かつ、これらの締約国に対し、會議で審議することを希望する提案を三箇月の期間内に提出するよう要請する。事務總長は、會議が開会される日の少なくとも三箇月前に、會議の仮議事日程を前記の提案とともにすべての締約国に送付する。

第四十二条

1 この条約が効力を生じてから三年を経過した後は、いずれの締約国も、國際連合事務總長に於て通告により、この条約を検討するために會議を招集するよう要請することが出来る。事務總長は、この要請をすべての締約国に通告するものとし、その通告の日の後四箇月の期間内に締約国の半数以上がこの要請に同意する旨を事務總長に通告したときは、検討のための會議を招集するものとする。

2 1の規定に従つて會議を招集するときは、事務總長は、その旨をすべての締約国に通告し、かつ、これらの締約国に対し、會議で審議することを希望する提案を三箇月の期間内に提出するよう要請する。事務總長は、會議が開会される日の少なくとも三箇月前に、會議の仮議事日程を前記の提案とともにすべての締約国に送付する。

第四十三条

1 この条約が効力を生じてから三年を経過した後は、いずれの締約国も、國際連合事務總長に於て通告により、この条約を検討するために會議を招集するよう要請することが出来る。事務總長は、この要請をすべての締約国に通告するものとし、その通告の日の後四箇月の期間内に締約国の半数以上がこの要請に同意する旨を事務總長に通告したときは、検討のための會議を招集するものとする。

2 1の規定に従つて會議を招集するときは、事務總長は、その旨をすべての締約国に通告し、かつ、これらの締約国に対し、會議で審議することを希望する提案を三箇月の期間内に提出するよう要請する。事務總長は、會議が開会される日の少なくとも三箇月前に、會議の仮議事日程を前記の提案とともにすべての締約国に送付する。

第四十四条

1 この条約が効力を生じてから三年を経過した後は、いずれの締約国も、國際連合事務總長に於て通告により、この条約を検討するために會議を招集するよう要請することが出来る。事務總長は、この要請をすべての締約国に通告するものとし、その通告の日の後四箇月の期間内に締約国の半数以上がこの要請に同意する旨を事務總長に通告したときは、検討のための會議を招集するものとする。

2 1の規定に従つて會議を招集するときは、事務總長は、その旨をすべての締約国に通告し、かつ、これらの締約国に対し、會議で審議することを希望する提案を三箇月の期間内に提出するよう要請する。事務總長は、會議が開会される日の少なくとも三箇月前に、會議の仮議事日程を前記の提案とともにすべての締約国に送付する。

昭和三十九年四月十五日 参議院會議録第十七号(その二) 自家用自動車の一時輸入に関する通関条約

3 事務総長は、この条の規定に従つて招集するいかなる會議にも、すべての締約国並びに國際連合及び専門機關のすべての加盟國を招請する。

第四十二条

1 いずれの締約國も、この条約に対する改正を提案することができる。改正案は、國際連合事務総長に送付されるものとし、事務総長は、これをすべての締約國に送付する。

2 1の規定に従つて送付された改正案は、事務総長によるその改正案の送付の日の後六箇月の期間内にいずれの締約國からも異議の申入れがないときは、承認されたものとする。

3 事務総長は、改正案に対する異議の申入れがあつたかどうかをできる限りすみやかにすべての締約國に通告するものとし、異議の申入れがなかつたときは、その改正は、2の六箇月の期間が満了した後三箇月ですべての締約國について効力を生ずる。

第四十三条

國際連合事務総長は、次の事項をすべての國際連合加盟國及び國際連合會議に出席するよう招請された他のすべての國に通告する。

(a) 第三十三条及び第三十四条の規定に従つて行なわれた署名、批准及び加入

(b) 第三十五条の規定に従つてこの条約が効力を生ずる日

(c) 第三十六条の規定に従つて行なわれた廢棄

(d) 第三十七条の規定に基づくこの条約の失効

(e) 第三十八条の規定に従つて受領した通告

(f) 第四十二条の規定に基づく改正の効力發生

第四十四条

この条約の原本は、國際連合事務総長に寄託されるものとし、事務総長は、その認證謄本をすべての國際連合加盟國及び國際連合會議に招請された他のすべての國に送付するものとする。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、この条約に署名した。

千九百五十四年六月四日にニュー・ヨークで、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。

國際連合事務総長は、中國語及びロシア語によるこの条約の公定訳文を作成し、これを第四十四条の規定に従つて英語、フランス語及びスペイン語の本文の認證謄本を諸國に送付する際に添附するよう要請される。

附屬書一

通関手帳

通関手帳は、フランス語で作成する。

その大きさは、縦二十二センチメートル、横二十七センチメートルとする。

発給団体は、各証票にその名称を表示し、また、その団体が加盟している國際団体の名称のかしら文字を加えるものとする。

表紙

〔國際団体名〕	
自動車及び被牽引車のための	
通 関 手 帳	
1	番号
2	有効期間
3	名義人が有効期間中訪れる國の關稅關係法令に従ふことを條件とする。
4	発給団体
5	名義人
6	通常住所又は事務所の所在地
7	車両の登録國
8	登録番号
9	この通関手帳は、次の國において使用することができる。
(國 名 表)	

車両に関する記載		有効期間の延長
7	内燃機関、電気機関若しくは蒸気機関を原動機とする自動車又は被牽引車	該当しない語を消すこと。
8	種別(乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車、牽引自動車、二輪の自動車(側車付きのもの又は側車付きでないもの)及び原動機付自転車)	
9	登録国	登録番号
10	車台	製作者
11		番号
12	原動機	製作者
13		番号
14		シリンダーの数
15		馬力
16		型式又は形状
17	車体	塗色
18		車内装飾
19		座席の数又は積載能力
20	予備タイヤ	
21	ラジオ受信機(製作者名を附記すること。)	
22	その他の事項	
23		
24		
25		
26	車両の正味の重量(単位は、キログラムとする。)	
27	車両の価額	
28	発給地	発給日 19...年...月...日
29	名義人は、権限を与えられた団体で下名の国際団体に加盟しているものによりこの通関手帳が有効であるそれぞれの国において行なわれる保証の下に、有効期間内に車両を再輸出し、及び訪れる国における自動車の一時輸入に関する関税関係法令に従わなければならない。この通関手帳は、有効期間の満了後すみやかに、発給団体に返納されなければならない。	
30	名義人の署名	国際団体の事務局長の署名
		発給団体の権限のある職員の名

表紙の裏面

1 控 え		1		1	
1	控 え	1	輸 出 証 票	1	輸 入 証 票
2	輸入国	2	通関手帳 番号	2	通関手帳 番号
3	この車両について記載した通関手帳	3	有効期限	3	有効期限
4	番号	4	発給団体	4	発給団体
5	輸入年月日	5	名義人	5	名義人
6	税関	6	通常の住所又は事務所の所在地	6	通常の住所又は事務所の所在地
7	税関のスタンプ	7	内燃機関、電気機関若しくは蒸気機関を原動機とする自動車又は被牽引車	7	内燃機関、電気機関若しくは蒸気機関を原動機とする自動車又は被牽引車
8	税関職員の署名	8	種別(乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車、牽引自動車、二輪の自動車(側車付きのもの又は側車付きでないもの)及び原動機付自転車)	8	種別(乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車、牽引自動車、二輪の自動車(側車付きのもの又は側車付きでないもの)及び原動機付自転車)
9	輸出国	9	登録国	9	登録国
10	輸出年月日	10	車台	10	車台
11	税関	11	製作者	11	製作者
12	税関のスタンプ	12	番号	12	番号
13	税関職員の署名	13	原動機	13	原動機
		14	シリンダーの数	14	シリンダーの数
		15	馬力	15	馬力
		16	型式又は形状	16	型式又は形状
		17	塗色	17	塗色
		18	車内装飾	18	車内装飾
		19	座席の数又は積載能力	19	座席の数又は積載能力
		20	予備タイヤ	20	予備タイヤ
		21	ラジオ受信機(製作者名を附記すること。)	21	ラジオ受信機(製作者名を附記すること。)
		22	その他の事項	22	その他の事項
		23		23	
		24		24	
		25		25	
		26	車両の正味の重量(単位は、キログラムとする。)	26	車両の正味の重量(単位は、キログラムとする。)
		27	車両の価額	27	車両の価額
		28	輸出年月日	28	輸入年月日
		29	税関	29	税関
		30	輸出証票の記録番号	30	輸入証票の記録番号
		31	税関のスタンプ	31	税関のスタンプ
		32	税関職員の署名	32	税関職員の署名
		33	送付先税関	33	注意事項(税関職員は、左の輸出証票の33及び34に記入しなければならない。)
		34	通関手帳の記録番号		

差込みページの表側

差込みページの裏側

私は、このページの表側に掲げる事項が真実であり、かつ、
正確であること、輸入国の領域外に通常居住していること、輸
入国を一時的に訪れるものであること、自動車又は被牽引車の
一時輸入に関する関税関係法令のすべての規定に従うこと及び
この通関手帳の有効期間内にこのページの表側に掲げる自動車
又は被牽引車を再輸出することを宣言する。

.....〔名義人の署名〕

表紙の三ページ及び四ページ

この通関手帳の発給団体から使用者への注意事項

三つ折一時輸入書類は、輸入国の言語及び、必要に応じ、他の一の言語で作成するものとする。
その大きさは、横二十九・五センチメートル、縦十三センチメートルとする。

三つ折一時輸入書類

2 輸入証票		一時輸出及び一時再輸入		3 名義人のための証票	
この輸入証票は、輸入地の税関が、切り取り、かつ、保管する。		一時輸出及び一時再輸入の横の税関のスタンプ及び税関職員の名		この証票は、(1) への最初の輸入及び(2) への最終的な再輸出の際に、税関当局によりスタンプを施され、かつ、署名された後、名義人が保管し、その後に(この一時輸入書類を提出した国)に返納しなければならない。	
三つ折一時輸入書類 番号		三つ折一時輸入書類 番号		三つ折一時輸入書類 番号	
(この書類が有効である国)		(この書類が有効である国)		(この書類が有効である国)	
有効期限		有効期限		有効期限	
保証団体		保証団体		保証団体	
発給団体		発給団体		発給団体	
名義人		名義人		名義人	
通常の住所又は事務所のある地		通常の住所又は事務所のある地		通常の住所又は事務所のある地	
内燃機関、電気機関若しくは蒸気機関を原動力とする自動車又は被牽引車		内燃機関、電気機関若しくは蒸気機関を原動力とする自動車又は被牽引車		内燃機関、電気機関若しくは蒸気機関を原動力とする自動車又は被牽引車	
種別(乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車、牽引自動車、二輪の自動車(側車付きのもの又は側車付きでないもの)及び原動機付自転車)		種別(乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車、牽引自動車、二輪の自動車(側車付きのもの又は側車付きでないもの)及び原動機付自転車)		種別(乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車、牽引自動車、二輪の自動車(側車付きのもの又は側車付きでないもの)及び原動機付自転車)	
登録号		登録号		登録号	
車台		車台		車台	
製作者		製作者		製作者	
番号		番号		番号	
原動機		原動機		原動機	
シリンダーの数		シリンダーの数		シリンダーの数	
馬力		馬力		馬力	
型式又は形状		型式又は形状		型式又は形状	
塗色		塗色		塗色	
車内装飾		車内装飾		車内装飾	
座席の数又は積載能力		座席の数又は積載能力		座席の数又は積載能力	
予備タイプ		予備タイプ		予備タイプ	
ラジオ受信機(製作者を附記すること。)		ラジオ受信機(製作者を附記すること。)		ラジオ受信機(製作者を附記すること。)	
その他の事項		その他の事項		その他の事項	
車両の正味の重量(単位は、キログラムとする。)		車両の正味の重量(単位は、キログラムとする。)		車両の正味の重量(単位は、キログラムとする。)	
車両の価額		車両の価額		車両の価額	
輸入年月日		輸入年月日		輸入年月日	
税関		税関		税関	
証票の記録番号		証票の記録番号		証票の記録番号	
税関のスタンプ		税関のスタンプ		税関のスタンプ	
税関職員の名		税関職員の名		税関職員の名	
税関職員は、証票1及び2の相当欄に同様の記入をしなければならない。		税関職員は、証票1及び2の相当欄に同様の記入をしなければならない。		税関職員は、証票1及び2の相当欄に同様の記入をしなければならない。	
最終的な再輸出の年月日		最終的な再輸出の年月日		最終的な再輸出の年月日	
税関		税関		税関	
税関のスタンプ		税関のスタンプ		税関のスタンプ	
税関職員の名		税関職員の名		税関職員の名	
税関職員は、証票3の最下部に同様の記入をしなければならない。		税関職員は、証票3の最下部に同様の記入をしなければならない。		税関職員は、証票3の最下部に同様の記入をしなければならない。	

三つ折一時輸入書類		2 輸出証票	
この輸入証票は、輸出地の税関が、切り取り、かつ、保管し、最初の輸入地の税関に送付する。		この輸出証票は、輸出地の税関が切り取って保管し、最初の輸入地の税関に送付する。	
三つ折一時輸入書類 番号		三つ折一時輸入書類 番号	
(この書類が有効である国)		(この書類が有効である国)	
番号		番号	
この車両は、(税関当局)に与えた約束に基づく同様の保証の下に、名義人が所定の期日までにこれを再輸出すること及び名義人が訪れる国における自動車の一時輸入に関する税関法に従うことを条件として輸入される。		この車両は、(税関当局)に与えた約束に基づく同様の保証の下に、名義人が所定の期日までにこれを再輸出すること及び名義人が訪れる国における自動車の一時輸入に関する税関法に従うことを条件として輸入される。	
19...年...月...日		19...年...月...日	
保証団体の事		保証団体の事	
税関長の名		税関長の名	
名義人の署名		名義人の署名	
有効期限		有効期限	
保証団体		保証団体	
発給団体		発給団体	
名義人		名義人	
通常の住所又は事務所のある地		通常の住所又は事務所のある地	
内燃機関、電気機関若しくは蒸気機関を原動力とする自動車又は被牽引車		内燃機関、電気機関若しくは蒸気機関を原動力とする自動車又は被牽引車	
種別(乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車、牽引自動車、二輪の自動車(側車付きのもの又は側車付きでないもの)及び原動機付自転車)		種別(乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車、牽引自動車、二輪の自動車(側車付きのもの又は側車付きでないもの)及び原動機付自転車)	
登録号		登録号	
車台		車台	
製作者		製作者	
番号		番号	
原動機		原動機	
シリンダーの数		シリンダーの数	
馬力		馬力	
型式又は形状		型式又は形状	
塗色		塗色	
車内装飾		車内装飾	
座席の数又は積載能力		座席の数又は積載能力	
予備タイプ		予備タイプ	
ラジオ受信機(製作者を附記すること。)		ラジオ受信機(製作者を附記すること。)	
その他の事項		その他の事項	
車両の正味の重量(単位は、キログラムとする。)		車両の正味の重量(単位は、キログラムとする。)	
車両の価額		車両の価額	
輸入年月日		輸入年月日	
税関		税関	
証票の記録番号		証票の記録番号	
税関のスタンプ		税関のスタンプ	
税関職員の名		税関職員の名	
税関職員は、証票1及び3の相当欄に同様の記入をしなければならない。		税関職員は、証票1及び3の相当欄に同様の記入をしなければならない。	
最終的な再輸出の年月日		最終的な再輸出の年月日	
税関		税関	
税関のスタンプ		税関のスタンプ	
税関職員の名		税関職員の名	
税関職員は、証票3の最下部に同様の記入をしなければならない。		税関職員は、証票3の最下部に同様の記入をしなければならない。	

附屬書三

二つ折一時輸入書類は、二当事国の国語で作成する。

その大きさは、縦二十四・五センチメートル、横十一センチメートルとする。

二つ折一時輸入書類は、次のものから成るものとし、その様式は、この附屬書に定めるとおりとする。

(1) 切り取ることでできる標章がついている控え

(2) 検認書がついている名義人の証票

二つ折一時輸入書類を使用する場合には、輸入国の税関当局による一時輸入書類の審査並びに輸入証印及び輸出証印を必要としない。二つ折一時輸入書類は、次に定めるところに従つて使用されるものとする。

二つ折一時輸入書類は、車両の登録国の権限を与えられた団体が発給する。その控えは、発給団体により保管され、切り取ることでできる標章は、車両の前面ガラスにはりつけられる。

証票は、名義人に交付されるものとし、名義人は、これを、正式に作成された検認書とともに、当該二つ折一時輸入書類の有効期間の満了の日から十五日以内に発給団体に返納しなければならない。

究給団体は、有効期間が満了した二つ折一時輸入書類で前月中に正規の手続に従つて返納されていらないものの一覧表を自国の税関当局に提出し、その税関当局は、これを一時輸入を認めた国の税関当局に送付する。一時輸入を認めた国の保証団体は、自国の税関当局が要求する輸入税の納付について責任を負う。

一時輸入を認めた国の輸入地及び輸出地の税関当局は、車両の前面ガラスにはりつけられた標章により、当該車両が通関書類によつて担保されていることを直ちに知ることができ、必要ならば、通関書類の提示を要求することができる。

発給団体 (注1)

_____において登録

された自動車の _____

一時輸入を認める書類 _____

二つ折一時輸入書類 _____

有効期限 _____ 番号 _____

名義人 _____

通常の仕事又は事務所のある地 _____

内燃機関、電気機関若しくは蒸気機関 _____

を原動機とする自動車又は被牽引車 _____

種別 (乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車、牽引自動車、二輪の自動車 (側車付きのもの又は御車付きでないもの) 及び原動機付自転車) _____

登録国 _____ 登録番号 _____

車台 _____

製作者 _____

番号 _____

原動機 _____

シリンダーの数 _____

馬力 _____

型式又は形状 _____

塗色 _____

車内装飾 _____

車体 _____

座席の数又は積載能力 _____

子供サイン _____

ラジオ受信機 (製作者名を附記すること) _____

その他の事項 _____

車両の正味の重量 (単位は、キログラムとする) _____

車両の価額 _____

発給団体 (注1)

_____において登録

された自動車の _____

一時輸入を認める書類 _____

二つ折一時輸入書類 _____

有効期限 _____ 番号 _____

名義人 _____

通常の仕事又は事務所のある地 _____

内燃機関、電気機関若しくは蒸気機関 _____

を原動機とする自動車又は被牽引車 _____

種別 (乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車、牽引自動車、二輪の自動車 (側車付きのもの又は御車付きでないもの) 及び原動機付自転車) _____

登録国 _____ 登録番号 _____

車台 _____

製作者 _____

番号 _____

原動機 _____

シリンダーの数 _____

馬力 _____

型式又は形状 _____

塗色 _____

車内装飾 _____

車体 _____

座席の数又は積載能力 _____

子供サイン _____

ラジオ受信機 (製作者名を附記すること) _____

その他の事項 _____

車両の正味の重量 (単位は、キログラムとする) _____

車両の価額 _____

二つ折一時輸入書類

番号 _____

有効期限 _____

原動機番号 _____

車台番号 _____

登録番号 _____

二つ折一時輸入書類

番号 _____

有効期限 _____

原動機番号 _____

車台番号 _____

登録番号 _____

保証団体の事務局長の署名

名義人の署名 _____

名義人は、有効期間の満了後すみやかに、裏側のペー지의検認書の作成を受けた後この重票を発給団体に返納しなければならぬ。

保証団体の事務局長の署名

名義人の署名 _____

名義人は、有効期間の満了後すみやかに、裏側のペー지의検認書の作成を受けた後この重票を発給団体に返納しなければならぬ。

19. 年 月 日

19. 年 月 日

保証書 この保証書は、有効期間の満了後、下記のいずれかの当局により作成され、名義人により保証団体に返納されなければならない。 19 年 月 日 本官は、 (注1) _____ 裏面に記載された車両が本日承認のため提示されたことを証明する。(注2) 車両の所有者 _____ 住所 _____ 以上の記載として、本官は、この保証書を発給した。 本官は、本日、前記の車両にはりつけられた標章を被装した。 スタンプ _____ 署名 _____ 注1 税関職員、出港、警察官、税務官、公証人、検定所職員、その他の所長を任命する機関を有する政府職員に、その職に就く者は、税関に承認し、指定がある場合には、これを返納する。		私は、_____の一時輸入につき通関手帳に付すること(税関に服することを含む。)及び_____までにこの観光旅行書類を正税の手続に従って返納することをここに約束する。 名義人 _____ 署名 _____ 保証団体は、この書類の発給の対象となつて、この車両に課されることのある輸入税の総額を限度として上記の約束を保證する。 署名及びスタンプ _____
--	--	--

附屬書四

通関手帳の有効期間の延長

1 有効期間の延長のためのスタンプは、この附屬書に定める様式に合致するものでなければならない。

このスタンプは、フランス語で記載するものとし、他の言語による記載を添えることができる。

2 有効期間の延長を申請する者及びその申請を処理する保証団体は、次の手続に従わなければならない。

(a) 通関手帳の名義人は、有効期間の延長を申請しなければならないと認めたときは、直ちにその通関手帳及び当該申請をしなければならない事情を述べた有効期間延長の申請書を保証団体に送付する。名義人は、また、申請書とともに、証拠として、診断書、自動車修理工場の証明書その他その延長の必要が不可抗力によるものであることを証明する書類を提出する。

(b) 保証団体は、その延長の申請を税関当局に提出して差しつかえないと認めたときは、通関手帳の表紙の所定の箇所に1に定めるスタンプを施す。

(c) 保証団体は、このスタンプの左側の欄に、申請された延長の期間の末日を数字及び文字で記入する。その欄には、その保証団体の長又は代表者が署名し、かつ、その保証団体のスタンプが施される。

(d) 延長の期間は、旅行を終了するために合理的に必要とされる期間をこえてはならず、原則として、当該通関手帳の有効期間の満了の日から三箇月をこえてはならない。

(e) 保証団体は、次に、当該通関手帳を自国の機関のある税関当局に送付する。保証団体は、その通関手帳の名義人が提出した申請書及び証拠書類をその通関手帳に添附する。

(f) 税関当局は、この延長を認めるかどうかを決定する。税関当局は、申請された延長の期間を短縮することができ、また、延長を認めないこともできる。延長が認められたときは、権限のある税関職員は、保証団体によつて当該通関手帳の表紙に施されたスタンプに一連番号(整理番号)、場所、日付及び自己の官職名を記入する。その税関職員は、次に、署名し、かつ、税関のスタンプを施す。

(g) 当該通関手帳は、次に、保証団体に返却され、保証団体は、これを名義人に返還する。

免責がされておらず、又は著しく損傷し、亡失し、若しくは盗まれた一時輸入書類の調整のための証明書の様式

附属書五

国名 _____ 保証団体名 _____ この通関手帳が有効であるすべての国について有効期間が _____ (数字及び文字で) _____まで延長される よう要請する。 _____19____年____月____日 保証団体の スタンプ 保証団体の長 又は代表者の 署名	番号 _____ _____まで (数字及び文字で) 有効期間の延長を認める。 _____19____年____月____日 税関の スタンプ 税関職員の署 名及び官職名
--	--

(この証明書は、一時輸入書類に別免責をするはずであつた国の領事官又は当該車両が検査を受ける国の公の機関(税関、警察、市役、裁判所職員等)によつて作成されなければならない。)

[国名]

下名の _____ は、
 19____年____月____日(日付は、略すに記入すること)に
 車両が、 _____ [国及び場所] において
 提示されたので、検査の上、次の事項を確認したことを証明する。
 車両の種類(乗用自動車、乗合自動車その他) _____

登録国 _____ 登録番号 _____

車台 _____

製作者 _____

番号 _____

原動機 _____

シリンダーの数 _____

馬力 _____

型式又は形状 _____

車体 _____

塗色 _____

車内装飾 _____

座席の数又は積載能力 _____

予備タイヤ _____

ラジオ受信機(製作者名を略記すること。) _____

その他の事項 _____

この検査は、上記の車両のために発給された次の一時輸入書類の提示を受けて行なつたものである。

用いた方式 { 第一方式 _____ (通関手帳又は三つ折一時輸入書類の番号、発給日、発給地及び発給団体)
 第二方式 _____ いずれの一時輸入書類も提示されなかった。
 作成地 _____
 作成年月日 _____
 署名 _____
 官職名 _____

スタンプ

アフガニスタンのために

アルバニアのために

アルゼンティンのために

政府の承認を条件として

ルイス・J・エステヴァ

レーナ

オーストラリアのために

オーストリアのために

ドクトル・J・シュタンゲル

ベルギー

ベルギー王国のために

批准を条件として

C・オブシェ

ボリヴィアのために

ブラジルのために

ブルガリアのために

ビルマ連邦のために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために

カンボディアのために

イエム・カドゥル

カナダのために

セイロンのために

最終議定書に記録された留保

を条件として

H・シャーレー・アマラ

シンハ

チリのために

中国のために

コロンビアのために

コスタ・リカのために

政府の承認を条件として

J・F・カルバリ

千九百五十四年七月

二十日

キューバのために

ホセ・ミゲル・リバス

チエウコスロヴァキアのために

デンマークのために

ドミニカ共和国のために

政府の承認を条件として

R・Oガルヴァン

エクアドルのために

B・オケンド

エジプトのために

ラシアード・ムラード

エル・サルヴァドルのために

エチオピアのために

フィンランドのために

フランスのために

フイリッポ・ド・セイス

ドイツ連邦共和国のために

リヒアルト・パウリッヒ

ワルター・ワグナー

ギリシャのために

グアテマラのために

最終議定書に記録された留保を条件として

E・カステイリ・アラ

ハイチのために

エルネスト・G・シローヴェ

ホンデュラスのために

ティブルシオ・カリアス

千九百五十四年六月十五

日

ハンガリーのために

アイスランドのために

インドのために

最終議定書に記録された留保

を条件として

A・S・ラル

インドネシアのために

イランのために

イラクのために

アイルランドのために

イスラエルのために

イタリアのために

ウゴ・カルデローニ

日本国のために

ジョルダン・ハシェミット王国のために

大韓民国のために

ラオスのために

レバノンのために

リベリアのために

リビアのために

ルクセンブルグ大公国のために

メキシコのために

最終議定書に記録された留保

を条件として

ホセ・A・プフォルト

モナコのために

マルセル・A・バルマロ

ネパールのために

オランダ王国のために

バイマンス

ニュー・ジブラルドルのために

ニカラグアのために

ノールウェー王国のために

パキスタンのために

パナマのために

政府の承認を条件として

エルネスト・デ・ラ・

オッサ

パラグアイのために

ペルーのために

フィリピン共和国のために

マウロ・メンデス

ポーランドのために

ポルトガルのために

政府の承認を条件として

フレイレ・デ・アンド

ラーデ

ルーマニアのために

サン・マリノのために

サウディ・アラビアのために

スペインのために

政府の承認を条件として

R・デ・ラ・プレシーリヤ

スウェーデンのために

G・ド・シドゥ

A・アップルトフト

スイスのために

F・リュティ

シリアのために

タイのために

トルコのために

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために

南アフリカ連邦のために

ソヴィエト社会主義共和国連邦の

ために

グレート・ブリテン及び北部アイ

ランド連合王国のために

J・K・ヒューム

アメリカ合衆国のために

ジエームズ・J・ワズワース
ヘンリー・H・ケリー
ウルグアイのために
政府の承認を条件として
E・ロドリゲス・フアブ
レガット
ヴァチカン市国のために
トマス・J・マクマホン
ヴェネズエラのために
ヴァイエトナムのために
イエメンのために

ユーゴスラヴィアのために

地方公務員共済組合法等の一部を
改正する法律案
地方公務員共済組合法等の一部
を改正する法律

第一条 地方公務員共済組合法(昭和
三十七年法律第五十二号)の
一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

地方公務員等共済組合法

目次中「第二章 地方議会議員の年金制度(第百五十一條―第百七十三

「第一章 地方議会議員の年金制度(第百五十一條―第百七十三
「第二章 地方議会議員等共済組合の組織及び運営(第百七十四條―
「第三章 地方議会議員等共済組合の財政(第百七十五條―第百七十七條)
「第四章 地方議会議員等共済組合の業務(第百七十八條―第百八十二條)
「第五章 地方議会議員等共済組合の雑則(第百八十三條―第百八十九條)
「第六章 罰則(第百九十條―第百九十二條)
「第七章 附則(第百九十三條―第百九十九條)

に改める。

第一条第一項中「地方議會議員」
の下に「及び地方団体関係団体の
職員」を加える。
第二条第一項中「第十一章」の下
に「及び第十二章」を加える。

第三十八條第二項中「、第五十
条及び第五十四條」を「及び第五十
条」に改める。
第五十一條中「この法律」の下
に「(第十一章及び第十二章を除

く)」を加える。

第百二十六條第一項中「地方議
會議員共済会」の下に「及び第百七
十四條第一項の地方団体関係団体
職員共済組合」を加え、同条第二
項中「掛金」の下に「(第百七十三條第
二項の組合員の掛金をいう。第百
二十九條第二項において同じ。)」
を加える。

第百二十九條第一項中「年金で
ある」を「この法律に基づく年金
である」に改める。

第百四十二條第一項第三号及び
第四号を削る。

第百四十八條第一号中「第十一
章を除く」を「第十一章及び第十
二章を除く。以下この条において
同じ」に改める。

第百五十四條中「、第五十條及
び第五十四條」を「及び第五十條」
に改める。
第十一章の次に次の一章を加え
る。

第十二章 地方団体関係団
体職員の年金制
度

第一節 総則

(地方団体関係団体職員共済組
合)
第百七十四條 次に掲げる団体
(以下「団体」という。)の職員を
もつて地方団体関係団体職員共

済組合(以下「団体共済組合」と
いう。)を設ける。

一 地方自治法第二百六十三條
の三に規定する連合組織で同
条の規定による届出をしたも
の

二 地方自治法第二百六十三條
の二第一項に規定する公益的
法人

三 国民健康保険法(昭和三十
三年法律第九十二号)第八
十三條第一項に規定する国民
健康保険団体連合会が都道府
県の区域をその区域とするも
の

四 健康保険法第二十二條に規
定する健康保険組合で地方公
共団体の職員を被保険者とす
るもの

五 消防団員等公務災害補償等
共済基金法(昭和三十一年法
律第七号)第一条に規定す
る消防団員等公務災害補償等
共済基金

六 水害予防組合法(明治四十
一年法律第五十号)第一条に
規定する水害予防組合

二 団体共済組合は、法人とす
る。

三 団体共済組合は、主たる事務
所を東京都に置く。

(定款)

第百七十五條 団体共済組合は、
定款をもつて次に掲げる事項を
定めなければならない。

一 目的
二 名称

三 事務所の所在地

四 運営審議会に関する事項

五 役員に関する事項

六 組合員の範囲その他組合員
に関する事項

七 給付に関する事項

八 掛金に関する事項

九 地方団体関係団体職員共済
組合審査会に関する事項

十 資産の管理その他財務に関
する事項

十一 その他他組織及び業務に関
する重要事項

二 定款の変更は、自治大臣の認
可を受けなければ、その効力を
生じない。

三 団体共済組合は、定款の変更
について前項の認可を受けたと
きは、遅滞なく、これを公告し
なければならない。

(登記)
第百七十六條 団体共済組合は、
政令で定めるところにより、登
記をしなければならない。

二 前項の規定により登記しなけ
ればならない事項は、登記の後

でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第百七十七條 民法第四十四条及び第五十條の規定は、団体共済組合について準用する。

(名称使用の制限)

第百七十八條 団体共済組合でない者は、地方団体関係団体職員共済組合という名称を用いてはならない。

(運営審議会)

第百七十九條 団体共済組合に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、委員十人以上で組織する。

3 委員は、自治大臣が団体共済組合の組合員(以下「団体共済組合員」という。)のうちから命ずる。

4 自治大臣は、前項の規定により委員を命ずる場合には、団体共済組合の業務について広い知識を有する者のうちから命じなければならぬ。この場合においては、一部の者の利益に偏することのないように、相当の注意を払わなければならない。

第百八十條 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 運営規則の変更

三 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担

2 運営審議会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて団体共済組合の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議することができる。

(役員)

第百八十一條 団体共済組合に、役員として理事長、理事五人以内及び監事二人を置く。

(役員の職務)

第百八十二條 理事長は、団体共済組合を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して団体共済組合の業務を執行する。

3 監事は、団体共済組合の業務を監査する。

(役員の任期)

第百八十三條 理事長及び監事は、自治大臣が任命する。

2 理事は、理事長が、自治大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期等)

第百八十四條 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就職するまでの間は、なお、その職務を行なう。

3 団体共済組合は、役員が就職し、又は退職したときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

(役員の解任)

第百八十五條 自治大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しなと認めるときは、その役員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。

2 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、自治大臣の認可を受けなければならない。

(理事長の代表権の制限)

第百八十六條 団体共済組合と理事長(第百八十二條第一項の規定により理事長の職務を代理

し、又はその職務を行なう者を含む。以下この条において同じ。)との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合において

は、監事が団体共済組合を代表する。

(運営規則)

第百八十七條 団体共済組合は、団体共済組合の業務を執行するために必要な事項で自治省令で定めるものについて、運営規則を定めるものとする。

2 団体共済組合は、運営規則を変更する場合には、あらかじめ、自治大臣の認可を受けなければならない。

(事業年度)

第百八十八條 団体共済組合の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画及び予算)

第百八十九條 団体共済組合は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、事業年度開始前に、自治大臣の認可を受けなければならない。

2 団体共済組合は、事業計画及び予算の重要な事項で政令で定めるものを要し、自治大臣の認可を受けなければならない。

(決算)

第百九十條 団体共済組合は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

2 団体共済組合は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、決算完結後二月以内に自治大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

3 団体共済組合は、前項の承認を受けたときは、同項の書類を事務所に備え付け、団体共済組合員の閲覧に供しなければならない。

(借入金の制限)

第百九十一條 団体共済組合は、借入金をしてはならない。ただし、団体共済組合の目的を達成するため必要な場合において、自治大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(積立金)

第百九十二條 団体共済組合は、政令で定めるところにより、給付に充てらるべき積立金を積み立てなければならない。

(資金の運用)

第百九十三條 団体共済組合の業務上の余裕金は、政令で定めるところにより、安全かつ効率的

な方法により運用しなければならぬ。

(自治省令への委任)

第百九十四条 この節に規定するもののほか、団体共済組合の財務その他その運営に關して必要な事項は、自治省令で定める。

第二節 団体共済組合員(団体共済組合員)

第百九十五条 団体又は団体共済組合(以下「団体等」という。)に使用される者で、団体等から給料を受けるもの(役員、常時勤務に服することを要しない者及び臨時に使用される者を除き、以下「団体職員」という。)は、すべて団体共済組合員とする。

2 団体等に使用される者で、地方公務員の場合における休職の事由に相当する事由により地方公務員の場合における休職に相当する取扱ひを受けたものは、前項の規定の適用については、常時勤務に服することを要する者とみなす。

(団体共済組合員の資格の得喪)

第百九十六条 団体職員となつた者は、その団体職員となつた日から、団体共済組合員の資格を取得する。

2 団体共済組合員は、死亡したとき、又は退職(団体職員が死亡以外の事由により団体職員でなくなることを除く)をいふ。以下この章において同じとしたときは、その翌日から団体共済組合員の資格を喪失する。

(団体共済組合員期間の計算)

第百九十七条 団体共済組合員である期間(以下「団体共済組合員期間」という。)の計算は、団体共済組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数による。

2 団体共済組合員がその資格を喪失した後再び団体共済組合員

の資格を取得したときは、前後の団体共済組合員期間を合算する。ただし、通算退職年金、退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき団体共済組合員期間を計算する場合には、前に通算退職年金又は退職一時金の基礎となつた団体共済組合員期間(通算退職年金又は退職一時金を受ける権利を取得するに至らなかつた団体共済組合員期間を含む。)については、この限りでない。

3 前項の場合において、同じ月が前後の団体共済組合員期間に属するときは、その月は、後の団体共済組合員期間には算入しない。

第三節 団体共済組合の給付

(団体共済組合の給付)

第百九十八条 団体共済組合は、この章に定めるところにより、団体共済組合員の退職、廃疾又は死亡に關し、次に掲げる給付を行なうものとする。

- 一 退職給付
- 二 廃疾給付
- 三 遺族給付

(給料)

第百九十九条 この章において「給料」とは、団体共済組合員である団体職員が、団体等から勤務の対償として受ける給与で、第二条第一項第五号に規定する給料に相当するものをいう。

(給付額の算定の基準となる給料)

第二百条 給付額の算定の基準となるべき給料は、給付事由が生じた日(給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日)の属する月以前の団体共済組合員であつた期間三年間における掛金の標準となつた給料の総額を三十六(当該三年間における団体共済組合員期間の月数が三十六に満たないときは、その団体共済組合員期間の月数)で除して得た額とし、その十二倍に相当する金額をもつて給料年額とする。

し、その三十分の一に相当する金額をもつて給料日額とする。

(公課の禁止)

第二百一条 租税その他の公課は、団体共済組合の給付として支給を受ける金額を標準として、課することができない。ただし、退職給付については、この限りでない。

(準用規定)

第二百二条 この節に規定するもののほか、第百九十八条に規定する給付については、第二条第一項第三号、第二項及び第三項、第四十三条第一項、第四十五条から第五十一条まで(第四十八条第一項及び第四十九条第二項を除く)、第七十四条から第九十九条まで、第百八条、第百九条、第百十一条並びに別表第二から別表第五までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第二條第二項	前項第二号又は第三号	前項第三号
第四十七條	弔慰金、遺族年金	遺族年金
第四十八條第二項	給付金(埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金を除く。)	給付金

第四十九條第一項

その給付に要した費用に相当する金額(その給付が療養の給付であるときは、第五十七條第二項の規定により支払つた一部負担金に相当する額を控除した金額)

その給付に要した費用に相当する金額

第五十条第一項	給付事由(第七十二条又は第七十三条の規定による給付に係るものを除く。)	給付を受ける権利を有する者(当該給付事由が当該組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。)
第五十一条	この法律(第十一章及び第十二章を除く。)に基づく給付	給付
第七十四条	退職給付又は休業手当金	退職給付
第七十八条第二項 第八十条第二項 第九十三条第二項	長期給付	給付
第八十六条第一項第一号 第八十九条第二項	公務 公務傷病	公務 業務傷病
第八十六条第一項第二号 第八十七条第一項及び第二項 第八十八条第四項 第八十九条第一項及び第三項	公務	業務

第九十条第四項及び第五項 第九十三条第一項第四号	公務 公務傷病	業務 業務傷病
第八十六条第二項	療養の給付又は療養費の支給開始後三年を経過するまでの間に組合員の資格を喪失し、第六十一条第一項の規定により継続してこれらの給付を受けている者にあつては、「療養の給付又は療養費の支給開始後三年を経過するまでの間になおつた時又はなおらないがその期間を経過した時」	退職の時までにその傷病がなおらなかつた者にあつては、「当該傷病につき健康保険の療養の給付又は療養費の支給を受けている者にあつては、最初に健康保険の療養の給付若しくは療養費の支給を受けて三年を経過した時又は当該傷病がなおつた時のどちらか早い時、その他の者にあつては、当該傷病につき最初に医師若しくは歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を経過した時又は当該傷病がなおつた時のどちらか早い時」

第八十六条第三項	地方公務員共済組合審査会	地方団体関係団体職員共済組合審査会
第八十八条第五項	公務	公務
第九十一条	障害補償若しくはこれに相当する補償	障害補償
第九十二条第一項	公務 療養の給付又は療養費の支給開始後三年を経過しない組合員がその資格を喪失した後第六十一条第一項の規定により継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後三年を経過するまでの間になおつた時	業務 当該傷病につき健康保険の療養の給付又は療養費の支給を受けている者にあつては、最初に健康保険の療養の給付又は療養費の支給を受ける診療を受けた日から起算して三年を経過するまでの間になおつた時、その他の者にあつては、当該傷病につき最初に医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を経過するまでの間になおつた時
第九十三条第一項第一号から第三号まで 第九十八条第一項	公務傷病	業務傷病

第九十七条	遺族補償若しくはこれに相当する補償	遺族補償
第百八条第一項	病氣、負傷、廃疾、死亡若しくは災害	廃疾若しくは死亡
第百八条第二項	当該病氣、負傷、廃疾、死亡又は災害	当該廃疾又は死亡
第百八条第三項	病氣、負傷、廃疾 その病氣若しくは廃疾 当該病氣、負傷、廃疾	第百二十三条第三項 廃疾 その廃疾 当該廃疾
第百十一条第一項	組合員が懲戒処分（地方公務員法第二十九条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けた	地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された
別表第四	長期給付	給付
第四節 費用の負担 (費用の負担)	公務	業務

第二百三条 団体共済組合の給付に要する費用は、その費用の予想額と給付に係る次項の掛金及びその予定運用収入の額の合計額とが、将来にわたつて財政の均衡を保つことができるように、かつ、毎事業年度の同項の掛金の額が平準的となるように算定するものとする。この場合においては、少なくとも五年ごとに再計算を行なうものとする。

2 団体共済組合の業務に要する費用は、団体共済組合員及び団体等が掛金として負担する。

3 前項の掛金は、団体共済組合員及び団体等が次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合により負担する。

一 給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 団体共済組合員百分の四十五、団体等百分の五十五

二 業務による廃疾年金又は前条において準用する第九十三条第一項第一号若しくは第四号の規定による遺族年金に要する費用 団体等百分の百

三 団体共済組合の事務に要する費用 団体等百分の百

（掛金の徴収）

第二百四十四条 団体共済組合は、その業務に要する費用に充てるため、前条第二項の掛金を徴収する。

2 前項の規定による掛金の徴収は、団体共済組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の前日の属する月までの各月につき、行なうものとする。この場合において、団体共済組合員の資格を喪失した日の前日の属する月に更に団体共済組合員の資格を取得したときは、当該資格の取得によるその月の掛金は、徴収しない。

3 掛金は、自治省令で定めるところにより、団体共済組合員の給料を標準として算定するものとし、その給料と掛金との割合は、団体共済組合の定款で定める。

4 団体共済組合員のうち給料の額が七万五千円をこえる者は、前項の規定の適用については、その額が七万五千円であるものとみなす。

（掛金の納付義務等）

第二百五条 団体等は、自己及びその使用する団体共済組合員の負担すべき毎月の掛金を、翌月末日までに団体共済組合に納付する義務を負う。

2 団体等は、団体共済組合員の給与を支給するときは、その給与から当該団体共済組合員が負担すべき当該給与に係る月の前月分の掛金（団体共済組合員がその資格を喪失した場合においては、前月分及びその月分の掛金）に相当する金額を控除することができる。

3 団体等は、前項の規定により控除されなかつた掛金の金額があるときは、団体共済組合員（団体共済組合員であつた者を含む。）の給与を支給する際その

給与から当該金額に相当する金額を控除することができる。

（督促及び延滞金の徴収）

第二百六条 団体共済組合は、掛金を滞納した団体に対し、期限を指定して、その掛金の納付を督促しなければならない。

2 前項の規定による督促は、督促状を發してしなければならない。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を發する日から起算して十日以上を経過した日でなければならぬ。

3 第一項の規定によつて督促したときは、団体共済組合は、掛金の額百円につき一日四銭の割合で、納付期限の翌日から掛金の完納又は財産差押えの日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、掛金の額が千円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

4 前項の場合において、掛金の額の一部について納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛金は、その納付のあつた掛金の額を控除した金額による。

5 掛金の額に千円未満の端数があるときは、延滞金は、その端数を切り捨てて計算する。

6 督促状に指定した期限までに完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が十円未満のときは、延滞金は、徴収しない。

7 延滞金の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

（滞納処分）

第二百七条 前条第一項の規定による督促を受けた団体が、同項の規定による指定の期限までに掛金を完納しないときは、団体の住所又はその財産のある市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、団体共済組合の請求により、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分することができる。この場合においては、団体共済組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

2 市町村が、前項の請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを結了しないときは、団体共済組合は、自治大臣の認可を受け、国税滞納処分の例によつて、これを処分することができる。

（先取特権の順位）

第二百八条 掛金その他の章の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（徴収に関する通則）

第二百九条 掛金その他の章の規定による徴収金は、この章に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第五節 審査請求

（審査請求）

第二百十條 団体共済組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金その他の章の規定による徴収金の徴収、第二百七条の規定による処分又は通算年金通則法第七条第一項の規定による確認に關し不服がある者は、文書又は口頭で、地方団体関係団体職員共済組合審査会（以下「団体共済組合審査会」という。）に行政不服審査法による審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、徴収、処分又は確認があつたことを知つた日から六十日以内になければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎

明したときは、この限りでない。

3 審査請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

(団体共済組合審査会)

第二百一十一條 団体共済組合に、団体共済組合審査会を置く。

2 団体共済組合審査会は、委員六人をもつて組織する。

3 委員は、団体共済組合員を代表する者、団体を代表する者及び公益を代表する者それぞれ二人とし、団体共済組合の理事長が委嘱する。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 団体共済組合審査会に会長を置く。会長は、団体共済組合審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。

7 会長は、会務を總理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長以外の公益を代表する委員がその職務を行なう。

(準用規定)

第二百一十二條 前条に規定するもののほか、団体共済組合審査会については、第百十九條から第

百二十一條までの規定を準用する。この場合において、第百十九條第一項中「地方公共団体を代表する委員」とあるのは、「団体を代表する委員」と読み替へるものとする。

第六節 雑則

(時効)

第二百一十三條 この章の規定に基づく給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から、五年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

2 掛金その他この章の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

3 時効期間満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る遺族給付の請求をすることができない場合には、その請求をすることができるとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

一 団体共済組合員又は団体共済組合員であつた者でその者が死亡した場合に遺族給付を受けるべき者があるもの

二 遺族給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位者

4 団体共済組合のする掛金その他この章の規定による徴収金の督促は、民法第百五十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(監督)

第二百一十四條 団体共済組合の業務の執行は、自治大臣が監督する。

2 団体共済組合は、自治省令で定めるところにより、毎月末日現在におけるその事業についての報告書を自治大臣に提出しなければならない。

3 自治大臣は、毎年少なくとも一回、当該職員に団体共済組合の業務及び財産の状況を監査させるものとする。

4 自治大臣は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、団体共済組合に対してその業務に關し、監督上必要な命令をすることができ

5 厚生大臣は、必要があると認めるときは、団体共済組合に対し、その業務及び資産の状況について報告をさせることができる。

(団体共済組合の報告徴収等)

第二百五十五條 団体共済組合は、自治省令で定めるところにより、団体に、その使用する団体共済組合員の異動、給料等に關し報告をさせ、又は文書を提示させ、その他団体共済組合の業務の執行に必要な事務を行なわせることができる。

2 団体共済組合は、自治省令で定めるところにより、団体共済組合員又はこの章の規定による給付を受けるべき者に、団体共済組合又は団体に對して団体共済組合の業務の執行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

(準用規定)

第二百一十六條 第二百一十七條の規定はこの章の規定による給付の請求又は給付を受ける権利に係る申出に係る期間の計算について、第百二十八條の規定は団体共済組合員、団体共済組合員であつた者又はこの章の規定による給付を受ける権利を有する者の戸籍の証明について、第百二十九條の規定はこの章の規定による給付及び掛金に係る端数計算について、第百三十三條の規定はこの章の規定による給付に關する事項の報告について準用する。この場合において、同条中「總理府令・文部省令・厚生

省令・自治省令」とあるのは、「厚生省令・自治省令」と読み替へるものとする。

(厚生年金保険法等との關係)

第二百一十七條 第百七十四條第一項第一号に掲げる団体で法人でないものに使用される者は、厚生年金保険法第十二條の規定の適用については、同条第一号に規定する法人に使用される者とみなす。

2 団体共済組合員は、健康保険法第十二條の規定の適用については、同条第一項に規定する他の法律に基づく共済組合の組合員でないものとみなす。

3 団体共済組合員は、国民健康保険法第六條の規定の適用については、同条第三号に規定する地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員でないものとみなす。

(自治省令への委任)

第二百一十八條 第百七十四條から第百七十六條までの規定の実施のための手続その他これらの規定の執行に關し必要な細則は、自治省令で定める。

第七節 罰則

(罰則)

第二百一十九條 第二百一十四條第二項又は第三項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽

の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二百二十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした団体共済組合の役員又は団体共済組合の事務を行なう者は、三万円以下の過料に処する。

一 この章の規定により自治大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第二百七十六条の規定による政令に違反して登記をすることを怠つたとき。

三 第二百九十三条の規定に違反して、団体共済組合の業務上の余裕金を運用したとき。

四 第二百四十四条第四項の規定による自治大臣の命令に違反したとき。

五 この章に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

第二百二十一条 第二百二十五条の規定による報告、申出若しくは届出をせず、若しくは虚偽の報告、申出若しくは届出をし、又は文書の提示若しくは提出を怠つた者は、一万円以下の過料に処する。

第二百二十二条 第七十八條の規定に違反して地方団体関係団体職員共済組合という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則第三十一条を次のように改める。

第三十一条 削除
附則第三十五条の次に次の一条を加える。

(団体共済組合の給付に要する費用の算定の特例)

第三十五条の二 第二百三十三条第一項に規定する団体共済組合の給付に要する費用は、同項の規定にかかわらず、自治大臣が定める日までの間は、自治大臣の告示する費用をもつて当該給付に要する費用とする。

附則第四十条の見出し中「長期給付」を「長期給付等」に改め、同条中「及び共済年金」を「共済年金及び団体共済組合が行なう給付」に改める。

附則第四十七条第二項中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

(地方公務員共済組合法の長期給付に關する施行法の一部改正)
第二条 地方公務員共済組合法の長期給付に關する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地方公務員等共済組合法の長期給付等に關する施行法
日次中「第五十四条」を「第五十四条の二」に、「第十三章 互助会の会員であつた者に關する経過措置等(第四百四十条—第四百四十三条)」を「第十三章 互助会の会員であつた者に關する経過措置等(第四百四十条—第四百四十二条の二)」に改める。

第一条中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に、「及び共済年金」を「共済年金及び地方団体関係団体職員共済組合が行なう給付」に改める。

第二条第一項各号列記以外の部分中「この法律」の下に「(第十三章及び第十三章の二を除く。以下第十二章までにおいて同じ。)」を加え、同項第一号中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二 三十七年法 地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第 号)による改正前の地方公務員共済組合法をいふ。

第二条第二項第二号中「新法」を「三十七年法」に改め、同項第三号

イ中「新法」を「三十七年法」に、「以下」を「第十三章の二を除き、以下」に改め、同項第十号中「以下」を「第十三章及び第十三章の二を除き、以下同じ」に改め、(新法附則第三十一条の規定により市町村職員共済組合の組合員となり、引き続きその組合員である者を含む。)を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の規定の適用については、恩給に關する法令の改正に伴い、自治省令で定める日までになされた退職年金条例の改正で、政令で定める基準に従い次に掲げる規定に相當する規定を当該退職年金条例に設けるものは、同項に規定する昭和三十七年一月一日以後になされた退職年金条例の改正に該當しないものとする。

一 法律第五十五号附則第四十一条及び第四十二条
二 法律第五十五号附則第四十四号
三 法律第五十五号附則第四十三号
四 法律第五十五号附則第四十三号の二

第三条第一項中「新法による」を「三十七年法による」に改め、同条

第二項中「新法が」を「三十七年法が」に改め、同項第二号中「新法による」を「三十七年法による」に改める。

第三条の二中「新法が」を「三十七年法が」に改める。

第三条の三第一項に次の一号を加える。

四 恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第 号)による改正前の恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)附則第三条の規定に相當する恩給組合法の規定は、削除されたものとする。

第三条の三に次の一項を加える。

3 恩給組合法の適用を受けていた年金条例職員であつた者のうち法律第五十五号附則第四十三号の二に規定する外国特殊機関職員として勤務したことがある者については、同条の規定の例により政令で定めるところにより、当該外国特殊機関職員として勤務していた期間をその者の当該恩給組合法による条例在職年の計算上年金条例職員期間に加えるものとする。この

場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第三条の四に次の一項を加える。

2 前項において準用する年金額

改定法第三条第二項及び第四項並びに第五条の規定が改正された場合における前項の規定の適用については、政令で特に定めるものを除き、これらの規定の改正の際の経過措置の例による。

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二 第二条第四項に規定する退職年金条例の改正により、更新組合員又はその遺族が新たに退職料又はこれに基づく退職年金条例の遺族年金を受ける権利を有することとなつたときは、当該更新組合員は施行日の前日において当該退職料を受け

る権利を有していたものとみなして、当該退職料又は退職年金条例の遺族年金を受ける権利について前条第二項本文の規定を適用する。

第七条第一項第一号ニ中「次条」を「第八条」に改める。

第七条の二に次の一項を加える。

2 恩給組合条例の適用を受けていた年金条例職員であつた更新

組合員が法律第五十五号附則第四十三條の二に規定する外国特殊機関職員として勤務していたものであるときは、同条の規定の例により政令で定めるところにより、当該外国特殊機関職員として勤務していた期間を当該恩給組合条例の適用を受けていた年金条例職員であつた期間に加えるものとする。ただし、

第三条の三第三項の規定により恩給組合条例による条例在職年の計算上年金条例職員期間に加えられた期間については、この限りでない。

第十条に次の一号を加える。

四 職員又は第三百三十一條第一

項に規定する国の職員等であつた者(職員又は同項に規定する国の職員等であつた者で、前号に規定する外国政府又は法人に勤務するため退職し、当該外国政府又は法人に勤務していたものを含む。)で、法律第五十五号附則第四十三條の二に規定する外国特殊機関職員に係る特殊機関に勤務するため退職し、当該特殊機関に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務した後職員となつたものの当該特殊機関に勤務していた期間(当該外国政府又は法人に勤務して

いた者については、当該外国政府又は法人に勤務していた期間を含む。)のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

第十一條第一項第五号中「及び第三百三十一條第一項第一号」を、「第三百三十一條第一項第一号及び第十三章の二」に改める。

第二十條第一項中「以下同じ」を「第十三章の二を除き、以下同じ」に改める。

第三十六條中「以下同じ」を「第十三章及び第十三章の二を除き、以下同じ」に改める。

第二章第五節中第五十四條の次に次の一条を加える。

(退職年金条例の改正に伴う組合員期間の計算の特例)

第五十四條の二 第二条第四項に規定する退職年金条例の改正がなされた場合における更新組合員又はその遺族に係る組合員期間の計算、長期給付の支給その他新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用に関し必要な事項は、法律で別に定めるものを除き、政令で定める。

第五十五條第一項中「及び第三項の下に」、第五條の二を加え、同条第二項中「第五條第二項(第三号を除く。)」の下に、第五條の二を加え、並びに前条第一項を「及

び第五十四條第一項」に改め、同条第三項中「又は第八條第一項」を、「第八條第一項又は第十五條」に改める。

第五十七條第二項中「加算年の年月数」の下に「(同条第六項の規定により同条第四項第一号に規定する加算年の年月数とみなされる年月数を含む。)」を加える。

第六十四條第一項中「以下「厚生年金保険」という」を「第十三章の二を除き、以下「厚生年金保険」という」に改める。

第三百三十一條第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 職員又は国の職員等であつた者(職員又は国の職員等であつた者で、前号に規定する外国政府又は法人に勤務するため退職し、当該外国政府又は法人に勤務していたものを含む。)で法律第五十五号附則第四十三條の二に規定する外国特殊機関職員に係る特殊機関に勤務するため退職し、当該特殊機関に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務した後国の職員等となつたものの当該特殊機関に勤務していた期間(当該外国政府又は法人に勤務していた者について

は、当該外国政府又は法人に勤務していた期間を含む。)のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

は、当該外国政府又は法人に勤務していた期間を含む。)のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

は、当該外国政府又は法人に勤務していた期間を含む。)のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

は、当該外国政府又は法人に勤務していた期間を含む。)のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

は、当該外国政府又は法人に勤務していた期間を含む。)のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

は、当該外国政府又は法人に勤務していた期間を含む。)のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

は、当該外国政府又は法人に勤務していた期間を含む。)のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

は、当該外国政府又は法人に勤務していた期間を含む。)のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

は、当該外国政府又は法人に勤務していた期間を含む。)のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

は、当該外国政府又は法人に勤務していた期間を含む。)のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

は、当該外国政府又は法人に勤務していた期間を含む。)のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

は、当該外国政府又は法人に勤務していた期間を含む。)のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

は、当該外国政府又は法人に勤務していた期間を含む。)のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

は、当該外国政府又は法人に勤務していた期間を含む。)のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

は、当該外国政府又は法人に勤務していた期間を含む。)のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

は、当該外国政府又は法人に勤務していた期間を含む。)のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

は、当該外国政府又は法人に勤務していた期間を含む。)のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

は、当該外国政府又は法人に勤務していた期間を含む。)のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

は、当該外国政府又は法人に勤務していた期間を含む。)のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

は、当該外国政府又は法人に勤務していた期間を含む。)のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

は、当該外国政府又は法人に勤務していた期間を含む。)のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

は、当該外国政府又は法人に勤務していた期間を含む。)のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

は、当該外国政府又は法人に勤務していた期間を含む。)のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

年改正法」といふ。)による改正後の地方公務員等共済組合法をいう。

二 旧市町村共済法 三十九年改正法による改正前の地方公務員共済組合法による廃止前の市町村職員共済組合法をいう。

三 団体共済組合、団体共済組合員、団体職員又は給料それぞれ新法第七十四条第一項、新法第七十九條第三項、新法第九十五條第一項又は新法第九十九條に規定する団体共済組合、団体共済組合員、団体職員又は給料をいう。

四 業務傷病又は業務による廃疾年金 新法第二百二條において準用する新法第八十六條第一項第一号又は新法第八十六條第二項に規定する業務傷病又は業務による廃疾年金をいう。

五 団体共済更新組合員 三十九年改正法附則第一条本文に規定する施行日(以下この章において「施行日」といふ。)の前日に団体職員であつた者で施行日に団体共済組合員となり、引き続き団体共済組合員である者をいう。

六 退職時の給料年額 団体共済組合員が退職(新法第九十六條第二項に規定する退職をいう。以下同じ。)し、又は死亡した日の属する月の掛金の標準となつた給料の額の十倍に相当する金額をいう。

七 新法の給料年額 新法第二百二條の規定により算定した給料年額をいう。

八 退職時の給料日額 団体共済組合員が退職し、又は死亡した日の属する月の掛金の標準となつた給料の額の三十分の一に相当する金額をいう。

九 新法の給料日額 新法第二百二條の規定により算定した給料日額をいう。

2 前項第七号又は第九号に掲げる額を算定する場合において、新法第二百二條に規定する掛金の標準となつた給料には、施行日前の期間(次条第一項第二号の期間を除く。以下この項において同じ。)に係る給料は算入せず、また、新法第二百二條の団体共済組合員期間の月数には、施行日前の期間は算入しない。

(施行日前の団体職員であつた期間の取扱ひ)
第四百三十三條の二 団体共済更新組合員の施行日前の次の期間

は、団体共済組合員期間(新法第九十七條第一項に規定する団体共済組合員期間をいう。)に算入する。

一 施行日の前日に厚生年金保険法による厚生年金保険(以下「厚生年金保険」といふ。)の被保険者であつた者の厚生年金保険の被保険者であつた期間(その期間の計算については、厚生年金保険法の規定による被保険者期間の計算の例による。第四百三十三條の二十二第一項において同じ。)

二 団体職員(新法第七十四條第一項第一号に掲げる団体にその権利義務を引き継いだ団体に使用されていた者で団体職員に相当するものを含む。以下同じ。)であつた期間で施行日の前日まで引き続いていゝるものうち次に掲げる期間

イ 旧市町村共済法附則第十二項後段の規定により旧市町村共済法の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に關する規定の適用を受けていた期間及びこれに相当する期間(次号において「旧市町村職員共済組合の組合員期間」といふ。)で口に掲げる期間に引き続いていゝるもの

ロ 三十九年改正法による改正前の地方公務員共済組合法附則第三十一條の規定により市町村職員共済組合の組合員となつた者の当該組合員として新法第四十二條の規定による長期給付に關する規定の適用を受けていた期間(次号において「市町村職員共済組合の組合員期間」といふ。)で施行日の前日まで引き続いていゝるもの

三 団体職員であつた期間(昭和二十二年五月三日以後の期間に限る。)で施行日の前日まで引き続いていゝるものうち前二号に掲げる期間以外の期間(旧市町村職員共済組合の組合員期間又は市町村職員共済組合の組合員期間で旧市町村共済法若しくは新法第四章第三節第二款若しくは第三款の規定による退職給付若しくは廃疾給付又はこれらに相当する給付の基礎となつた期間(旧市町村共済法又は新法第八十三條の規定による退職一時金を受ける権利を取得するに至らなかつた期間を含む。)を除く。)

2 前項の規定の適用については、旧市町村共済法附則第三十二項の規定により同項に規定する組合員であつた期間とみなされた期間は、前項第二号イの期間とみなす。

3 団体共済更新組合員に係る新法第二百二條において準用する新法第八十三條又は新法第九十八條の規定による退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき団体共済組合員期間を計算する場合に、第一項の規定にかかわらず、その者の同項第三号の期間は、新法第九十七條第一項に規定する団体共済組合員期間に算入しない。

4 第一項第三号の期間の計算は、その初日の属する月から起算し、その最終日の属する月をもつて終るものとする。
(退職年金の額の特例)
第四百三十三條の三 団体共済更新組合員に対する新法第二百二條において準用する新法第七十八條の規定による退職年金の額は、次の各号に掲げる期間に應じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 前条第一項第一号の期間(団体職員でなかつた期間を除く。)二十年までの年数については一年につき退職時の給料年額の七十五分の一、二十年をこえる年数については一年につき退職時の給料年額の

二百二十五分の二に相当する金額

二 前条第一項第二号イの期間二十年までの年数については一年につき退職時の給料年額の六十分の一、二十年をこえる年数については一年につき退職時の給料年額の九十分の一に相当する金額

三 前条第一項第一号の期間で団体職員でなかつた期間又は同項第三号の期間 第一号又は前号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき退職時の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき退職時の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

四 施行日以後の団体共済組合員期間及び前条第一項第二号ロの期間 前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。第百四十三条の十第一項第一号から第三号までを除き、以下同じ。)については一年につき新法の給料年額の百分の二、二十年をこえる年数については一年につき新法の

給料年額の百分の一・五に相当する金額

2 前項の規定を適用する場合において、同項第一号から第三号までの期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第四号の期間に加算するものとする。

(特例による退職年金の額の最高限及び最低保障)

第百四十三条の四 前条の規定により算定した金額が新法の給料年額の百分の六十に相当する金額をこえるときは、当該金額を同条の退職年金の額とする。

2 前条の規定により算定した金額が三万五千五百二十円より少ないときは、当該金額を同条の退職年金の額とする。

(通算退職年金の受給資格の特例)

第百四十三条の五 第二十条第一項の表の上欄に掲げる者である団体共済組合員又は団体共済組合員であつた者で、昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間(通算年金通則法に規定する通算対象期間をいう。以下同じ。)を合算した期間が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、新法第二百二条において準用する新法第八十二条の規定の適用については、同条第二項

第一号に該当するものとみなす。

2 通算年金通則法第六条第二項本文に規定する期間以上である一の通算対象期間が昭和三十六年四月一日の前後にまたがる場合において、前項の規定により当該通算対象期間のうち同日以後の部分と他の通算対象期間とを合算するときは、当該通算対象期間のうち同日以後の部分

3 第二十条第一項の表(大正十四年四月二日以後に生まれた者に係る部分を除く。)の上欄に掲げる者である団体共済組合員又は団体共済組合員であつた者で、昭和三十六年四月一日以後の団体共済組合員期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、新法第二百二条において準用する新法第八十二条の規定の適用については、同条第二項第二号に該当するものとみなす。

(退職一時金の額の特例)

第百四十三条の六 団体共済更新組合員に対する新法第二百二条において準用する新法第八十三条の規定による退職一時金の額の算定の基礎となる同条第二項第一号に掲げる金額は、次の各

号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第百四十三条の二第一項第一号の期間(団体職員でなかつた期間を除く。) 退職時の給料日額に、当該期間に対応する別表第三に定める日数を乗じて得た金額の百分の八十に相当する金額

二 第百四十三条の二第二項第二号イの期間 退職時の給料日額に、当該期間に対応する別表第三に定める日数を乗じて得た金額

三 第百四十三条の二第二項第一号の期間で職員でなかつた期間 退職時の給料日額に、当該期間に対応する別表第三に定める日数を乗じて得た金額の百分の五十五に相当する金額

四 施行日以後の団体共済組合員期間及び第百四十三条の二第一項第二号ロの期間 新法の給料日額に、当該期間と前三号の期間とを合算した期間に対応する別表第四に定める日数から前三号の期間に対応する同表に定めるそれぞれの日数を控除した日数を乗じて得た金額

一号若しくは第三号に該当するもの(同号に該当する者にあつては、昭和三十六年十一月一日前から施行日の前日まで引き続き厚生年金保険の第二種被保険者であつた者に限る。)又は同日に新法第四十二条の規定による長期給付に関する規定の適用を受ける者であつた団体共済更新組合員で次の各号の一に該当するものについて新法第二百二条において準用する新法第八十三条第一項及び第二項の規定を適用する場合において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上同条第二項第二号に掲げる金額の控除を受けたいことを希望する旨を団体共済組合に申し出たときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項の規定を適用する。

一 明治四十四年四月一日以前に生まれた者

二 昭和三十九年十月三十一日までに退職する男子

三 昭和四十一年十月三十一日までに退職する女子

(業務による廃疾年金に関する規定の適用)

第百四十三条の八 新法第二百二条において準用する新法第八十

六条から第九十二条までの規定中業務による廃疾年金に關する部分の規定は、団体共済組合員が施行日以後業務により病氣にかかり、又は負傷し、当該業務傷病により廃疾となつた場合について適用する。

(業務によらない廃疾給付に關する特例)

第四百四十三条の九 第四百四十三条の二第一項各号に掲げる期間で施行日まで引き続いてゐるものは、新法第二百二条において準用する新法第八十六条第一項第二号の規定の適用については、団体共済組合員であつた期間とする。

(団体共済組合員期間二十年をこえる団体共済更新組合員の廃疾年金の特例)

第四百四十三条の十 団体共済更新組合員に対する新法第二百二条において準用する新法第八十六条の規定による廃疾年金の額のうち二十年をこえる団体共済組合員期間について加算する金額は、新法第二百二条において準用する新法第八十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第四百四十三条の二第一項第

一号の期間(団体職員でなかつた期間を除く。)で二十年をこえるもののそのこえる期間その年数一年につき退職時の給料年額の二百二十五分の二に相当する金額

二 第四百四十三条の二第一項第二号イの期間で二十年をこえるもののそのこえる期間その年数一年につき退職時の給料年額の九十分の一に相当する金額

三 第四百四十三条の二第一項第一号の期間で団体職員でなかつた期間又は同項第三号の期間で同項第一号の期間(団体職員でなかつた期間を除く。)又は同項第二号イの期間と合算して二十年をこえるもののそのこえる期間その年数一年につき退職時の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

四 施行日以後の組合員期間及び第四百四十三条の二第一項第二号ロの期間で同項第一号の期間、同項第二号イの期間又は同項第三号の期間と合算して二十年をこえるもののそのこえる期間その年数一年につき新法の給料年額の百分の一・五に相当する金額

2 第四百四十三条の三第二項の規

定は、前項各号の期間について準用する。

(業務傷病による死亡に係る遺族年金の規定の適用)

第四百四十三条の十一 新法第二百二条において準用する新法第九十三条から第九十九条までの規定中新法第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金に關する部分の規定は、団体共済組合員が施行日以後業務により病氣にかかり、又は負傷し、当該業務傷病により死亡した場合について適用する。

(遺族年金の受給資格に係る団体共済組合員期間)

第四百四十三条の十二 新法第二百二条において準用する新法第九十三条第一項第三号の規定による遺族年金(業務による廃疾年金を受ける権利を有する者に係る遺族年金を除く。)を受ける権利に係る団体共済組合員期間は、施行日まで引き続く団体共済組合員期間及び施行日以後の団体共済組合員期間に限るものとする。

(団体共済組合員期間二十年をこえる者に係る遺族年金の額の特例)

第四百四十三条の十三 団体共済更新組合員に係る新法第二百二条において準用する新法第九十

三条第一項第一号の規定による遺族年金の額のうち二十年をこえる団体共済組合員期間について加算する金額は、同号の規定にかかわらず、第四百四十三条の十第一項各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

2 第四百四十三条の三第二項の規定は、前項の第四百四十三条の十第一項各号の期間について準用する。

(団体共済組合員期間十年以上二十年未満の者に係る遺族年金の額の特例)

第四百四十三条の十四 団体共済更新組合員に係る新法第二百二条において準用する新法第九十三条第一項第三号の規定による遺族年金の額は、第四百四十三条の三の規定により算定した金額の百分の五十に相当する金額とする。

(特例による遺族年金の額の最低保障)

第四百四十三条の十五 新法第二百二条において準用する新法第九十三条第一項第一号若しくは第四百四十三条の十三又は前条の規定により算定した遺族年金の額が二万一千三百六十円より少ないときは、その額を当該遺族年金の額とする。

(遺族一時金の額の特例)

第四百四十三条の十六 団体共済更新組合員が死亡した場合におけるその遺族(新法第二百二条において準用する新法第二十一条第三号に規定する遺族をいう。)に対する新法第二百二条において準用する新法第九十八条の規定による遺族一時金の額は、第四百四十三条の六の規定により算定した金額に相当する金額とする。

(地方公務員共済組合法の退職年金等の受給の申出)

第四百四十三条の十七 施行日の前日において三十九年改正法による改正前の地方公務員共済組合法附則第三十一条の規定により市町村職員共済組合の組合員であつた団体共済更新組合員で、同法の規定の適用につき同日に退職したとしたならば、同法第七十八条若しくは第八十六条から第十一条まで又は同法第八十六条若しくは第二十六条第二項の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなるものが、施行日から六十日以内に、当該市町村職員共済組合に對してこれらの年金を受けることを希望する旨の申出をしたときは、その者は、同法の長期給付に關する規定の適用について

は、施行日の前日において退職したものとみなす。この場合においては、その者については、第四百四十三条の二第二項第二号の規定を適用しないものとする。

(再就職者の取扱い)

第四百四十三条の十八 第四百四十三条の二から第四百四十三条の四まで、第四百四十三条の十及び第四百四十三条の十三から第四百四十三条の十五までの規定は、団体共済更新組合員であつた者で再び団体共済組合員となつたものについて準用する。

(再就職者に係る退職年金等の額に関する特例)

第四百四十三条の十九 団体共済更新組合員であつた者で退職一時金の額の算定につき第四百四十三条の六の規定の適用を受け、その後再び団体共済組合員となつたものに対する前条において準用する第四百四十三条の三第一項の規定の適用については、同項第一号、同項第二号、同項第三号又は同項第四号の金額は、これらの規定により算定した金額からそれぞれ第一号、第二号、

第三号又は第四号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 第四百四十三条の六第一号の期間の年数一年につき退職時の給料年額の百分の〇・六に相当する金額

二 第四百四十三条の六第二号の期間の年数一年につき退職時の給料年額の百分の〇・七五に相当する金額

三 第四百四十三条の六第三号の期間の年数一年につき退職時の給料年額の百分の〇・七五に相当する金額

四 第四百四十三条の六第四号の期間の年数一年につき新法の給料年額の百分の一・四に相当する金額

2 前項に規定する者について、前条の規定により第四百四十三条の四第一項若しくは第二項又は第四百四十三条の十五の規定を準用する場合には、これらの規定に規定する金額は、当該金額から前項において控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。

3 第一項に規定する者について、新法第二百二条において準

用する新法第八十七条第三項の規定を適用する場合には、同項中「第七十八条第三項第一号又は第二号」とあるのは、「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)第四百四十三条の十九第一項各号又は第二百二条において準用する第七十八条第三項第二号」とする。

(期間計算の方法)

第四百四十三条の二十 新法第二百二十七条の規定は、この章の規定による給付の請求又は給付を受ける権利に係る申出に係る期間の計算について準用する。

(厚生年金保険の被保険者であつた期間等の取扱い)

第四百四十三条の二十一 第四百四十三条の二第一項第一号の期間を有する団体共済更新組合員の同項の規定により団体共済組合員期間に算入された同号の期間は、施行日以後における厚生年金保険法の規定の適用については、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。

2 第四百四十三条の二第二項第二号の期間を有する団体共済更新

組合員の同項の規定により団体共済組合員期間に算入された同号の期間は、施行日以後における新法及びこの法律の規定の適用については、旧市町村共済法の退職給付、廃疾給付及び遺族給付又は新法第四十二条の規定による長期給付に関する規定の適用を受ける者でなかつたものとみなす。

(厚生保険特別会計からの交付金等)

第四百四十三条の二十二 政府は、厚生保険特別会計の積立金のうち、第四百四十三条の二第一項の規定により同項第一号の期間を団体共済組合員期間に算入される団体共済更新組合員の厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、施行日から二年以内に厚生保険特別会計から団体共済組合に交付するものとする。

2 市町村職員共済組合は、新法第二十四条の規定による責任準備金のうち、第四百四十三条の二第一項の規定により同項第二号の期間を団体共済組合員期間に算入される団体共済更新組合員

の同号の期間に係る部分を、政令で定めるところにより、団体共済組合に移換するものとする。

3 この章の規定により団体共済更新組合員について生ずる団体共済組合の追加費用については、第三百六条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「国又は地方公共団体」とあるのは「新法第七十四条第一項に規定する団体」と、同条第二項中「組合又は連合会」とあるのは「団体共済組合」と読み替へるものとする。

4 新法第二百六条から第二百九条まで並びに第二百十三条第二項及び第四項の規定は、前項の追加費用について準用する。

(政令への委任)

第四百四十三条の二十三 この章に規定するもののほか、新法第二章及びこの章の団体共済組合が行なう給付に関する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

別表第二の次に次の二表を加える。

別表第三

期	間	日	数
六月以上二年未満			一〇日
一年以上二年未満			二〇日
一年六月以上二年未満			三〇日
一年以上二年未満			四〇日
二年六月以上三年未満			五〇日
三年以上三年六月未満			六〇日
三年六月以上四年未満			七〇日
四年以上四年六月未満			八〇日
四年六月以上五年未満			九〇日
五年以上五年六月未満			一〇〇日
五年六月以上六年未満			一一〇日
六年以上六年六月未満			一二〇日
六年六月以上七年未満			一三〇日
七年以上七年六月未満			一四〇日
七年六月以上八年未満			一五〇日
八年以上八年六月未満			一六〇日

八年六月以上九年未満	一七〇日
九年以上九年六月未満	一八〇日
九年六月以上一〇年未満	一九〇日
一〇年以上一〇年六月未満	二〇〇日
一〇年六月以上一一年未満	二一五〇日
一一年以上一一年六月未満	二二五〇日
一二年六月以上一二年六月未満	二四五〇日
一二年六月以上一二年六月未満	二六〇日
一二年六月以上一三年未満	二七五〇日
一三一年以上一三年六月未満	二九〇日
一三年六月以上一四年未満	三〇五〇日
一四年以上一四年六月未満	三二〇日
一四年六月以上一五年未満	三三五〇日
一五一年以上一五年六月未満	三五〇日
一五年六月以上一六年未満	三六五〇日
一六年以上一六年六月未満	三八〇日
一六年六月以上一七年未満	三九五〇日
一七年以上一七年六月未満	四一〇日

昭和三十九年四月十五日 参議院會議録第十七号(その二) 地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

別表第四

期	間	日	数
一七年以上一八年末満			四二五日
一八年以上一八年末満			四四〇日
一八年以上一八年末満			四四〇日
一八年以上一八年末満			四四〇日
一九年以上一九年末満			四七〇日
一九年以上一九年末満			四八五日
六年以上一年未満			一〇日
一年以上一年未満			二〇日
一年以上一年未満			三二日
一年以上一年未満			四五日
一年以上一年未満			五七日
一年以上一年未満			七〇日
一年以上一年未満			八二日
一年以上一年未満			九五日
一年以上一年未満			一〇七日
一年以上一年未満			一二〇日
一年以上一年未満			一三二日

六年以上六年未満	一四五日
六年以上六年未満	一五七日
六年以上六年未満	一七〇日
六年以上六年未満	一八二日
六年以上六年未満	一九五日
六年以上六年未満	二〇七日
六年以上六年未満	二二〇日
六年以上六年未満	二二二日
六年以上六年未満	二四五日
六年以上六年未満	二五七日
六年以上六年未満	二七〇日
六年以上六年未満	二八二日
六年以上六年未満	二九五日
六年以上六年未満	三〇七日
六年以上六年未満	三二〇日
六年以上六年未満	三三二日
六年以上六年未満	三三二日
六年以上六年未満	三五〇日
六年以上六年未満	三六五日

一五年以上一五年六月未満	三八〇日
一五年六月以上一六年未満	三九五日
一六年以上一六年六月未満	四一〇日
一六年六月以上一七年未満	四二七日
一七年以上一七年六月未満	四四五日

一七年以上一八年末満	四六二日
一八年以上一八年末満	四八〇日
一八年以上一九年末満	四九七日
一九年以上一九年末満	五一五日
一九年以上二〇年末満	五三二日

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次条第一項から第四項までの規定は、公布の日から施行する。

(地方団体関係団体職員共済組合の設立)

第二条 自治大臣は、昭和三十九年七月三十一日までに地方団体関係団体職員共済組合設立委員(以下「設立委員」という。)を指名しなければならぬ。

2 設立委員は、昭和三十九年八月三十一日までに、改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)第百七十五条第一項各号に掲げる事項について定款を定め、及び自治省令で定めるところにより運営規則を定め、並びに自治省令で定めるところにより施行日を含む事業年度のうち同日以

後の期間に係る事業計画及び予算を作成し、その定款、運営規則、事業計画及び予算について自治大臣の認可を申請しなければならない。

3 自治大臣は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

4 自治大臣は、昭和三十九年九月二十日までに、理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名しなければならない。

5 地方団体関係団体職員共済組合(以下この条において「団体共済組合」という。)は、第三項の規定による告示があつたときは、施行日に成立する。この場合において、団体共済組合は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

6 第四項の規定により指名された理事長となるべき者及び監事となるべき者は、団体共済組合の成立の日において、団体共済組合の理

事長及び監事となるものとする。

7 団体共済組合の設立に要する費用は、団体共済組合が負担するものとする。

(市町村職員共済組合の組合員の資格の特例)

第三条 改正前の地方公務員共済組合法(以下「改正前の法」という。)附則第三十一条の規定により市町村職員共済組合の組合員となつた者で、施行日の前日まで引き続き市町村職員共済組合の組合員で

あり、この法律が施行されなければ引き続き市町村職員共済組合の組合員であるべきものが、施行日から三十日以内に、当該市町村職員共済組合に対し、当該市町村職員共済組合の組合員となることを希望する旨を申し出たときは、その者は、改正後の法第二条第一項第一号の規定にかかわらず、施行日に、当該市町村職員共済組合の組合員となるものとする。ただ

し、当該組合員となつた者については、改正後の法の長期給付に関する規定は、適用しないものとする。

(更新組合員に係る経過措置)

第四条 改正前の地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「改正前の施行法」という。)第二条第一項第十号に規定する更新組合員(以下「更新組合員」という。)に該当する者で改正前の法附則第三十一条の規定により市町村職員共済組合の組合員となり、引き続きその組合員であつたものに

係る施行日前に給付事由が生じた改正前の法の長期給付については、なお従前の例による。

2 前項に規定する者が施行日以後において再び改正後の法の長期給付に関する規定の適用を受ける地方公務員共済組合の組合員となつたときは、その者は、改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付

等に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)第五十五条第一項第一号に掲げる者に該当する者とみなす。

(恩給組合法の規定による退職料等の停止に関する経過措置等)

第五条 恩給法の一部を改正する法律等(の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第 号。以下「法律第 号」という。))による改正前の恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第百十四号)附則第三条の規定に相当する恩給組合法の規定の適用によりその支給を停止されている退職料又は退職年金条例の遺族年金の停止については、昭和三十九年九月分までは、改正後の施行法

第三条の三第一項第四号の規定にかかわらず、従前の例による。

2 恩給組合法がなお効力を有するものとしたならば改正後の施行法第三条の三第三項の規定によりその者の外国特殊機関職員として

勤務していた期間がその者の年金
条例職員期間に加えられることに
より退職料又は退職年金条例の遺
族年金を支給すべきこととなる者
については、市町村職員共済組合
が、恩給法の一部を改正する法律
(昭和二十八年法律第五十五号、
以下「法律第五十五号」という。)

附則第四十三条の二において準用
する同法附則第四十二條第三項か
ら第五項までの規定の例により、
当該退職料又は退職年金条例の遺
族年金に相当する年金を支給す
る。

3 前項の規定により支給される退
職料又は退職年金条例の遺族年金
に相当する年金は、改正後の法及
び改正後の施行法の規定の適用に
ついては、恩給組合法の規定によ
る退職料又は退職年金条例の遺
族年金とみなす。この場合におい
て、これらの年金を受ける権利を
有する者が地方公務員共済組合の
組合員(当該組合員であつた者を
含む。)又はその遺族であるとき
は、当該組合員はその組合員となつ
た日の前日において当該みなされ
た退職料を受ける権利を有してい
たものとみなして、当該みなされた
退職料又は退職年金条例の遺族年
金を受ける権利について改正後の
施行法第五條第二項本文(同法第

五十五條第一項において準用する
場合を含む。)の規定を適用する。
(除算された加算年の算入に伴う
経過措置)

第六條 更新組合員(改正前の施行
法第五十五條第一項各号に掲げる
者を含む。以下「更新組合員等」と
いう。)が施行日前に退職し、又は
死亡した場合において、法律第百
五十五號附則第二十四條第五項及
び第六項並びに改正後の施行法の
規定を適用するとしなければ退職
年金又は遺族年金を支給すべきこ
ととなるときは、改正後の施行法
の規定により、昭和三十九年十月
分以後、その者又はその遺族に退
職年金又は遺族年金を支給する。

2 前項の規定は、法律第百五十五
號附則第二十四條の四第二項各号
に掲げる者については、適用しな
い。

3 第一項の規定により新たに退職
年金又は遺族年金の支給を受ける
こととなる者が、同一の給付事由
につき退職給付金(これに相当す
る給付を含む。)の支給を受け、又
は改正前の施行法第二條第一項第
三号に規定する共済法、改正前の
施行法若しくは改正前の法の規定
による退職一時金、廃疾一時金若
しくは遺族一時金(これらに相当
する給付を含む。)の支給を受けた
者(改正前の法第八十三條第一項

ただし書の規定の適用を受けた者
を含む。)である場合には、当該退
職年金又は遺族年金の額は、第一
項の規定にかかわらず、同項の規
定による額から当該退職給付金又
はこれらの一時金の額(改正前の
法第八十三條第一項ただし書の規
定の適用を受けた者については、
その退職一時金の額の算定の基礎
となつた同条第二項第一号に掲げ
る金額とし、これらの額(以下「支
給額等」という。)の一部が地方公
務員共済組合に返還されていると
きは、その金額を控除した金額と
する。)の十五分の一に相当する金
額を控除した金額とする。ただし、
支給額等の全部が地方公務員共済
組合に返還された場合は、この限
りでない。

第七條 改正前の法附則第三條第一
項に規定する旧組合の組合員であ
つた者(地方公務員共済組合の組
合員となつた者を除く。)又はその
遺族で改正前の法が施行されなけ
れば国家公務員共済組合法の長期
給付に関する施行法等の一部を改
正する法律(昭和三十九年法律
第 号)附則第二條の規定の適
用を受けるべきこととなるものに
ついては、地方職員共済組合、公
立学校共済組合又は警察共済組合
が、同条の規定の例により、国家
公務員共済組合法(昭和三十三年

法律第百二十八號)の規定による
退職年金又は遺族年金を支給す
る。この場合において、当該退職
年金又は遺族年金は、改正後の施
行法第三條第一項に規定する国の
新法の規定による長期給付とみな
す。

2 改正後の施行法第三條の五の規
定は、前項の規定による給付の支
給により増加する費用の負担につ
いて準用する。

(外国特殊機関の職員期間の組合
員期間への算入に伴う経過措置)

第八條 更新組合員等が施行日前に
退職し、又は死亡した場合におい
て、条例在職年、在職年又は組合
員期間(改正後の法第四十條第一
項に規定する組合員期間をいう。
以下同じ)の計算につき次に掲げ
る規定を適用するとしなければ退
職年金又は遺族年金を支給すべき
こととなるときは、改正後の施行
法の規定により、昭和三十九年十
月分以後、その者又はその遺族に
退職年金又は遺族年金を支給す
る。

一 法律第百五十五號附則第四十
三條の二又はこれに相当する退
職年金条例の規定及び改正後の
施行法の規定
二 改正後の施行法第十條第四号
又は第百三十一條第二項第三号
の規定

2 附則第六條第二項の規定は前項
第一号の場合について、同条第三
項の規定は前項の場合について準
用する。この場合において、同条
第二項中「第二項各号に掲げる者」
とあるのは、「第二項各号に掲げ
る者又はこれに相当する者」と読
み替へるものとする。

3 施行日の前日において現に改正
前の法又は改正前の施行法の規定
により退職年金、減額退職年金、
廃疾年金又は遺族年金を受ける権
利を有する者について、当該年金
に係る更新組合員等の組合員期間
の計算につき法律第百五十五號附
則第四十三條の二又はこれに相当
する退職年金条例の規定及び改正
後の施行法の規定を適用するとし
たならば当該年金の額が増加する
こととなるときは、昭和三十九年
十月分以後、当該年金の額を改定
する。

第九條 改正前の法附則第三條第一
項に規定する旧組合の組合員であ
つた者(地方公務員共済組合の組
合員となつた者を除く。)又はそ
の遺族で改正前の法が施行されな
ければ国家公務員共済組合法の長
期給付に関する施行法等の一部を
改正する法律(昭和三十九年法律
第 号)附則第三條第一項及び
第二項の規定の適用を受けるべき
こととなるものについては、地方

職員共済組合、公立学校共済組合又は警察共済組合が、これらの規定の例により、国家公務員共済組合法の規定による退職年金又は遺族年金を支給する。この場合において、当該退職年金又は遺族年金は、改正後の施行法第三条第一項に規定する国の新法の規定による長期給付とみなす。

2 改正後の施行法第三条の五の規定は、前項の規定による給付の支給により増加する費用の負担について準用する。

(勤続加給額の加給に伴う退職年金等の額の改定に関する経過措置)

第十条 施行日の前日において現に改正前の施行法第五十七条第三項第二号又は第九十条第二項第二号及び法律第 号による改正前の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第百五十六号。以下「法律第百五十六号」という。)第四条の規定を適用してその額を算定した退職年金、減額退職年金又は遺族年金については、昭和三十九年十月分以後、改正後の施行法第五十七条第三項第二号又は第九十条第二項第二号及び法律第 号による改正後の法律第百五十六号第四条の規定を適用してその額を改定する。

(登録税法の一部改正)

第十一条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「地方議會議員共済会」の下に、「地方団体関係団体職員共済組合」を加え、「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改め、同条第十八号中「地方議會議員共済会」の下に、「地方団体関係団体職員共済組合」を加え、同条第二十二号ノ三中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改め

(印紙税法の一部改正)

第十二条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十四中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に、「並ニ地方議會議員共済会ノ同法ニ基ク給付ニ関スル証書、帳簿」を「地方議會議員共済会ノ同法ニ基ク給付ニ関スル証書、帳簿並ニ地方団体関係団体職員共済組合ノ同法ニ基ク給付ニ関スル証書、帳簿」に改める。

第二十三条中「地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法

(昭和三十三年法律第百五十三号)第百三十八条」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十三年法律第百五十三号)第百三十八条及第百四十三

条の二十二第一項」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十四条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「地方議會議員共済会」の下に、「地方団体関係団体職員共済組合」を加える。

第八条第八項第六号の三中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に、「又は」を「若しくは」に改め、「掛金」の下に「又は同法第二百三十三条第二項の規定により組合員として負担する掛金」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十五条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「地方議會議員共済会」の下に、「地方団体関係団体職員共済組合」を加える。

第十六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第七條の二中「同法及び地方公務員共済組合法の長期給付に

関する施行法」を「地方公務員等共済組合法及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に、「地方公務員共済組合法第四十四条」を「地方公務員等共済組合法第四十四条」に改める。

(医療法の一部改正)

第十七条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七條の二第一項第四号中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)」を「地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百五十二号)」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第四号中「地方議會議員共済会」の下に、「地方団体関係団体職員共済組合」を加える。

第七十二條の十四第一項、第七十二條の十七第一項、第七十三條の四第一項第八号及び第二百六十二條第四号中「地方公務員共済組

合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

第三百四十八條第四項中「及び地方議會議員共済会」を「地方議會議員共済会及び地方団体関係団体職員共済組合」に改める。

第六百七十二條第四号中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第十九条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十六号の二の次に次の一号を加える。

十六の三 地方団体関係団体職員共済組合を監督し、及びその定款の変更を認可すること。

第十条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 地方団体関係団体職員共済組合に関する事務を処理すること。

第二十三條の五第二項中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

第二十条 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「地方公務員共

昭和三十一年四月十五日 参議院會議録第十七号(その二) 地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

附則第二項中「地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改める。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第二十一条 未帰還者留守家族等援護法(昭和三十一年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条及び附則第四十九項中「地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改める。

(国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第二十二條 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第四号中「地方公務員共済組合法(昭和三十一年法律第五十二号)第七十四條(長期給付の種類の給付)」に、「地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改める。

長期給付等に関する施行法」に改める。

(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)

第二十三條 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第三号中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

附則第六項中「地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第二十四條 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十九條中「若しくは私立学校教職員共済組合」を「地方団体関係団体職員共済組合若しくは私立学校教職員共済組合」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第二十五條 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第五十一條第一項中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に、「地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改める。

第五十一條の二第一項中「地方の新法による」を削り、同条第七項中「第九十五條第四項」を「第九十五條第五項」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第二十六條 国民年金法(昭和三十一年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第五号中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改め、同条第二項第一号中「地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改める。

附則第二項中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十七條 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十五條第二項中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改め、「公務による慶弔年金」の下に「又は業務による慶弔年金」を、「第九十一條」の下に「(同法第二百二條において準用する場合を含む)」を加え、「当該年金」を「これらの年金」に改める。

(通算年金通則法の一部改正)

第二十八條 通算年金通則法(昭和三十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第五号中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

第四條第一項中「第八号」を「第九号」に改め、同項に次の一号を加える。

九 地方団体関係団体職員共済組合の組合員期間

第四條第二項第二号イ中「地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改める。

附則第二條第二項中「第四号」の下に「及び第六号」を加え、同条に次の二項を加える。

4 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第七條の規定により第四條第一項第五号に掲げる期間に算入された期間のうち、昭和三十六年四月一日前の期間は、同項の規定にかかわらず、通算対象期間としな

い。

5 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第四十三條の二の規定により第四條第一項第九号に掲げる期間に算入された期間のうち、昭和三十六年四月一日前の期間は、同項の規定にかかわらず、通算対象期間としな

い。

附則第四條中「地方公務員共済組合法による」を削る。

附則第五條中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に、「地方公務員共済組合法の長期給付等に関する施行法」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改める。

正前の地方公務員共済組合法」に改める。

附則第八條第一項中「地方公務員共済組合法附則」を「地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律による改正前の地方公務員共済組合法附則」に、「地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改める。

「地方公務員共済組合法の規定」を「地方公務員等共済組合法の規定」に、「附則第二條第二項」を「附則第二條第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 昭和三十一年十一月三十日において厚生年金保険の被保険者である地方公務員であつた者で、同年十二月一日に地方公務員共済組合の組合員となつたものの昭和三十六年四月一日前の厚生年金保険の被保険者期間で地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第七條第一項及び第二項の規定により地方公務員等共済組合法の規定による退職一時金の基礎となるべき組合員期間に算入されたものは、附則第二條第四項の規定にかかわらず、この法律及び公的年金各法において通算対象期間とする。

附則第九條中「地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に、「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

附則に次の二条を加える。

(地方団体関係団体職員共済組合の組合員に関する経過措置)

第十條 昭和三十九年九月三十日において厚生年金保険の被保険者又は地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律による改正前の地方公務員共済組合法附則第三十一條の規定による地方公務員共済組合の組合員である団体(地方公務員等共済組合法第百七十四條第一項に規定する団体をいう。以下同じ。)の職員であつた者で同年十月一日に地方団体関係団体職員共済組合の組合員となつたものの昭和三十六年四月一日前の厚生年金保険の被保険者期間、廃止前の市町村職員共済組合法に基づく市町村職員共済組合の組合員であつた期間又は地方公務員共済組合の組合員期間で、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第百四十三條の二第一項から第三項までの規定により地方公務員等共済組合法第二百二條において準用する同法第八十三條の規定による退職一時金の基礎となるべき地方団体関係団体職員共済組合の組合員期間に算入された期間に係る第七條第一項の規定による確率は、地方団体関係団体職員共済組合が行なう。

組合法の長期給付等に関する施行法第百四十三條の二第一項から第三項までの規定により地方公務員等共済組合法第二百二條において準用する同法第八十三條の規定による退職一時金の基礎となるべき地方団体関係団体職員共済組合の組合員期間に算入された期間に係る第七條第一項の規定による確率は、地方団体関係団体職員共済組合が行なう。

(児童扶養手当法の一部改正)

第二十九條 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八號)の一部を次のように改正する。

第三條第二項第七号中「地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二號)」を「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二號)及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三號)」に改める。

(国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十條 国民健康保険法等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第六十二號)の一部を次のように改正する。

附則第七條第三項中「この法律による改正後の地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

(オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三十一條 オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置

に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第七十六號)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に、「その他の組合法」を「その他」に改める。

(地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十二條 地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第百二十八號)の一部を次のように改正する。

附則第二條第七項中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に、「施行法」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、これらの年金を受ける権利を有する者が地方公務員共済組合の組合員(当該組合員であつた者を含む。)又はその遺族であるときは、当該組合員はその組合員となつた日の前日において当該組合員なされた退職料を受ける権利を有していたものとみなして、当該組合員なされた退職料又は退職年金条の遺族年金を受ける権利について施行法第五條第二項本文(第五十五條第一項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

附則第三條第三項中「法」を「地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百一號)による改正前の地方公務員共済組合法」に改める。

附則第四條第一項中「法」を「地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律による改正前の地方公務員共済組合法」に改める。

(重度精神薄弱児扶養手当法の一部改正)

第三十三條 重度精神薄弱児扶養手当法(昭和三十九年法律第百一號)の一部を次のように改正する。

第三條第二項第七号中「地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二號)」を「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二號)及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三號)」に改める。

(健康保険法等の一部改正)

第三十四條 次に掲げる法律の規定中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十號)第四十三條ノ四第二項

二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三號)第十五條第一項

三 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四號)第二十四條の二第五項第三号の三

四 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外

等に関する法律(昭和二十二年法律第百三十八號)第二條第二号

五 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第百三十六號)第三條

六 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六號)第三十七條第一項

七 雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第百七號)第十八條第一項から第四項まで

八 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第百十七號)第二條第一項第二号

九 租税特別措置法(昭和三十三年法律第百二十六號)第二十六條第一項第一号

十 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一號)第十四條の二第一項

十一 国家公務員共済組合法第百二十六條の二第一項(見出しを含む。)第百二十六條の三第一項、第百二十六條の四及び附則第十三條の九

十二 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二號)第六條第三号及び第四号並びに第五十六條第一項

十三 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七號)第七十七條第二項第七号

十四 オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律(昭和三十六年法律第百三十八號)第六條第二項

昭和三十九年四月十五日 参議院会議録第十七号(その二)

五〇六

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(ただし長買紙は二十円)
(送料とも)
所 東京港区赤坂奥町二番地
大蔵省印刷局 電話 東京 六
官 報 九三三三
九三三三
九三三三
九三三三
九三三三